

第2次富山市男女共同参画プラン

後期実施計画

(案)

目次

	ページ
I 計画の趣旨	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置付け	2
(1) プランの性格	2
(2) 計画の構成と計画期間	4
II 男女共同参画を取り巻く現状	5
1 現状分析	5
(1) 人口・人口動態	5
(2) 雇用・就労	13
(3) 地域における女性活躍	16
(4) 配偶者等からの暴力(DV)の状況	17
(5) 富山市の各種調査結果からみる現状分析	18
(6) 国・県の動き	32
2 前期実施計画の評価	34
(1) 評価の実施について	34
(2) 評価基準	34
(3) 評価結果	35
III 男女共同参画を取り巻く現状からみた課題	36
IV 基本計画	39
1 基本理念	39
2 基本目標	40
V 実施計画(後期)	42
実施計画(後期)体系図 令和4(2022)年度～令和8(2026)年度	42
基本目標1 男女共同参画の意識の醸成から行動を促す	44
取り組む主要テーマ1(1) 人権尊重、平等意識の啓発	44
取り組む主要テーマ1(2) 男女共同参画を推進する教育・学習の充実	46
取り組む主要テーマ1(3) 心と体の健康づくり	48
基本目標2 誰もが共にいきいきと活躍する社会を創る<富山市女性活躍推進計画>	53
取り組む主要テーマ2(1) あらゆる分野における女性参画の推進とリーダーの育成	53
取り組む主要テーマ2(2) 女性の自己実現、経済的自由の支援	55
取り組む主要テーマ2(3) 誰もが能力を発揮できる環境の整備	58

	ページ
基本目標 3 支え合う家族・地域社会づくりの推進	64
取り組む主要テーマ 3 (1) 仕事と生活の調和を目指した家族ぐるみの支え合い	64
取り組む主要テーマ 3 (2) 地域ぐるみの支え合いによる男女共同参画の推進	66
取り組む主要テーマ 3 (3) 防災分野における男女共同参画の推進	69
基本目標 4 あらゆる暴力ゼロの環境づくりの推進<第 2 次富山市 DV 対策基本計画>	71
取り組む主要テーマ 4 (1) パートナー間のあらゆる暴力根絶のための意識づくり	71
取り組む主要テーマ 4 (2) 相談体制の強化	73
取り組む主要テーマ 4 (3) 安全確保と自立支援	75
取り組む主要テーマ 4 (4) DV 対策推進体制の強化	78

I 計画の趣旨

1 計画策定の趣旨

我が国では、平成 11（1999）年に「男女共同参画社会基本法（以下「基本法」という。）」を公布・施行、基本法に基づく第 1 次計画として平成 12（2000）年に「男女共同参画基本計画」を策定、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進し、令和 2（2020）年には「第 5 次男女共同参画基本計画」が策定されました。

また、この間にも、平成 27（2015）年 9 月には、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」という。）」が公布（令和元（2019）年に一部改正により一般事業主行動計画の策定義務対象の拡大やハラスメント防止対策の強化等の措置が盛り込まれる）、平成 30（2018）年 5 月には、「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が施行される等、あらゆる分野における女性の活躍に向けた制度が整備され、女性の社会進出に向けた取組が進められてきました。

本市では、「富山市男女共同参画推進条例」で掲げた、豊かで活力に満ちた男女共同参画社会の実現を目指して、10 年間で 1 期とした「富山市男女共同参画プラン 2007-2016」（第 1 次）を平成 19（2007）年 3 月に、「第 2 次富山市男女共同参画プラン 2017-2026」を平成 29（2017）年 3 月に策定し、様々な施策に取り組んできました。

その結果、令和 2 年度に実施した「富山市男女共同参画に関する市民意識調査」では、「男性は仕事、女性は家庭」という固定的な性別役割分担意識に若干の改善が見られました。しかし、男女の地位の平等感について分野別（：「家庭生活」「職場」「学校教育の場」「政治の場」「法律や制度上」「社会通念・慣習・しきたりなど」）にみると、富山市の平等感は今も全国平均以下となっています。さらに、「政治の場」や「社会通念・慣習・しきたり」、「職場」、「自治会・町内会などの地域活動」は改善の傾向はみられるものの依然として 3 割未満にとどまり、特に「政治の場」や「社会通念・慣習・しきたり」、「自治会・町内会などの地域活動」の平等感の増加は 1% に満たないことから、男女共同参画社会の形成に向けて、引き続き積極的に取り組んでいく必要があります。

また、世界共通の問題となっている新型コロナウイルス感染症についても、令和 2 年 1 月に我が国で初めて感染者が確認されて以降、1 年以上経過した今でも感染拡大が続くことで、特に女性の雇用や生活面において深刻な影響を及ぼしております。

このようなことから、令和 4（2022）年 3 月で終了する「第 2 次富山市男女共同参画プラン前期実施計画」を、現在の社会情勢の変化や市民意識調査の結果、計画の進捗状況の中間評価・分析などから内容を見直し、富山市における男女平等社会の形成が一層促進されるよう、今後 5 年間の「第 2 次富山市男女共同参画プラン後期実施計画」（以下「プラン」という。）を策定します。

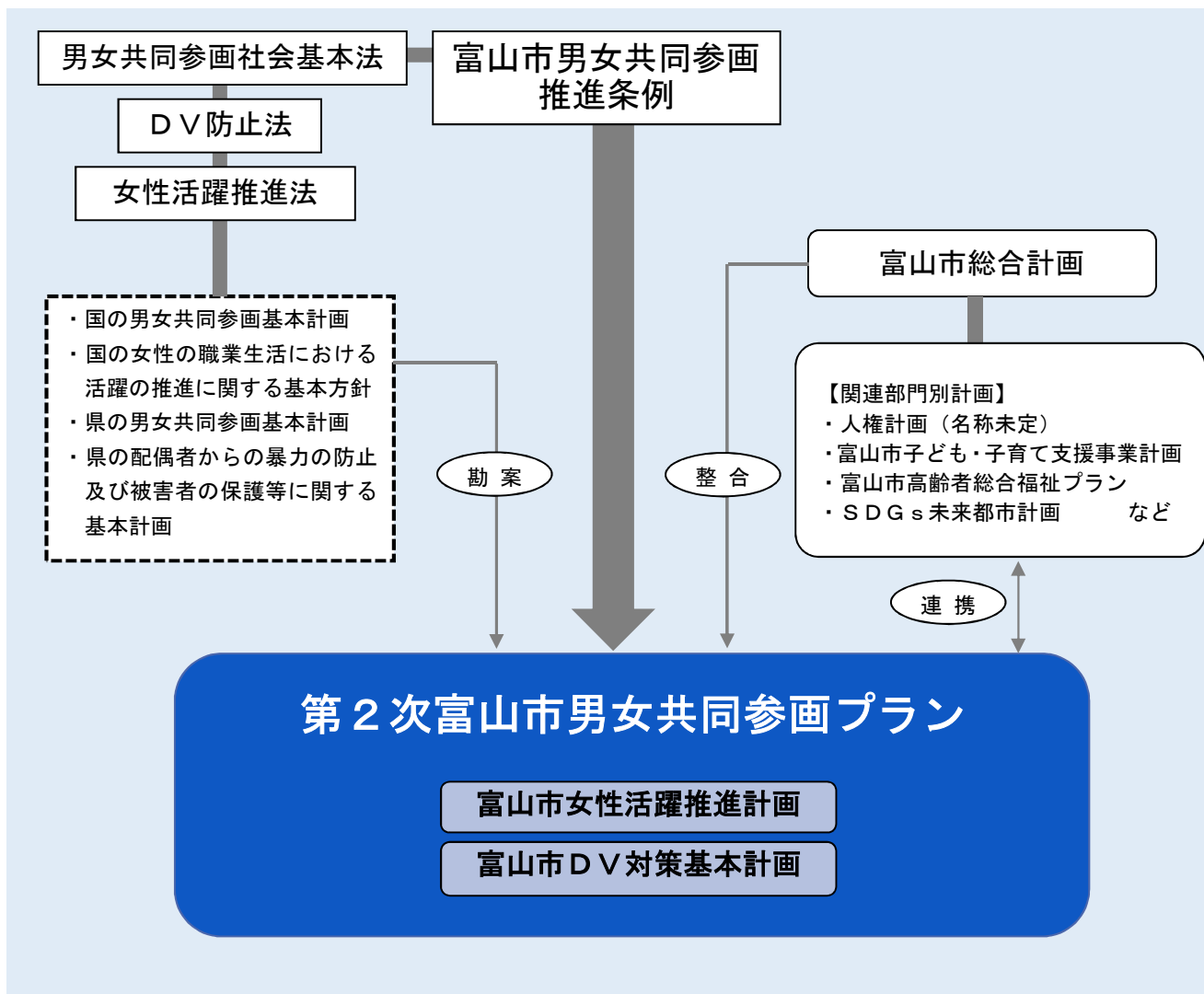
2 計画の位置付け

(1) プランの性格

本プランは、男女共同参画社会基本法第 14 条第 3 項及び富山市男女共同参画推進条例第 16 条の規定に基づく計画です。

「富山市総合計画」との整合性を図りながら、関連する本市の部門別計画との連携を図り、男女共同参画施策を総合的かつ計画的に推進するために策定するものです。

また、このプランの一部を「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）」第 2 条の 3 第 3 項の規定に基づく市町村基本計画、及び「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」第 6 条第 2 項の規定に基づく市町村推進計画として位置付けています。



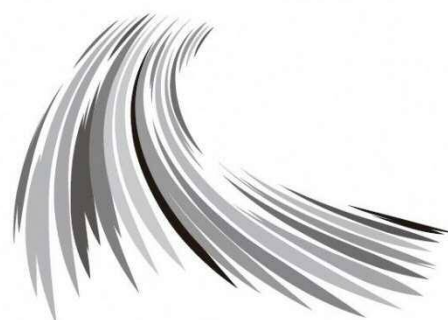
本プランとSDGs

SDGs (Sustainable Development Goals: 持続可能な開発目標)とは、「世界中の誰一人取り残さない」をテーマに、平成 27 (2015) 年 9 月に国連サミットで採択された 2030 年までに達成すべき課題と、その具体的な目標を定めたものです。

貧困・飢餓、健康・福祉、教育、気候変動、平和・公正などの持続可能な世界を実現するための 17 のゴールから構成され、グローバル化がすすむ社会、経済、環境上の様々な課題に対して、世界全体で協働して取り組んでいくための目標であり、我が国としても積極的に取り組んでいます。

本市においては、平成 30 (2018) 年 6 月に経済・社会・環境の分野をめぐる広範な課題に統合的に取り組む国 (内閣府) の「SDGs 未来都市」に選定され、持続可能な開発目標の達成に向けて総合的かつ効果的な取組の推進を図るため、令和 3 年 3 月に「第 2 次富山市 SDGs 未来都市計画」を策定しています。

本計画 (第 2 次富山市男女共同参画プラン) を策定するにあたっては、SDGs のゴール 5 「ジェンダー平等を実現しよう」やゴール 10 「人や国の不平等をなくそう」に留意しつつ、「第 2 次富山市 SDGs 未来都市計画」とも整合を図っています。



SDGs 未来都市
TOYAMA

SDGs (Sustainable Development Goals: 持続可能な開発目標) の 17 の目標



(2) 計画の構成と計画期間

①計画の構成

本プランは、「基本計画」と「実施計画」から構成します。

「基本計画」は、富山市の男女共同参画社会実現に向けた基本理念を掲げ、計画の基本目標、令和8年度までの計画の体系を記し、その目標を達成するための施策の方向を定める推進計画です。

「実施計画」は基本計画を具現化するための基本的な施策を、体系的に明らかにするものです。

②計画期間

「基本計画」は平成29(2017)年度から令和8(2026)年度までの10年間を計画期間とします。

平成29(2017)年度に策定した「第2次富山市男女共同参画プラン」の後期である令和4(2022)年度から令和8(2026)年度までの5年間を「後期実施計画」として策定します。
なお、社会情勢の変化等に応じて適宜見直しを行うものとします。

平成 29年度 (2017)	平成 30年度 (2018)	令和 元年度 (2019)	令和 2年度 (2020)	令和 3年度 (2021)	令和 4年度 (2022)	令和 5年度 (2023)	令和 6年度 (2024)	令和 7年度 (2025)	令和 8年度 (2026)
基本計画 基本理念、基本目標、取り組む主要テーマ									
前期実施計画 施策体系化、施策の推進									
				見直し					
					後期実施計画 施策体系化・施策の推進				

Ⅱ 男女共同参画を取り巻く現状

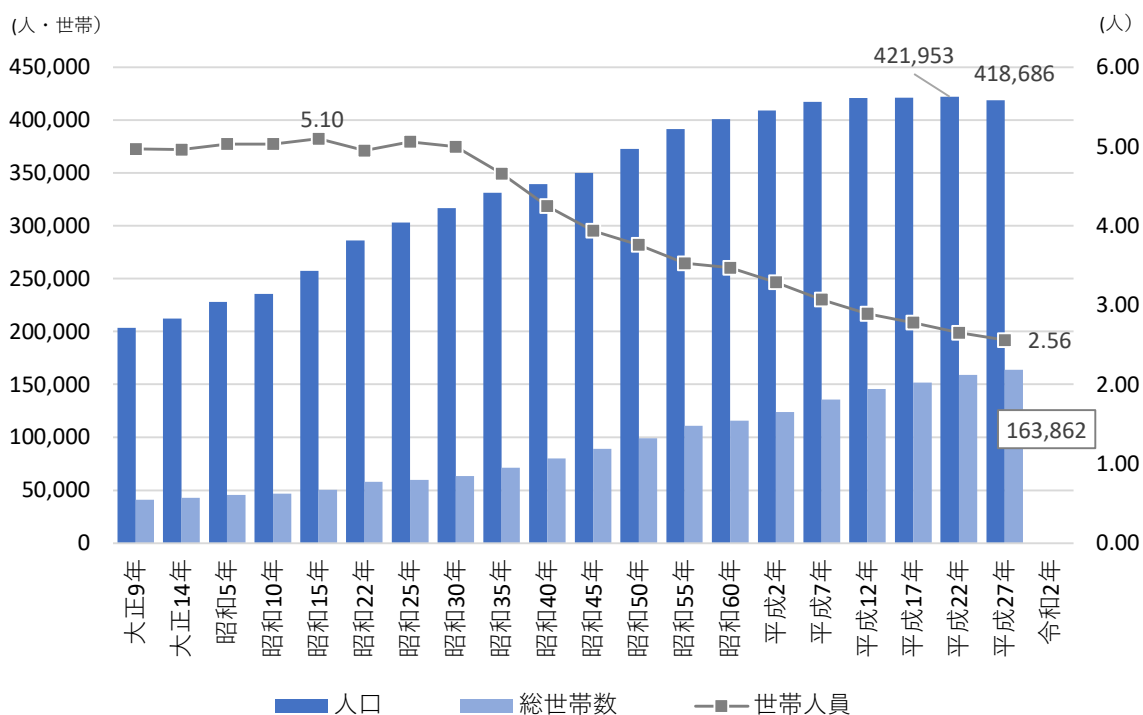
1 現状分析

(1) 人口・人口動態

①人口・世帯数

- ・本市の人口は、国勢調査開始以来増加してきましたが、平成12(2000)年頃からは、ほぼ横ばいで推移し、平成22(2010)年の約422千人をピークに減少に転じ、平成27(2015)年は約419千人となっています。
- ・本市の世帯数は、国勢調査開始以来増加し、平成27(2015)年は約164千世帯となっていますが、一世帯当たりの平均人員は、昭和15(1940)年の5.10人/世帯をピークに減少し、平成27(2015)年は約2.56人/世帯となっています。

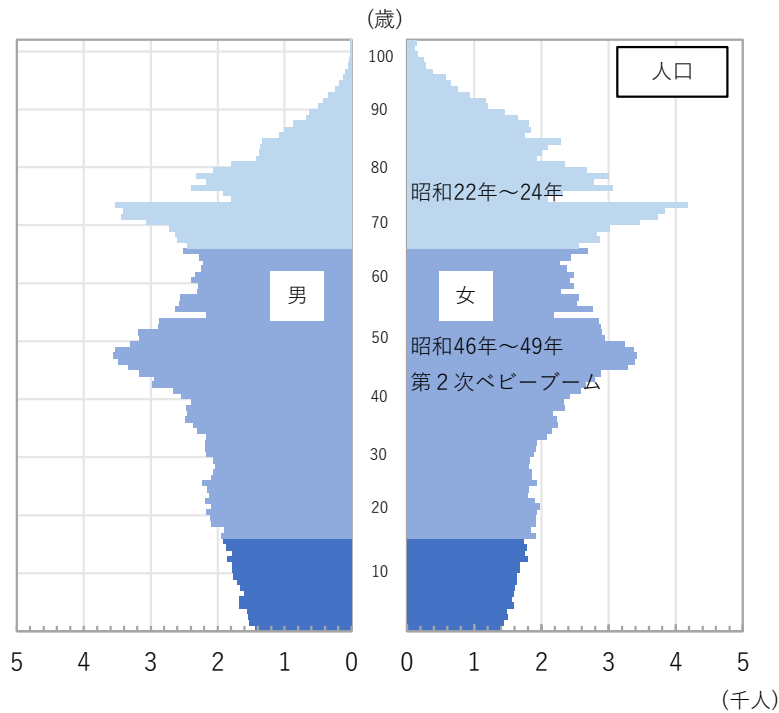
■富山市の人口・総世帯数



資料：国勢調査

- ・本市の年齢別人口（人口ピラミッド）をみると、老年人口（65歳以上）が多く、生産年齢人口（15～64歳）の40歳代以上も多くなっています。また、40歳代未満の人口は若くなるにつれて減少しています。

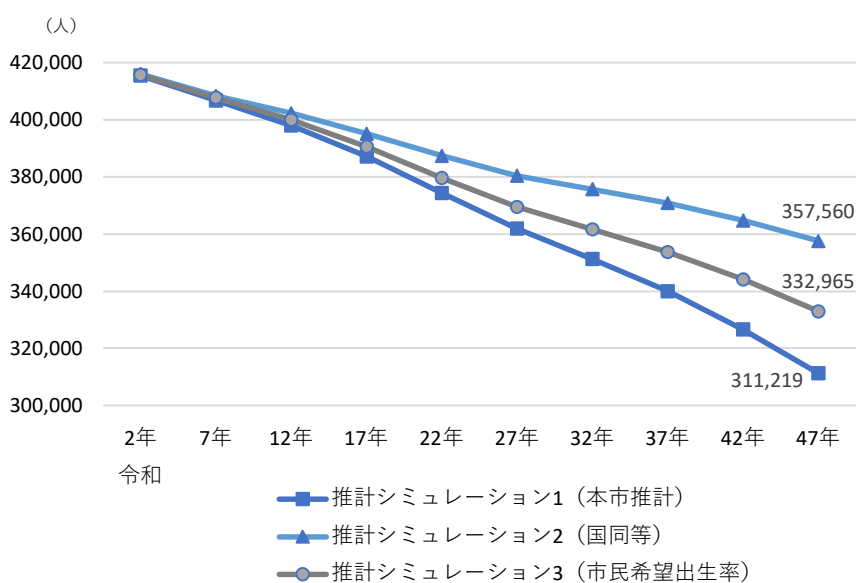
■富山市の人口ピラミッド(令和2年9月末現在)



資料：住民基本台帳（富山市統計書）

- ・本市の人口推計シミュレーションによると、シミュレーション1では、令和47年には32万人を割り込むとされています。

■推計人口

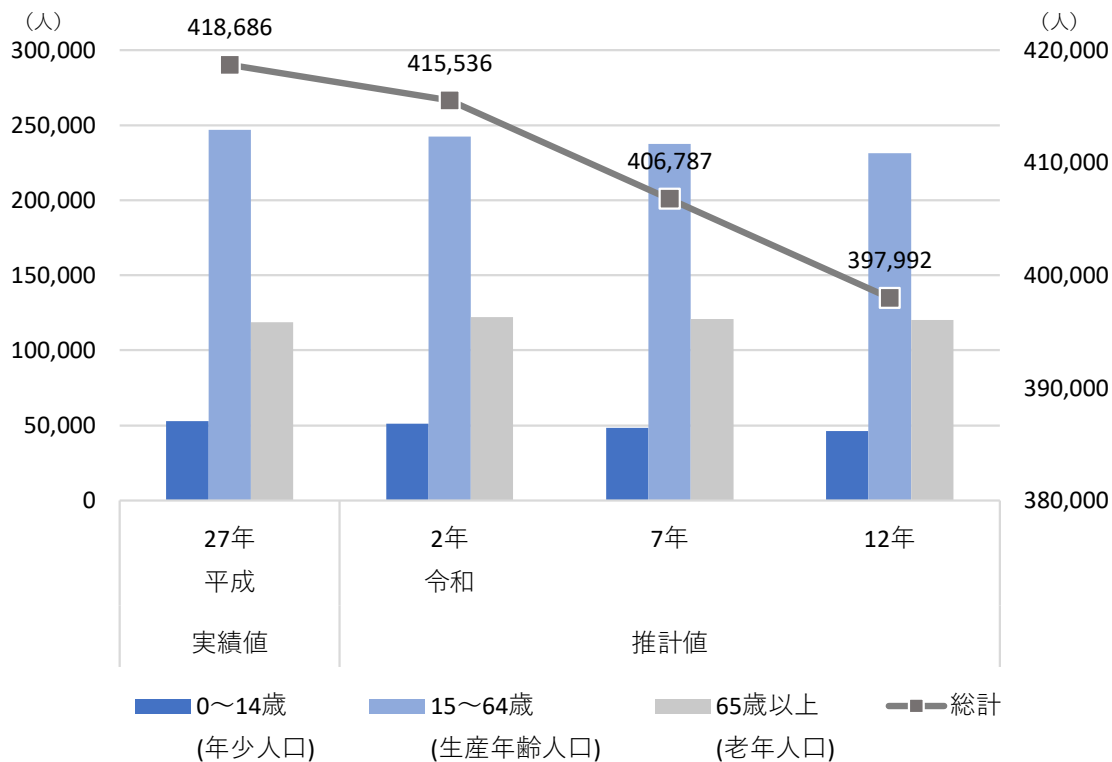


<p>推計シミュレーション1 (本市推計) 出生率は1.50～1.53程度で推移</p>
<p>推計シミュレーション2 (国同等) 出生率を国の示す人口置換水準に準拠→出生率は2.07まで上昇</p>
<p>推計シミュレーション3 (市民希望出生率) 過去の合計特殊出生率の実績に基づいた回帰分析により、富山市民の希望出生率を予測→出生率は1.88まで上昇</p>

資料：富山市人口ビジョン

・10年後の本市の年少人口や生産年齢人口は減少傾向にある一方、老年人口は増加傾向と予測されています。

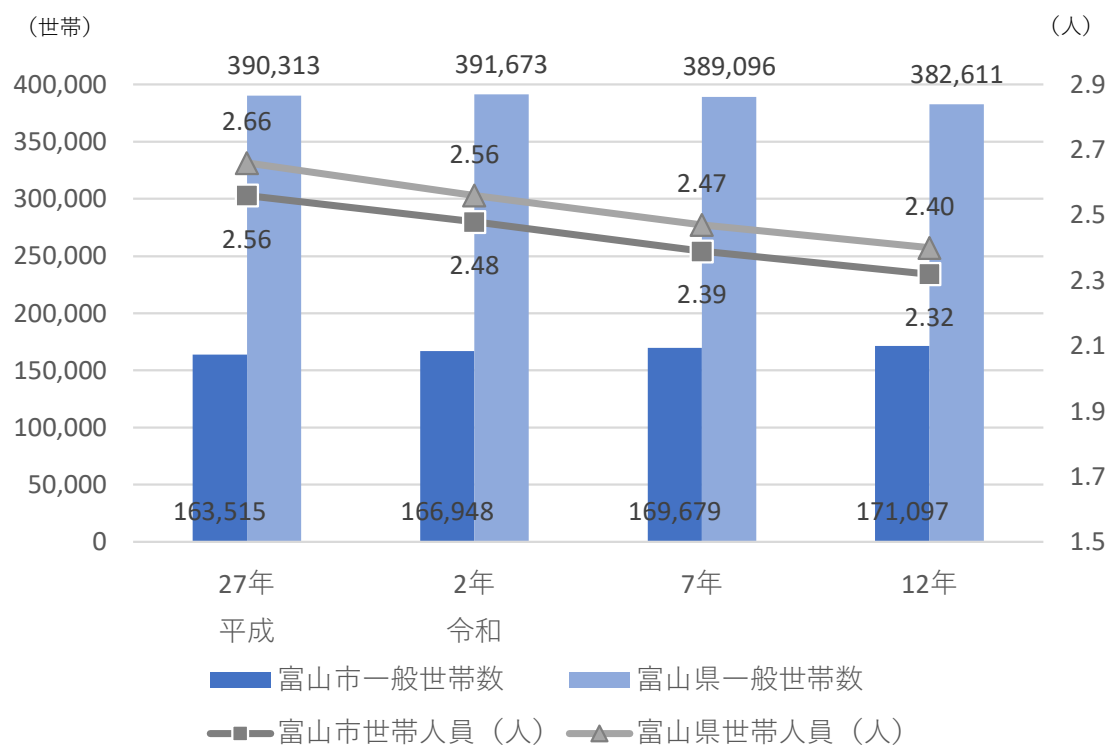
■10年後の人口の推計



資料：富山市将来人口推計報告書

・10年後の本市の世帯数は増加傾向にあります、世帯人員は減少傾向と予測されています。

■10年後の世帯数の推計

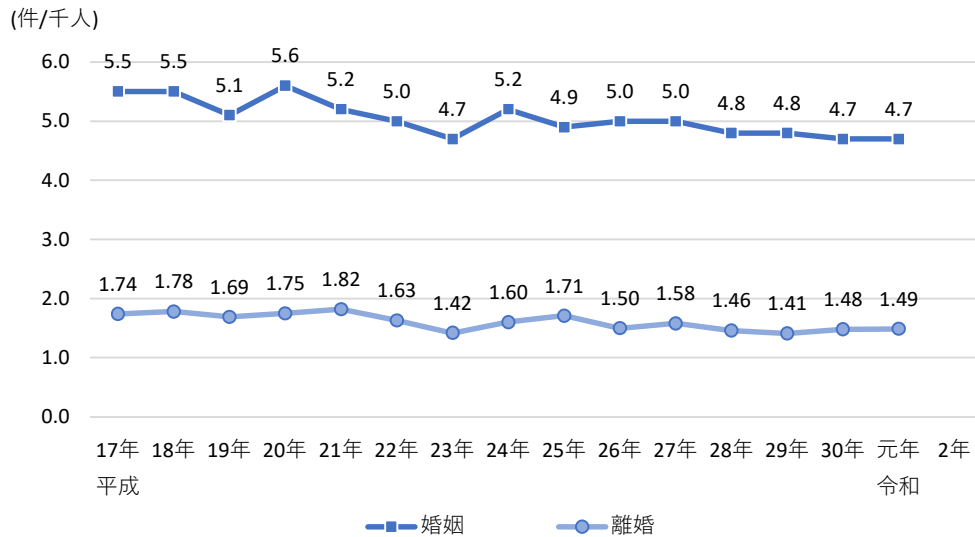


資料：富山県：社人研「日本の世帯数の将来推計（都道府県別推計）」（2019年推計）
富山市：富山市将来人口推計報告書

②結婚・出生

- ・本市の婚姻率は、平成 17（2005）年の 5.5 件/千人から増減しながらも減少が続いた後、近年は低い水準で横ばいの傾向にあり、令和元（2019）年では 4.7 件/千人となっています。
- ・本市の離婚率は、平成 17（2005）年の 1.74 件/千人から増減しながらも、近年は横ばいの傾向にあり、令和元（2019）年では 1.49 件/千人となっています。

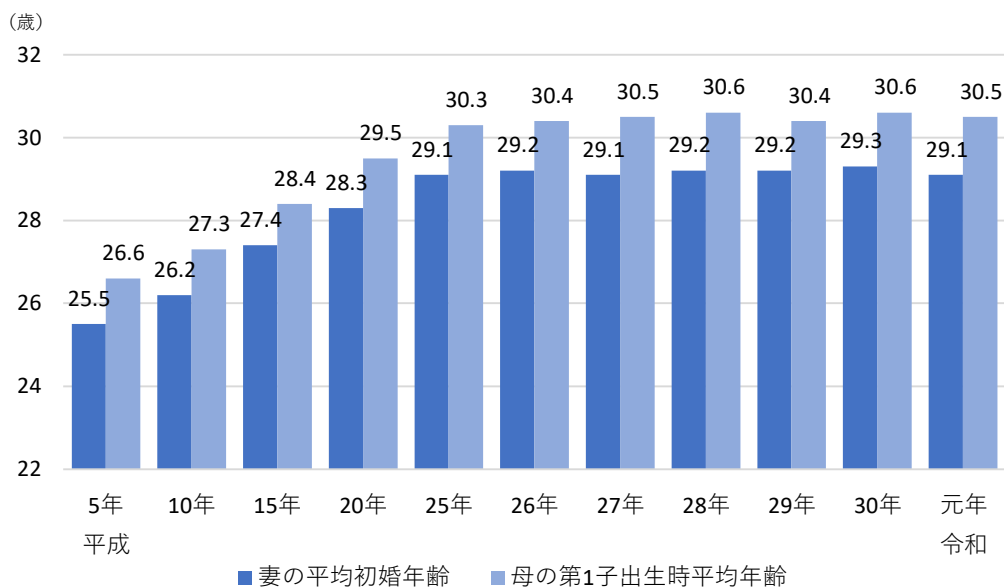
■富山市の婚姻と離婚



資料：厚生労働省人口動態調査

- ・女性の平均初婚年齢（富山県）は、平成 5 年の 25.5 歳から年々上昇したのち横ばいの傾向にあり、令和元（2019）年は 29.1 歳となっています。これに伴い、第 1 子出生時の母の平均年齢も同様の推移となっており、令和元（2019）年は 30.5 歳となっています。

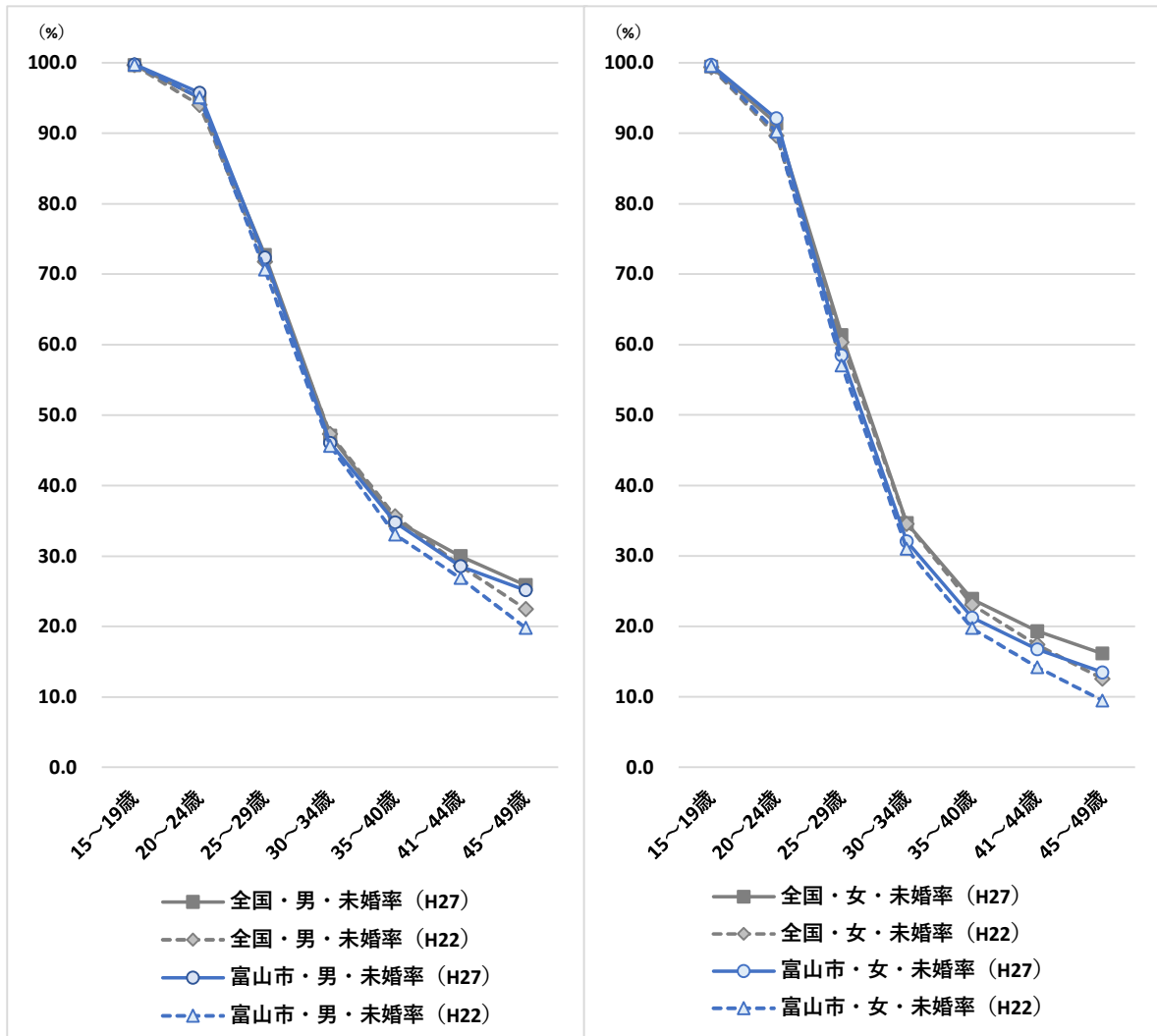
■富山県の初婚・第 1 子出生時母の年齢



資料：厚生労働省人口動態調査

・本市の年齢別の未婚率では、男女とも20歳以上の未婚率が上昇している状況にあり、特に30歳代以上でその傾向が顕著に表れています。

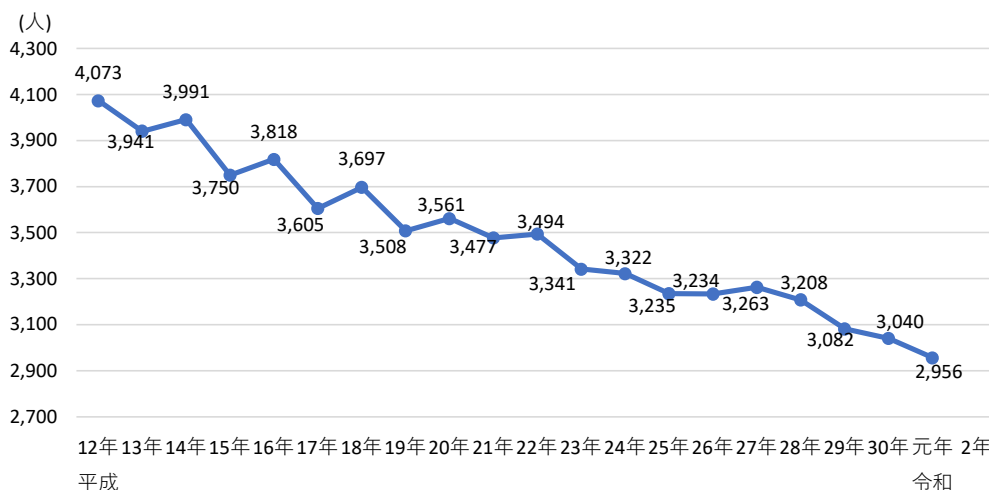
■ 年齢別未婚率（左：男性、右：女性）



資料：国勢調査

・本市の出生数は、平成12(2000)年の4,073人から増減しながらも減少が続き、令和元(2019)年では2,956人となっています。

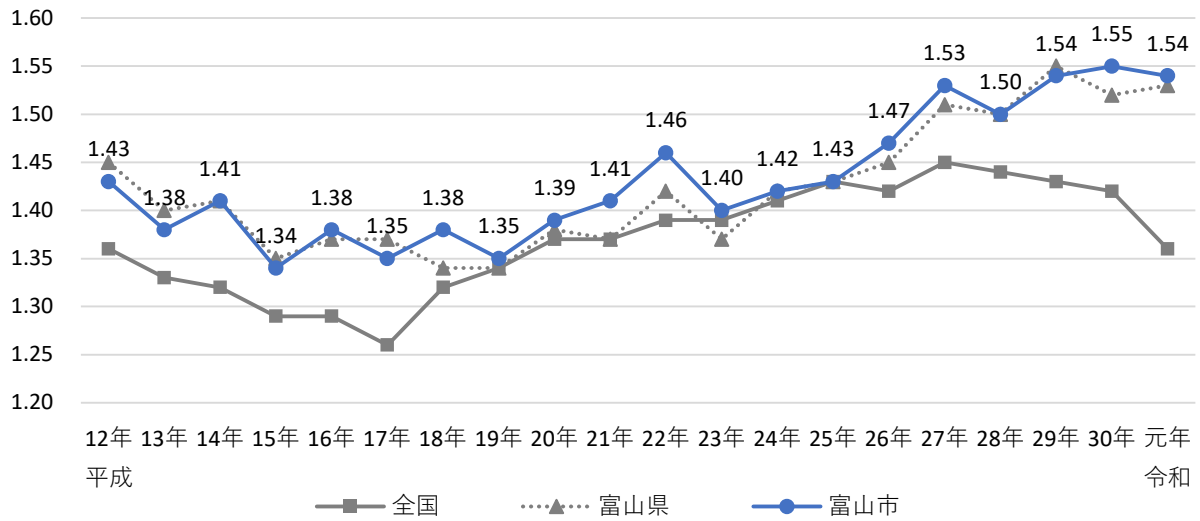
■ 出生数推移



資料：厚生労働省人口動態調査

・本市の合計特殊出生率は、平成 19 (2007) 年の 1.35 以降、回復基調にあり、令和元 (2019) 年は 1.54 となっています。

■合計特殊出生率

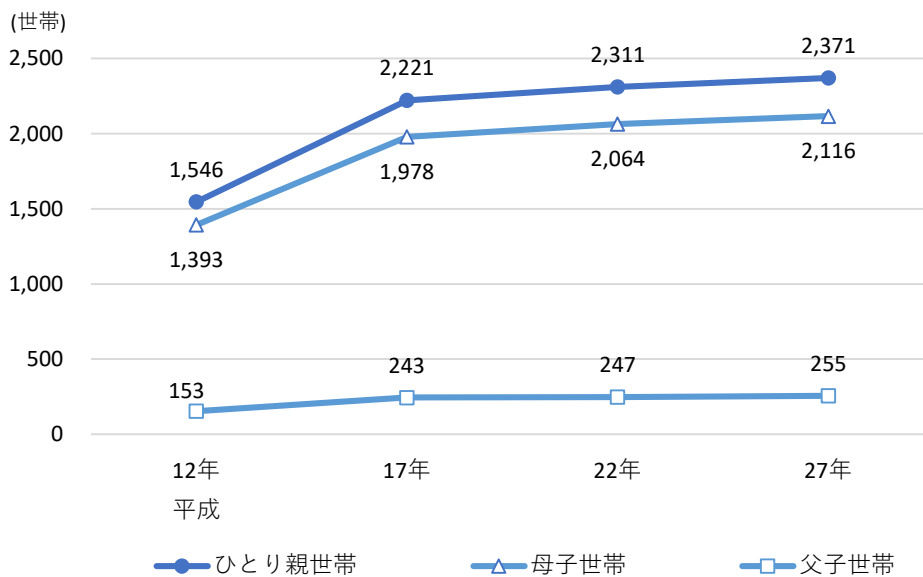


資料：全国・富山県：厚生労働省人口動態調査
 富山市：企画管理部情報統計課で算出（富山市統計情報 R2）
 R2 人口動態調査確定：R3. 6 上旬予定

・本市のひとり親世帯数は、平成 12 (2000) 年の 1,546 世帯から増加傾向にあり、平成 27 (2015) 年には 2,371 世帯となっています。

・ひとり親世帯は、母子世帯、父子世帯共に増加が続いています。

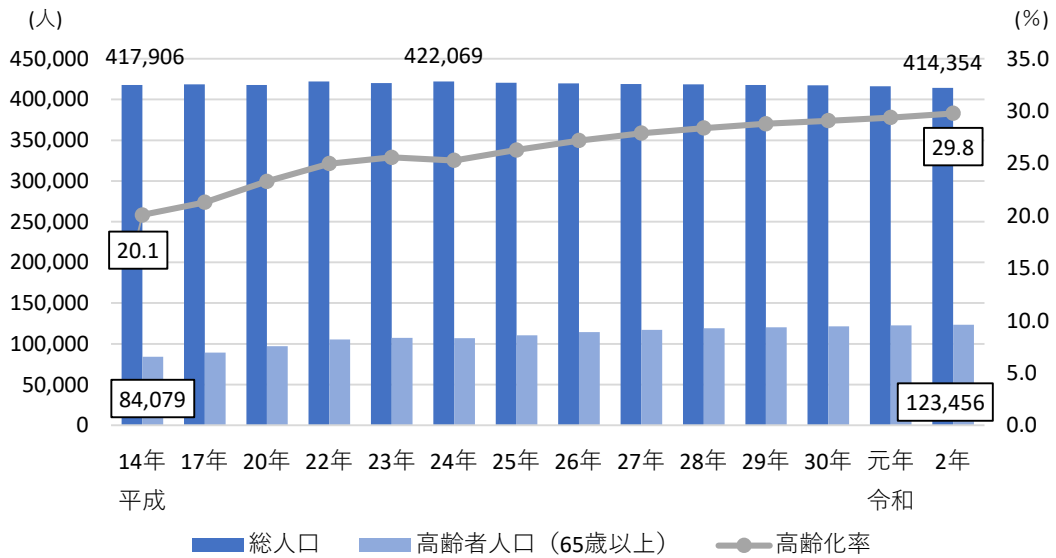
■ひとり親（母子・父子）世帯推移



資料：国勢調査

・本市の総人口は、平成 24（2012）年をピークに減少していますが、高齢者人口は増加の傾向が続き、令和 2（2020）年では 123,456 人、高齢化率は 29.8%となっています。

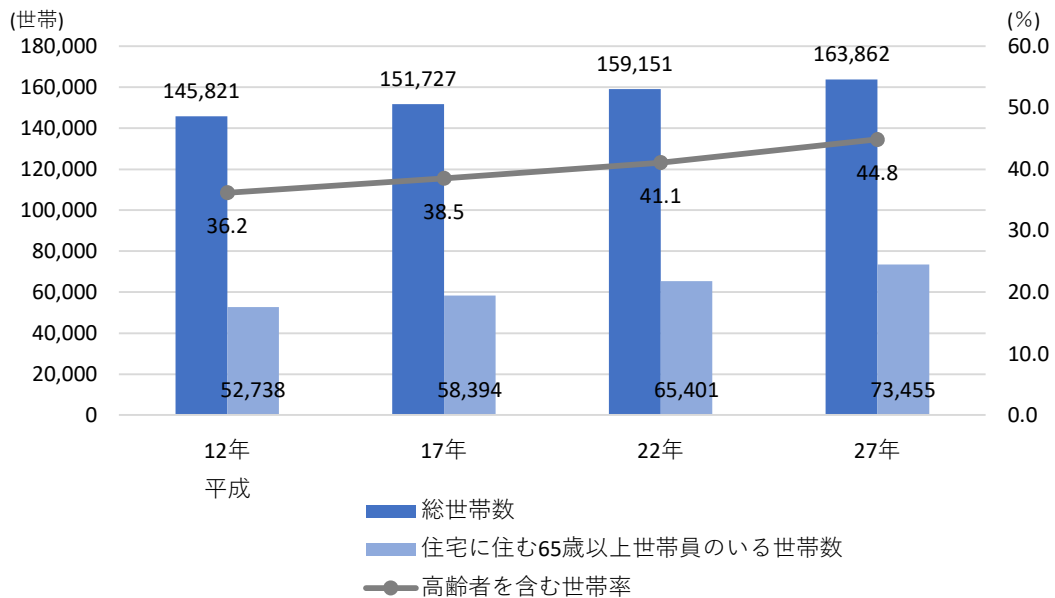
■ 高齢者人口の推移



資料：富山市高齢者総合福祉プラン
(各年 9 月末の住民基本台帳による実績値)

・本市の総世帯数は、平成 12（2000）年以降、増加の傾向にあります。住宅に住む 65 歳以上世帯員のいる世帯数も増加し、平成 27（2015）年では 73,455 世帯、高齢者を含む世帯率は 44.8%となっています。

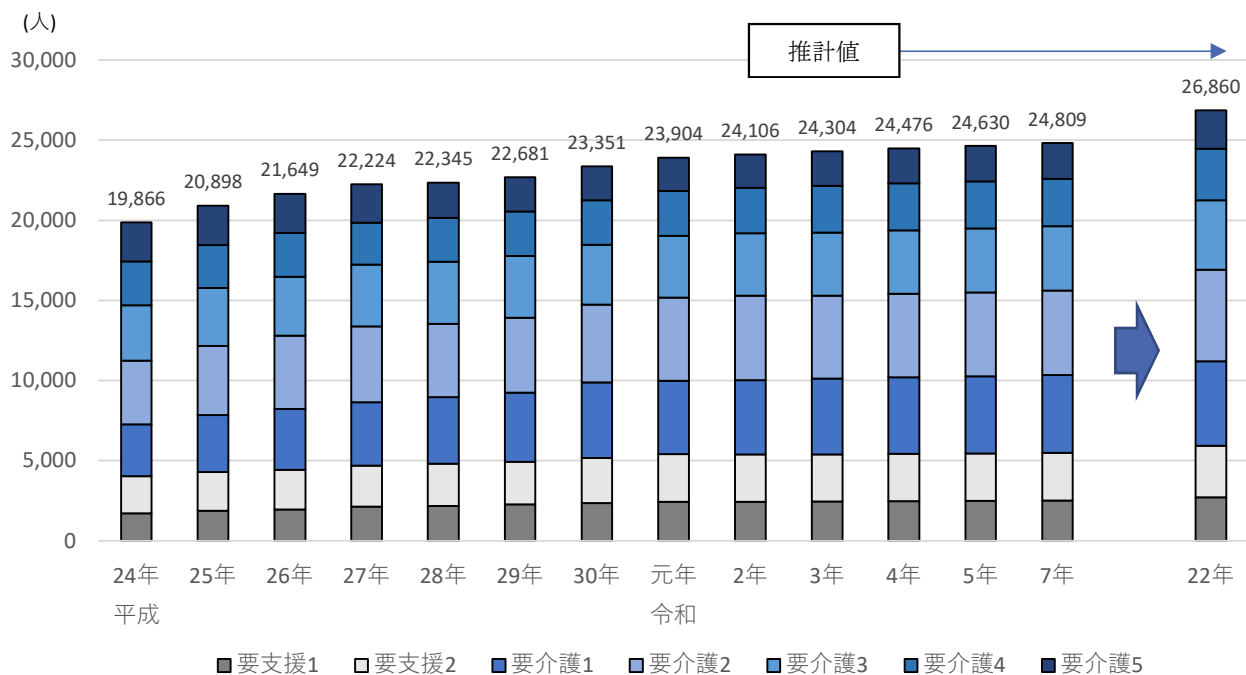
■ 高齢者がいる世帯の推移



資料：富山市統計書

・本市の要支援・要介護認定者数は、平成24（2012）年の19,866人以降増加の傾向にあり、今後も高齢者が増えるとの見込みから認定者数も増え続けることが予測されています。

■ 要支援・要介護認定者数



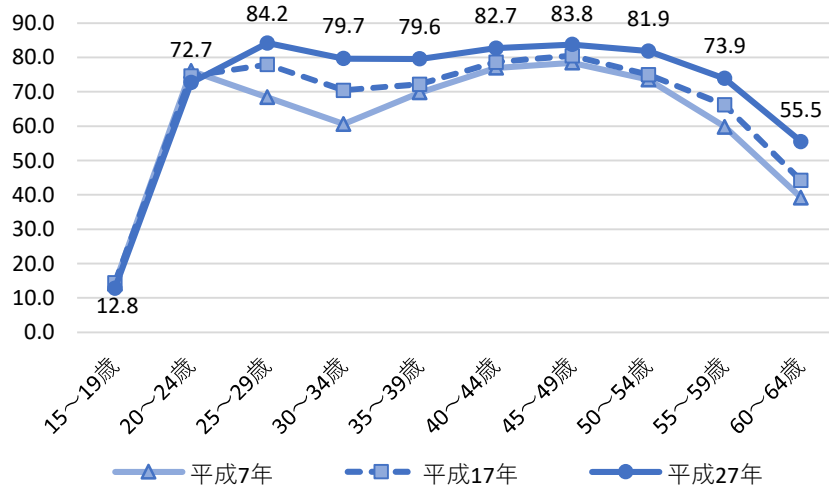
資料：富山市高齢者総合福祉プラン

(2) 雇用・就労

① 労働力の状況

・本市の女性の労働力率は上昇傾向にあり、出産・子育て期に低下するとされる、いわゆる「M字カーブ」は、近年M字の谷の部分の部分が浅くなってきており、改善傾向にありますが、未だM字の底は存在しています。

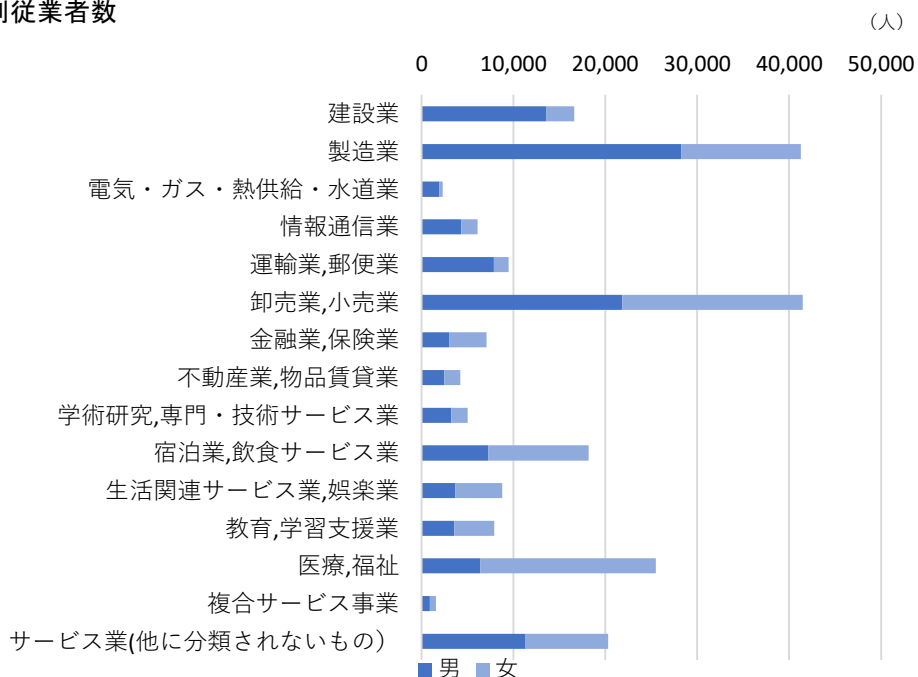
■ 富山市女性の年齢階級別労働力率



資料：国勢調査

・本市の産業別従業者数は「卸売業・小売業」が最も多く、次いで、「製造業」となっています。女性の従業者数では「卸売業・小売業」が最も多く、「医療・福祉」と続いており、非正規者が多いとされる業種に多くの女性が雇用されている傾向にあります。

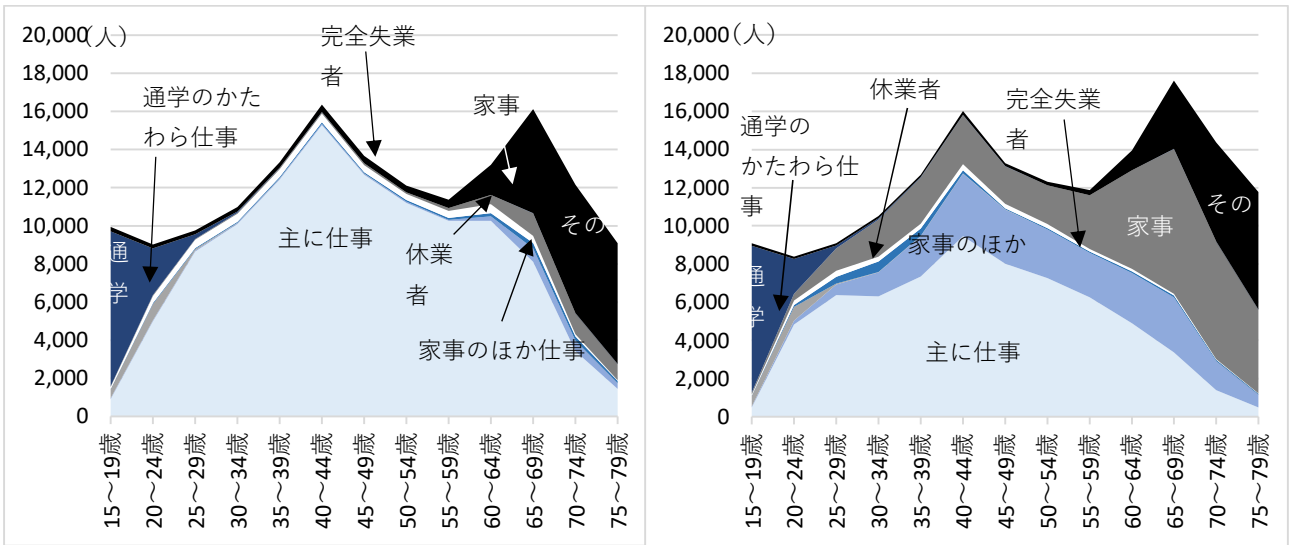
■ 富山市産業別従業者数



資料：経済センサス活動調査 (H28)

・本市の労働力の状況（国勢調査）をみると、各年齢層において女性の状況は男性と比べ、「家事のほか仕事」「家事」の割合が高くなっています。

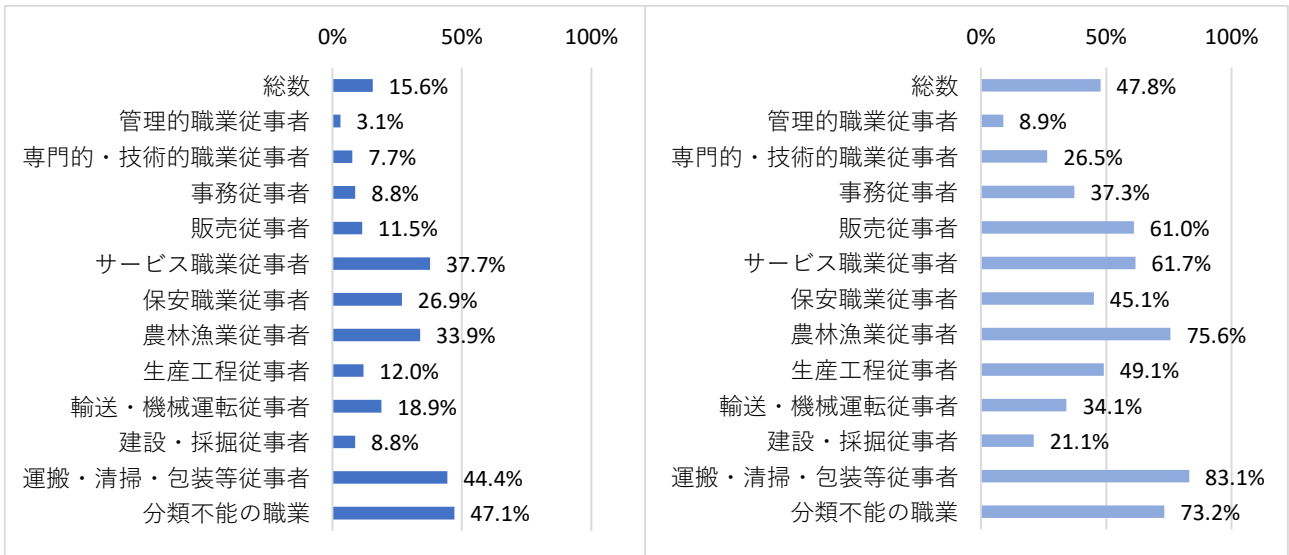
■富山市労働力の状況(左：男・H27、右：女・H27)



資料：国勢調査（H27）

・本市の女性雇用者の非正規者比率は、全体で約50%近くにまで達し、「運搬・清掃・包装等従事者」「農林漁業従事者」「サービス職業従事者」「販売従事者」と、非正規者が多いとされる業種に多くの女性が雇用されている傾向にあり、男性に比べ非正規者比率が高くなっています。

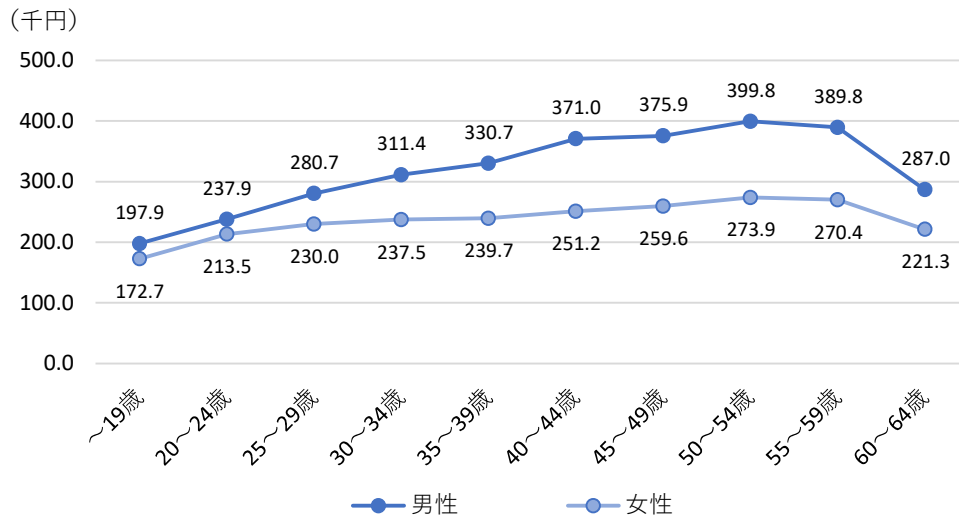
■富山市の職業別非正規者比率(左：男・H27、右：女・H27)



資料：国勢調査（H27）

- ・女性の賃金水準(富山県)は、すべての年代において女性の給与額は男性を下回っており、特に25歳から59歳にかけて男性との賃金格差が拡大する傾向にあります

■年齢階級別きまって支給する現金給与額(富山県)

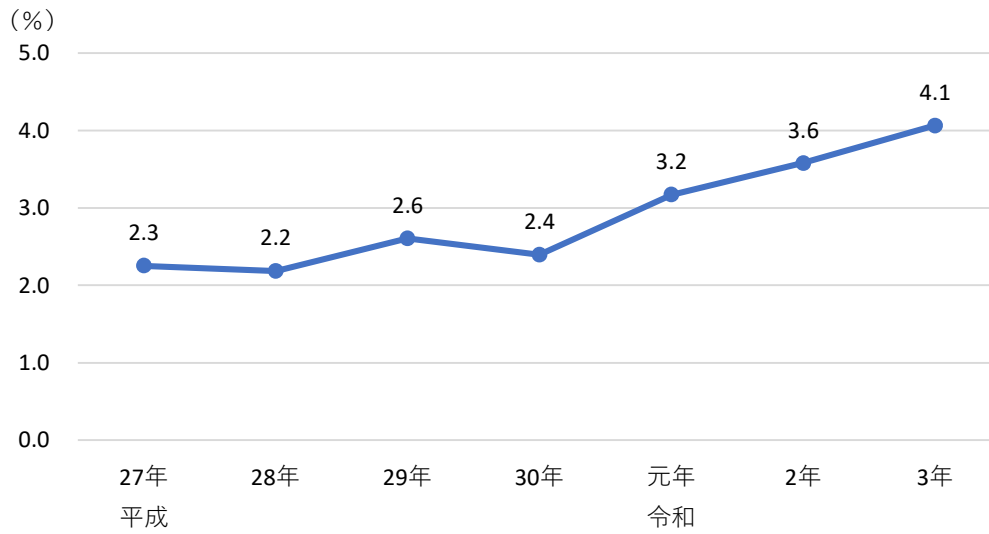


資料:令和元年賃金構造基本統計調査

(3) 地域における女性活躍

・本市の自治会長に就任する女性の割合は、平成 27 (2015) 年の 2.3%以降、増減したあと上昇し、令和 3 (2021) 年は 4.1%となっています。

■自治会長に就任する女性の割合



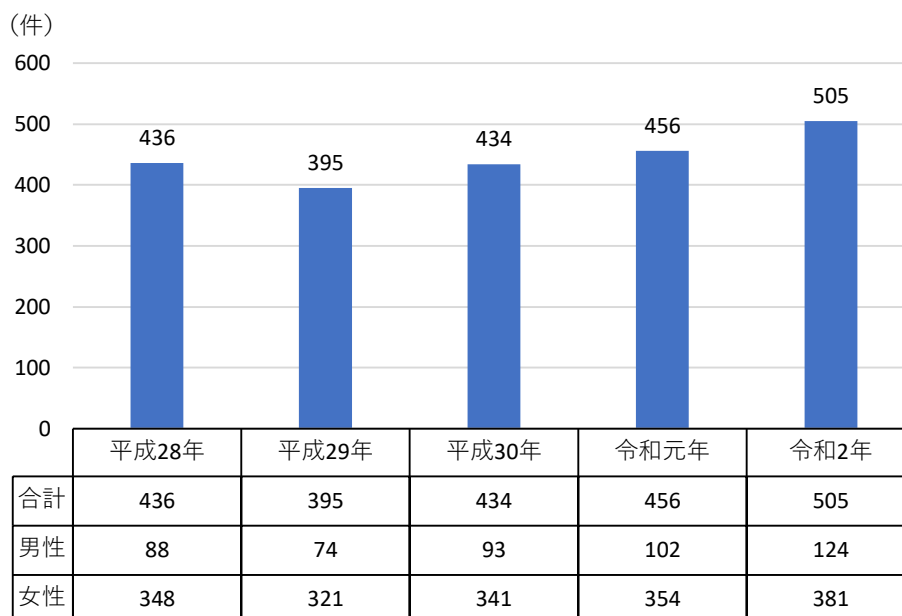
資料：富山市調べ

(4) 配偶者等からの暴力（DV）の状況

① DVの被害状況

- ・DVの被害状況(富山県警察本部統計)をみると、配偶者からの暴力事案等の被害状況は、平成29年から女性、男性ともに増加傾向にあります。

■配偶者からの暴力事案等の被害状況(富山県)



資料：富山県警察本部統計

- ・被害者の年齢は20～40歳代に集中しており、70歳以上の被害者は5年前と比べ2倍以上に増加しています。

■被害者の年齢(富山県)

(件)

	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
10歳代	8	9	4	6	2
20歳代	89	74	75	91	128
30歳代	136	101	135	121	106
40歳代	114	112	114	113	125
50歳代	33	27	38	39	45
60歳代	25	34	30	33	32
70歳以上	31	37	38	53	67
年齢不詳	0	1	0	0	0

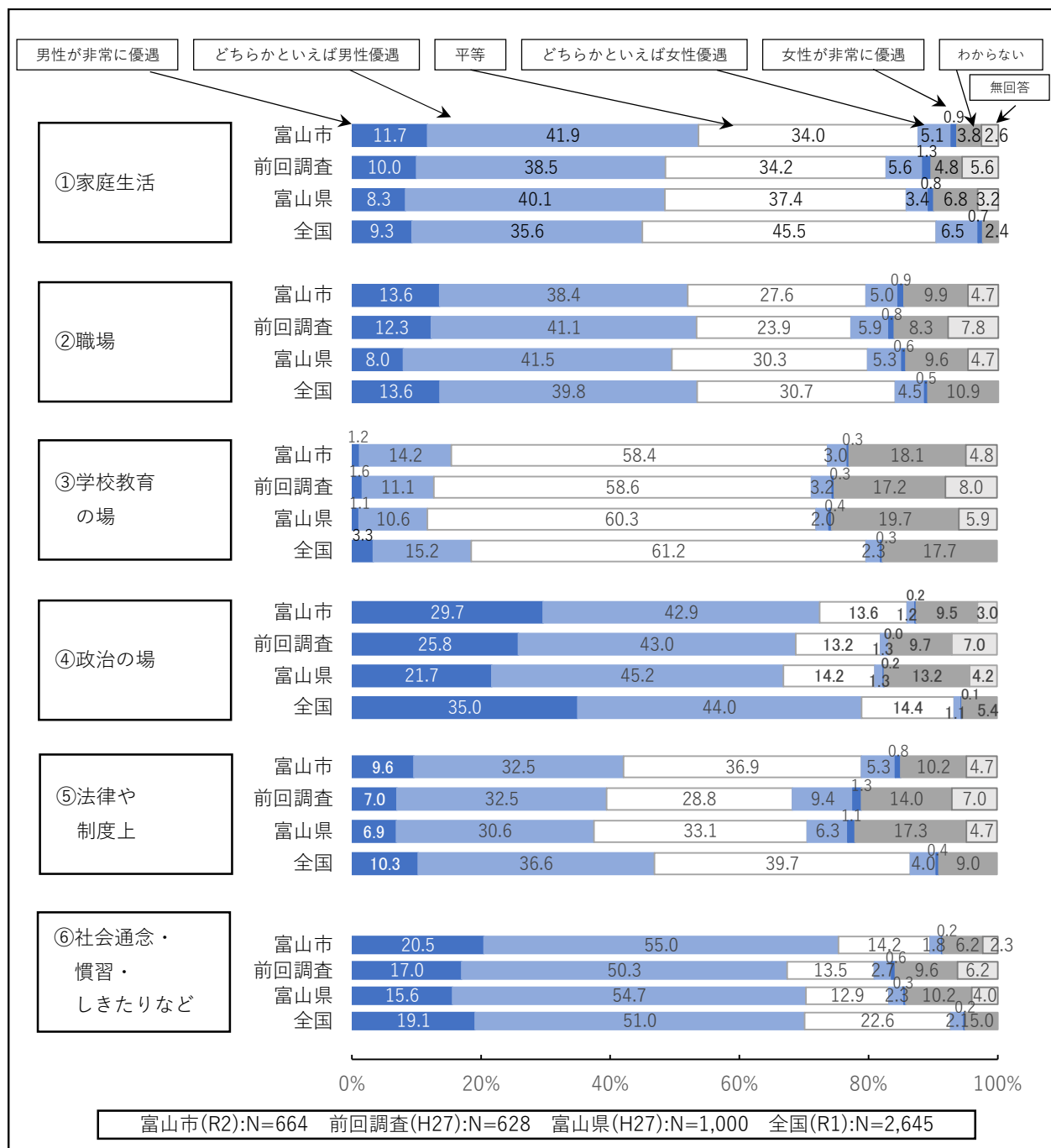
資料：富山県警察本部統計

(5) 富山市の各種調査結果からみる現状分析

①男女の平等感について

- ・「家庭生活」「職場」「学校教育の場」「政治の場」「法律や制度上」「社会通念・慣習・しきたりなど」の6つの分野で「平等」と答えた割合をみると、富山市は「学校教育の場」が58.4%と最も多く、全国や富山県も同様に「学校教育の場」が最も多くなっています。
- ・「平等」と答えた割合について富山市と全国を比較すると、富山市はすべての分野において全国を下回っています。
- ・全体的にみると、「学校教育の場」「法律や制度上」を除き、男性優遇（:「男性が非常に優遇」+「どちらかといえば男性優遇」）と答える割合が高くなっており、特に「政治の場」や「社会通念・慣習・しきたりなど」は7割以上が「男性優遇」と答えています。

■男女の平等感（前回調査(H27)、全国、富山県との比較）

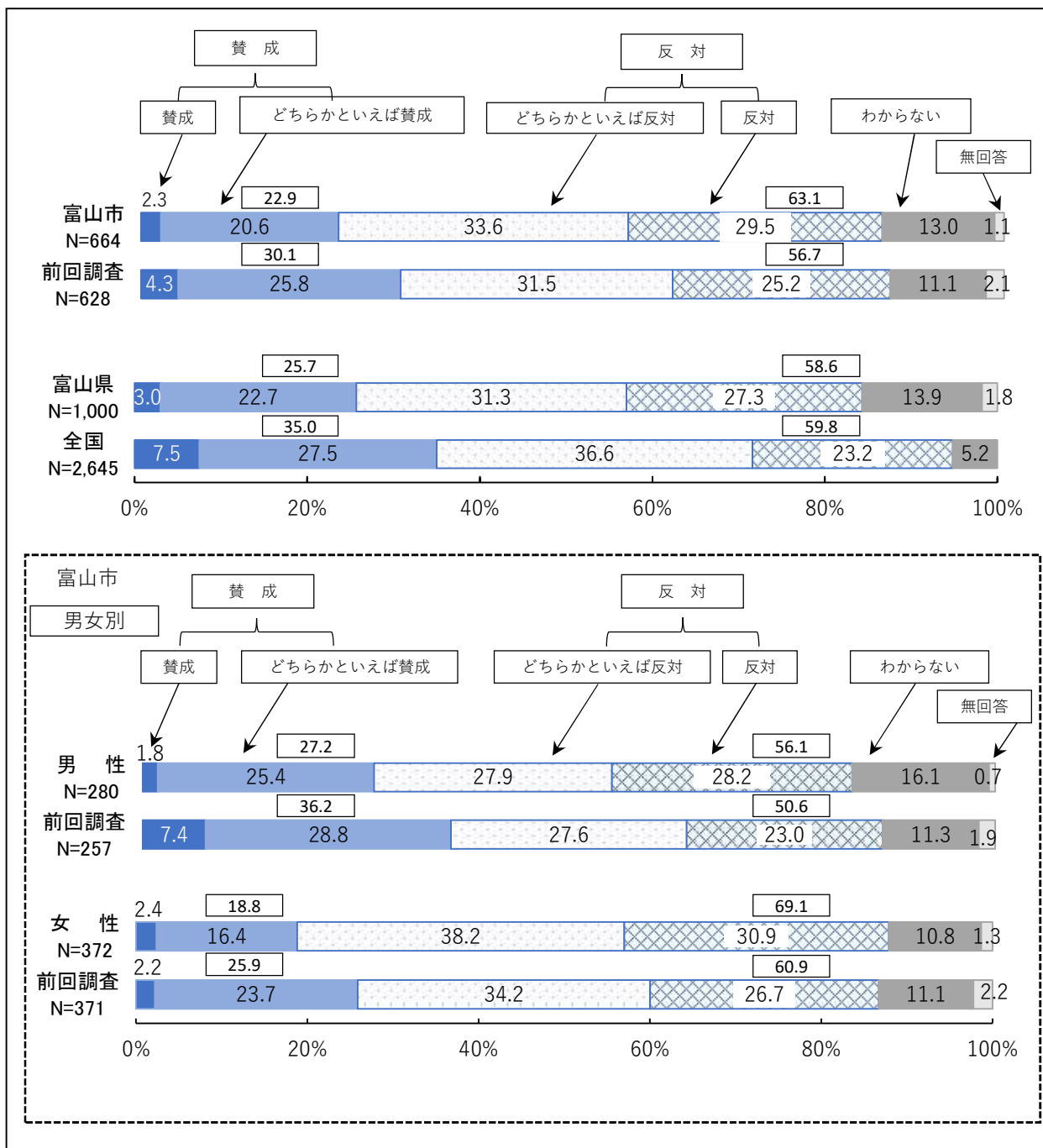


資料：令和2年度富山市男女共同参画に関する市民意識調査

②仕事と家庭における男女の役割について

- ・「男性は仕事、女性は家庭」という考え方について、「反対」（：「反対」＋「どちらかといえば反対」）と答えた割合（63.1%）は前回調査（56.7%）よりも6.4ポイント高く、「賛成」（：「賛成」＋どちらかといえば賛成）と回答した割合（22.9%）は前回調査（30.1%）よりも7.2ポイント低くなっています。
- ・男女別にみると、ともに「反対」と回答した割合が多く、前回調査より上昇しています。
- ・「反対」とした割合について富山県や全国と比較すると、富山市はそれぞれ4.5ポイント、3.3ポイント上回っています。

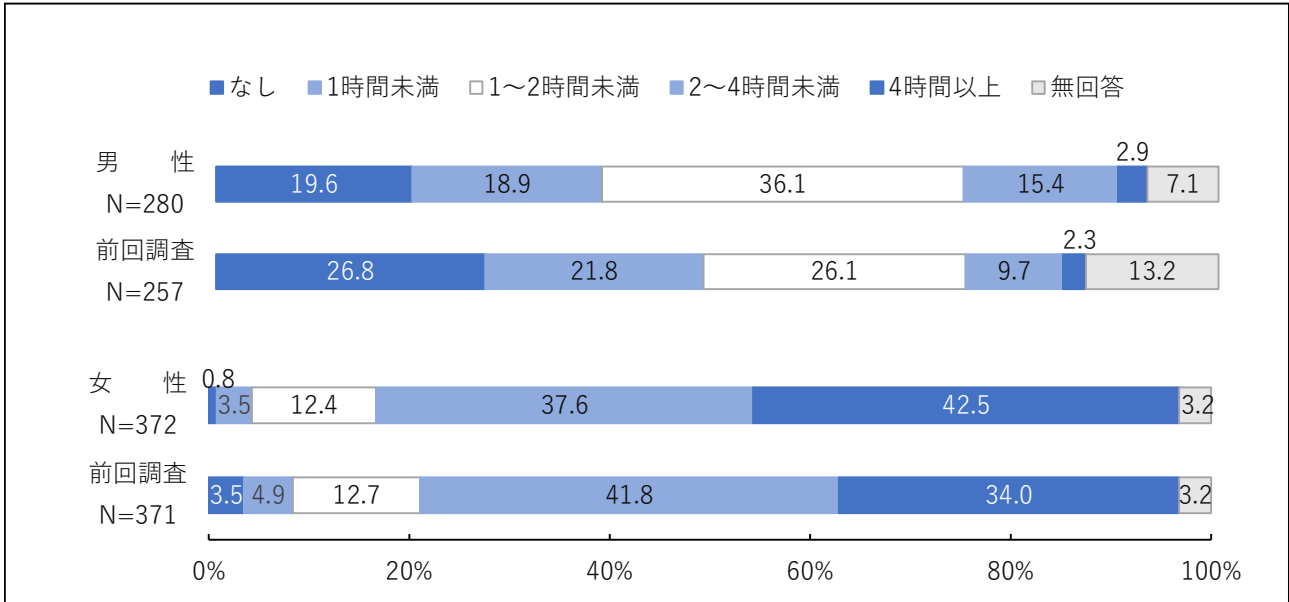
■「男性は仕事、女性は家庭」という考え方（前回調査(H27)、全国、富山県との比較、男女別）



資料：令和2年度富山市男女共同参画に関する市民意識調査

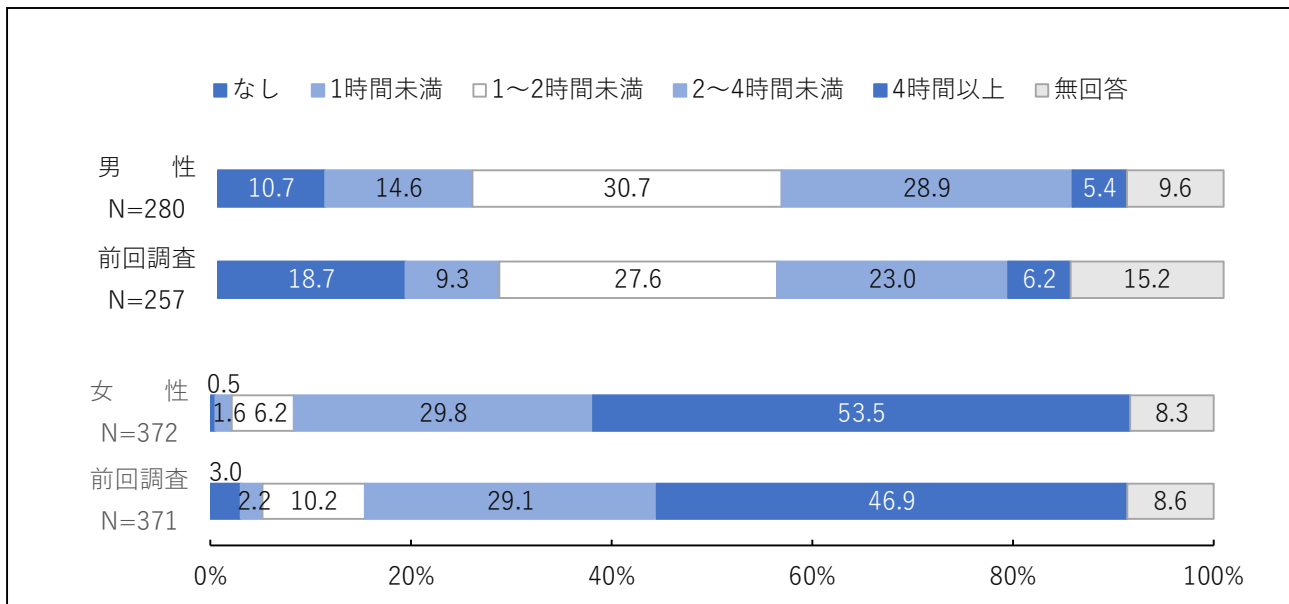
- ・平日の家事時間をみると、女性は「2～4時間未満」が37.6%、「4時間以上」が42.5%と、8割以上の女性が2時間以上の家事をしていると答えています。一方、男性は「なし」が19.6%、「1時間未満」が18.9%、「1～2時間未満」が36.1%と、8割近くの男性が家事をする時間は2時間未満と答えています。
- ・休日の家事時間をみると、女性の半数以上が「4時間以上」と答えており、男性の「4時間以上」(5.4%)の約10倍となっています。

■家事の時間（平日）（男女別、前回調査(H27)との比較）



資料：令和2年度富山市男女共同参画に関する市民意識調査

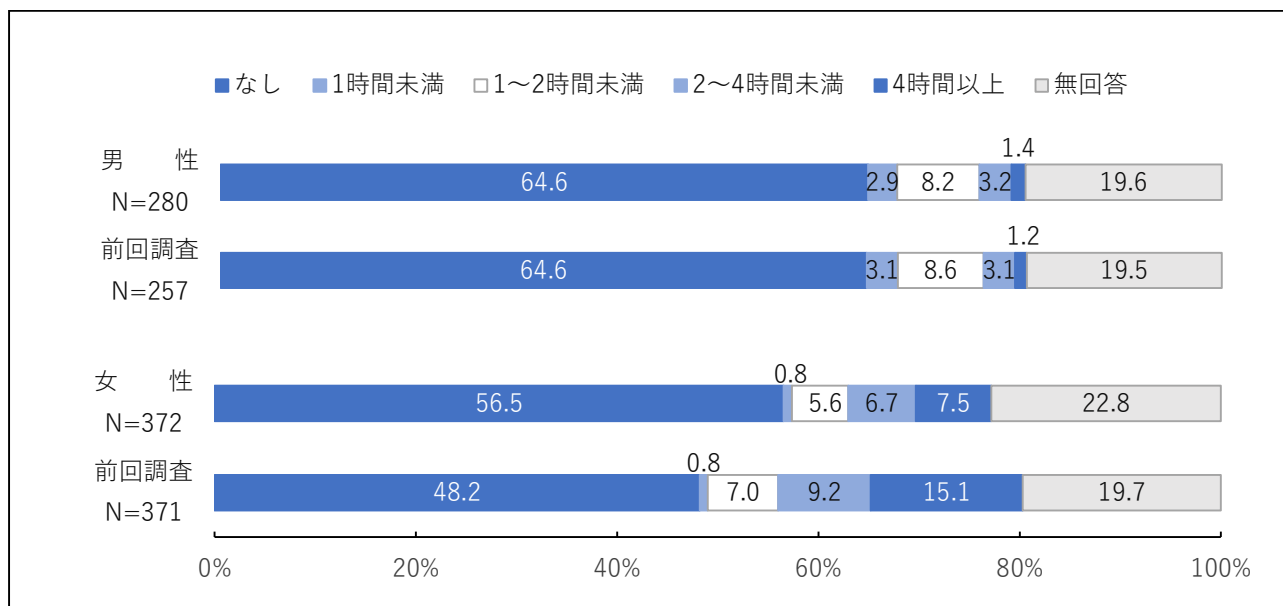
■家事の時間（休日）（男女別、前回調査(H27)との比較）



資料：令和2年度富山市男女共同参画に関する市民意識調査

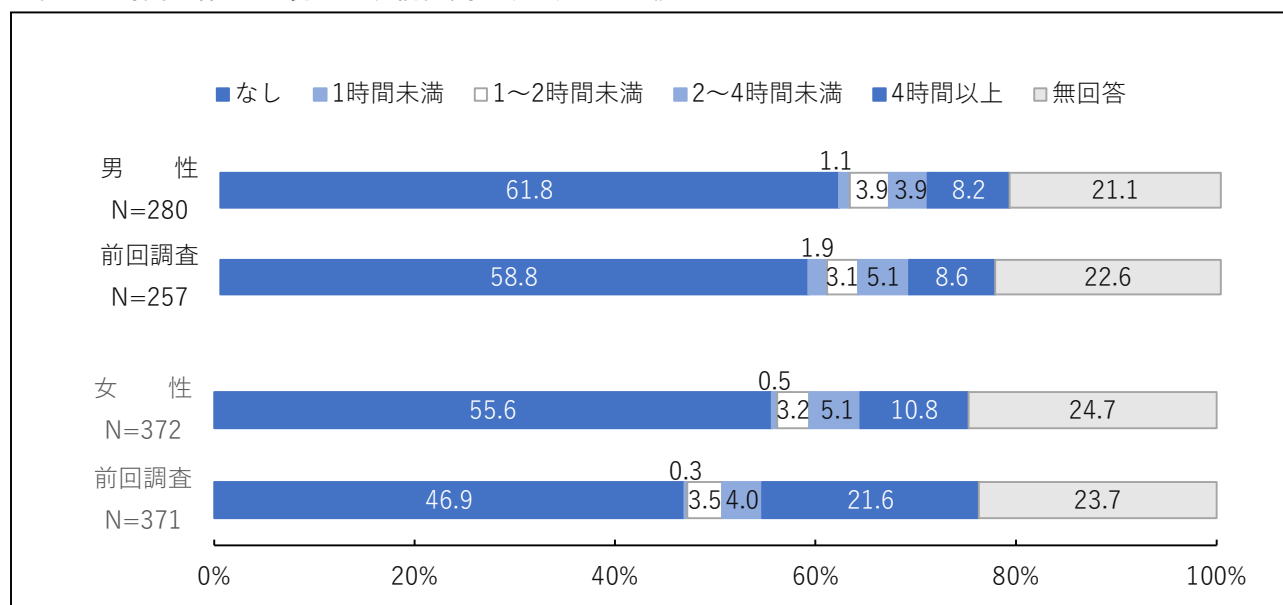
- ・平日の育児時間をみると、女性は「2～4時間未満」が6.7%、「4時間以上」が7.5%と、2時間以上が14.2%となっており、前回調査（24.3%）に比べて10.1ポイント低くなっています。一方、男性は「2～4時間未満」が3.2%、「4時間以上」が1.4%と、2時間以上が4.6%となっており、前回調査（4.3%）からあまり変化はみられません。
- ・休日の育児時間をみると、女性は「2～4時間未満」が5.1%「4時間以上」が10.8%と、2時間以上が15.9%となっており、平日を5.8ポイント上回っています。男性は、「2～4時間未満」が3.9%、「4時間以上」が8.2%と、2時間以上が12.1%となっており、前回調査（13.7%）に比べて1.6ポイント少なくなっています。

■育児の時間（平日）（男女別、前回調査(H27)との比較）



資料：令和2年度富山市男女共同参画に関する市民意識調査

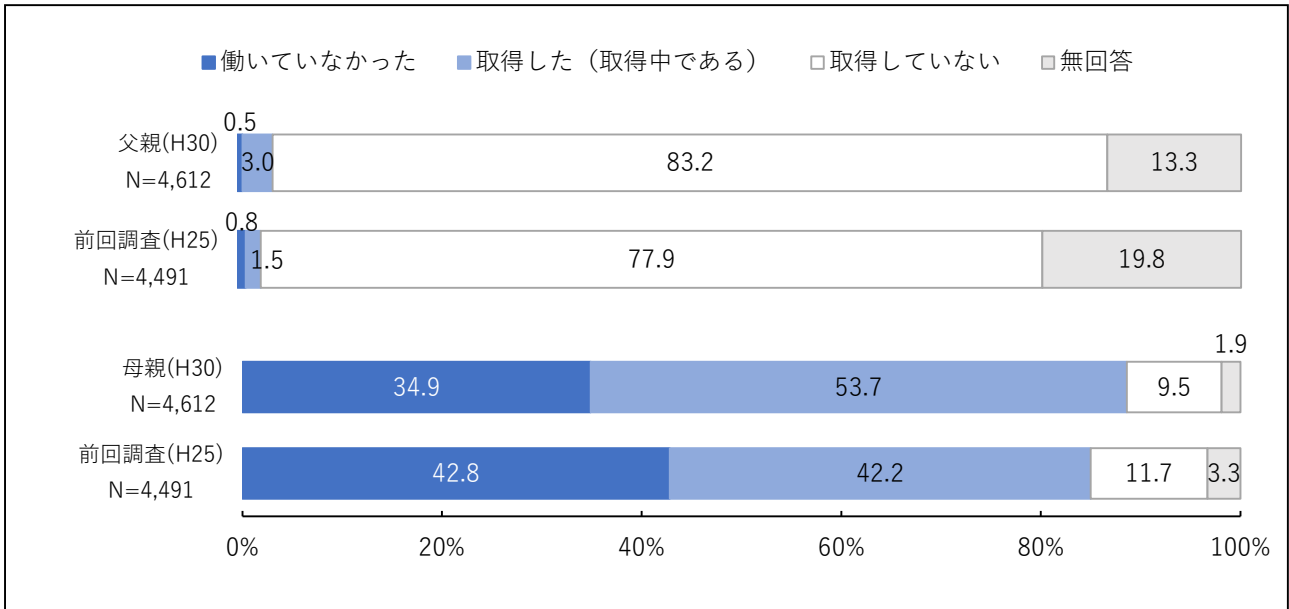
■育児の時間（休日）（男女別、前回調査(H27)との比較）



資料：令和2年度富山市男女共同参画に関する市民意識調査

- ・育児休業の利用状況をみると、「取得した」父親は 3.0%となっており、前回調査（1.5%）よりも 1.5 ポイント高くなっていますが、未だ低い水準のままです。
- ・育児休業を「取得した」母親は 53.7%となっており、前回調査（42.2%）に比べて 11.5 ポイント高くなっています。

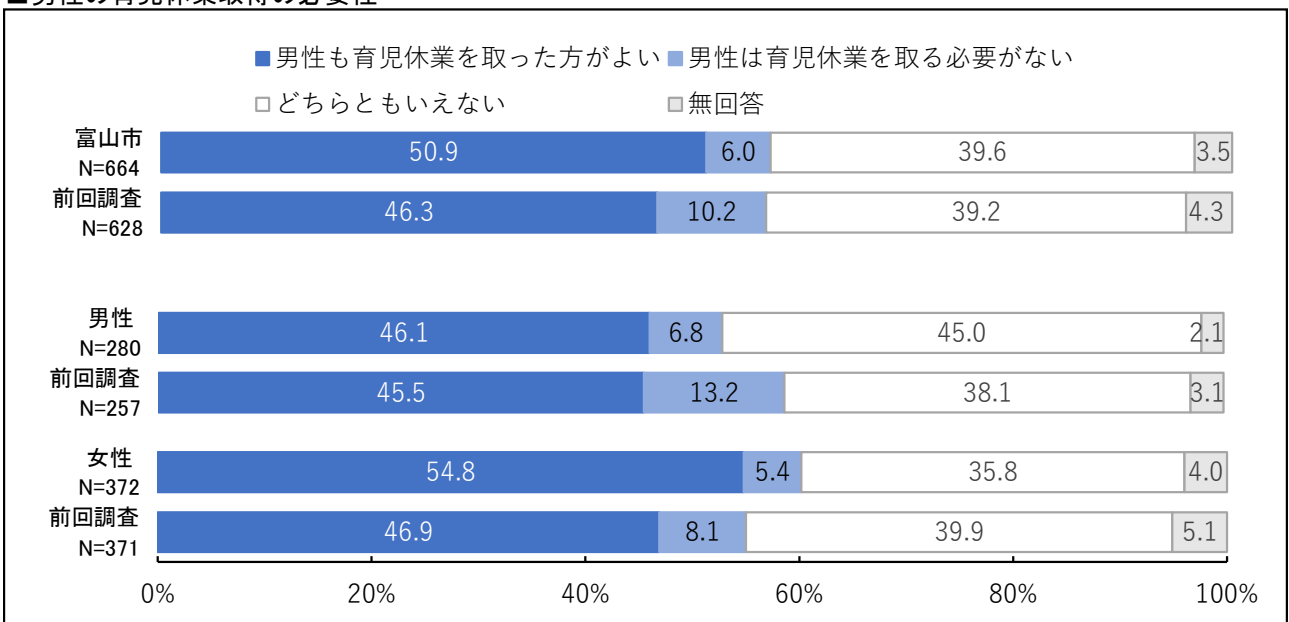
■育児休業の利用状況



資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査

- ・男性の育児休業取得の必要性をみると、「男性も育児休業を取った方がよい」が 50.9%となっており、前回調査（46.3%）より高くなっています。
- ・男女別にみると、「男性も育児休業を取った方がよい」は、男性（46.1%）より女性（54.8%）の割合が高くなっています。
- ・前回調査と比べると、「男性も育児休業を取った方がよい」は男女ともに高く、「男性は育児休業を取る必要がない」は男女ともに低くなっています。

■男性の育児休業取得の必要性

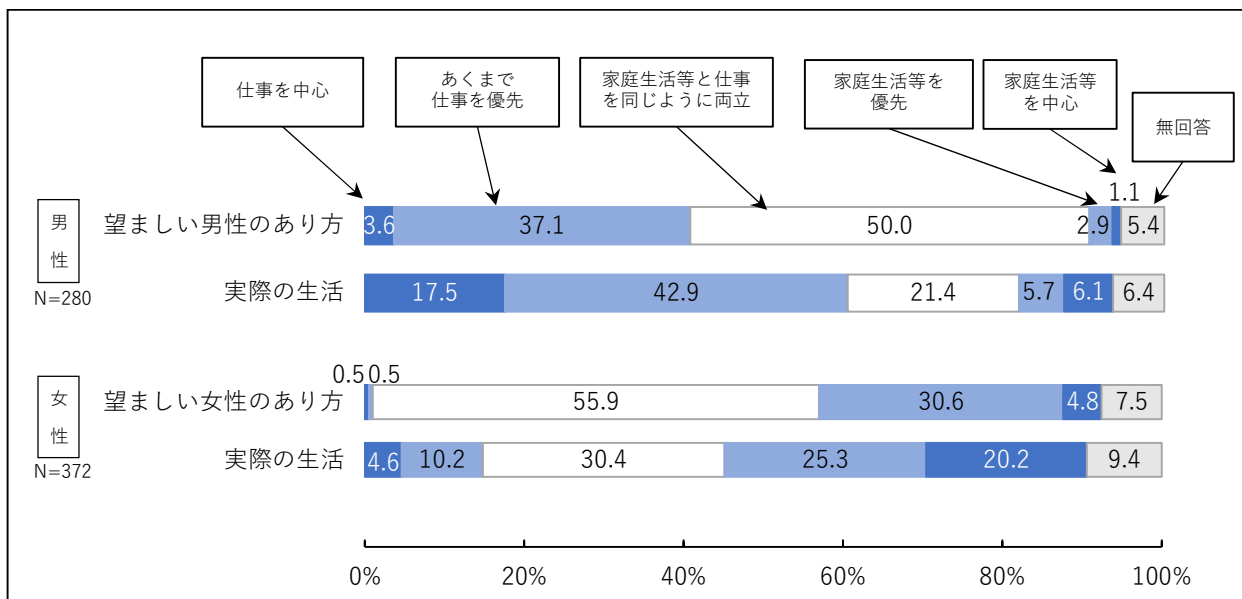


資料：令和2年度富山市男女共同参画に関する市民意識調査

③ワーク・ライフ・バランスについて

- ・男性が考える「望ましい男性のあり方」では、「家庭生活等と仕事を同じように両立」は50.0%となっていますが、「実際の生活」では、21.4%と低く、「仕事を優先」（：「仕事を中心」＋「あくまで仕事を優先」）とする割合は60.4%と半数を超えています。
- ・女性が考える「望ましい女性のあり方」では、「家庭生活等と仕事を同じように両立」は55.9%となっていますが、「実際の生活」では30.4%と低く、「家庭生活等を優先」「家庭生活等を中心」の割合が高くなっています。

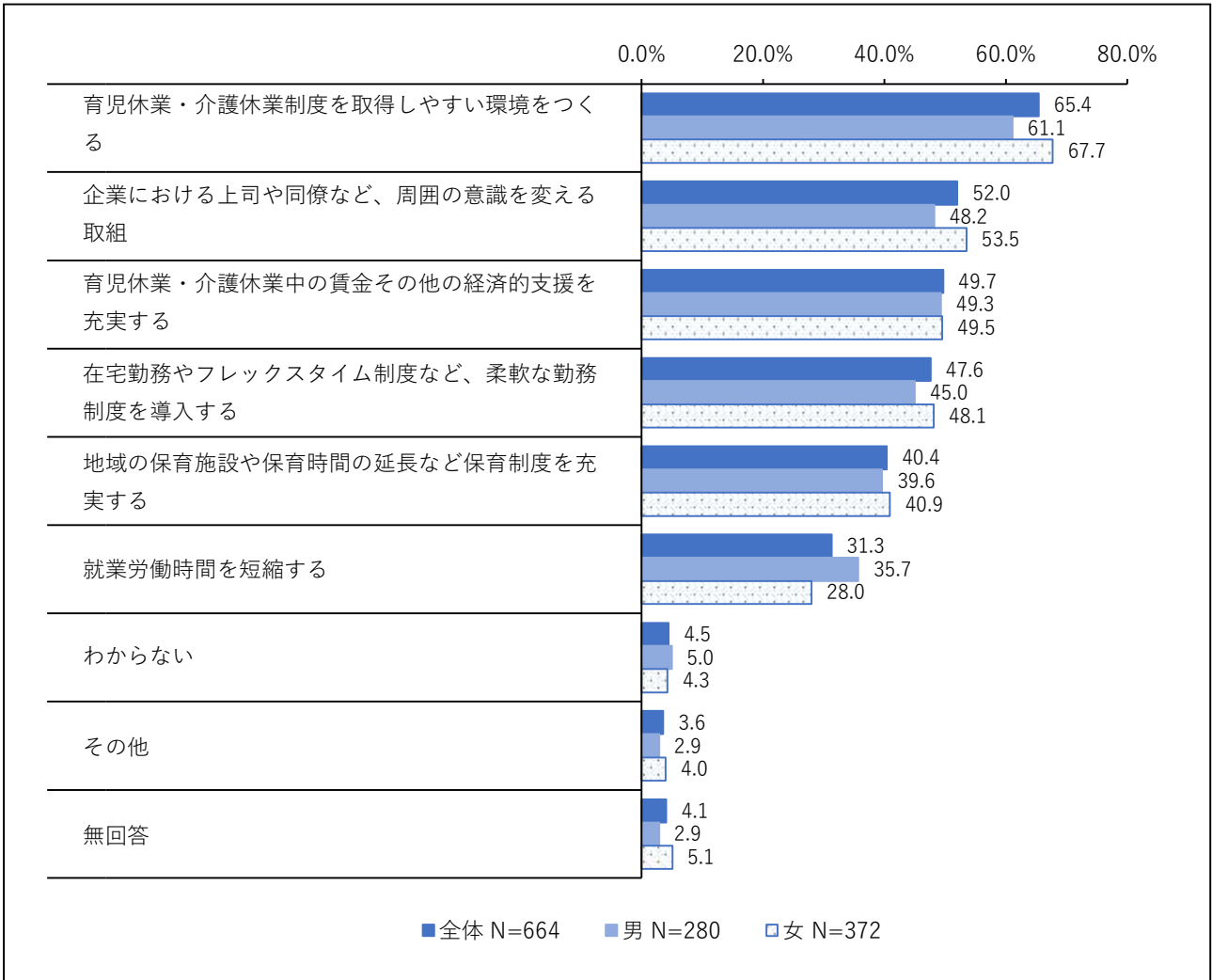
■望ましい男性・女性のあり方（理想と現実）



資料：令和2年度富山市男女共同参画に関する市民意識調査

・仕事と家庭の両立に必要な取り組みでは、「育児休業・介護休業制度を取得しやすい環境をつくる」(65.4%)が最も多く、次いで「企業における上司や同僚など、周囲の意識を変える取組」(52.0%)、「育児休業・介護休業中の賃金その他の経済的支援を充実する」(49.7%)となっています。

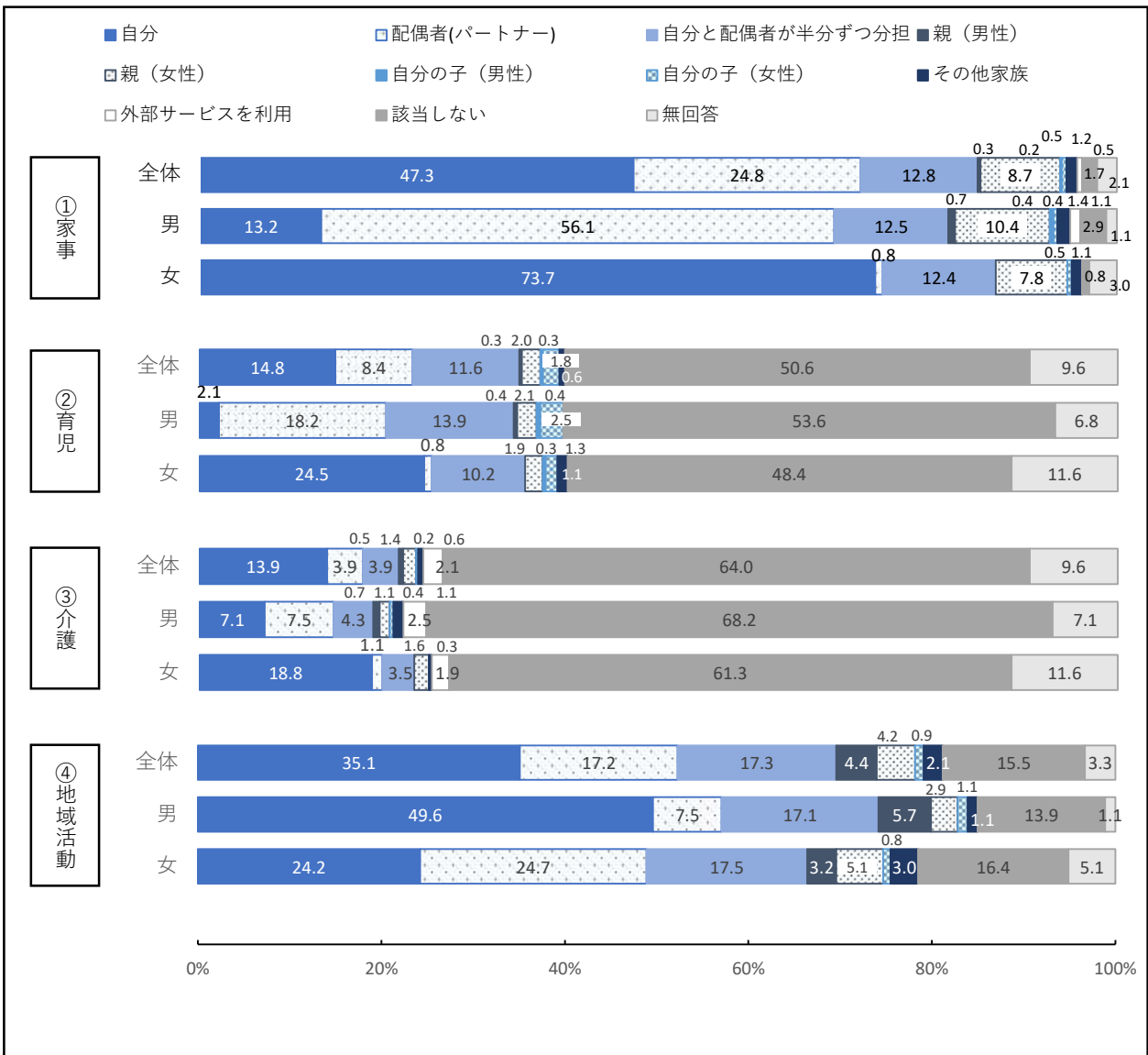
■仕事と家庭の両立に必要な取り組み（複数回答）



資料：令和2年度富山市男女共同参画に関する市民意識調査報告書

・家庭における主な担当では、家事や育児、介護は女性の割合が高く、地域活動は男性の割合が高くなっています。

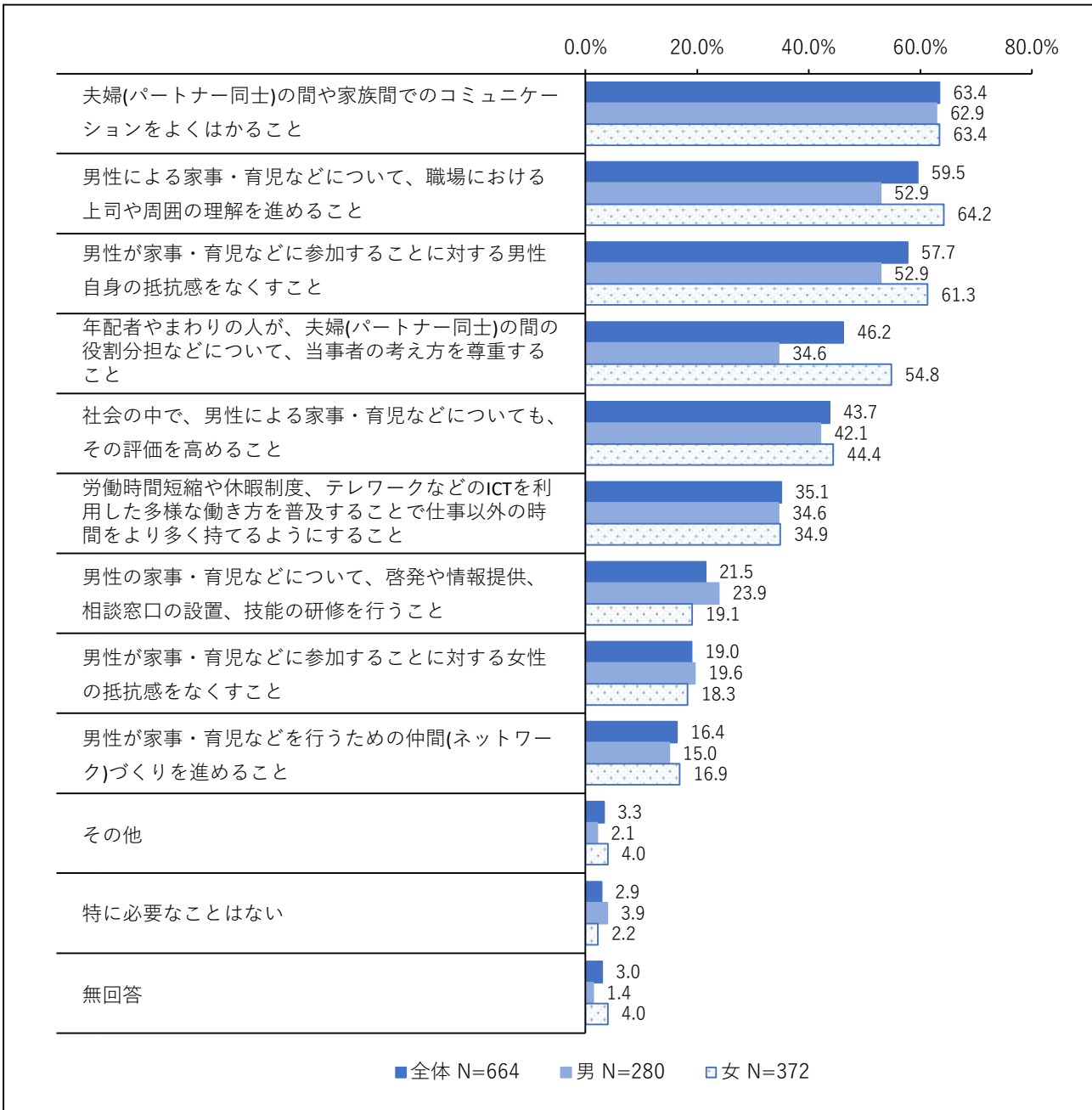
■家庭における主な担当



資料：令和2年度富山市男女共同参画に関する市民意識調査

- ・男性の家事・育児等への参加に必要なことは、「夫婦(パートナー同士)の間や家族間でのコミュニケーションをよくはかること」(63.4%)が最も多く、次いで「男性による家事・育児などについて、職場における上司や周囲の理解を進めること」(59.5%)、「男性が家事・育児などに参加することに対する男性自身の抵抗感をなくすこと」(57.7%)となっています。
- ・男性で最も割合の高い回答は「夫婦(パートナー同士)の間や家族間でのコミュニケーションをよくはかること」(62.9%)となっており、女性は「男性による家事・育児などについて、職場における上司や周囲の理解を進めること」(64.2%)となっています。

■男性の家事・育児等への参加に必要なこと（複数回答）

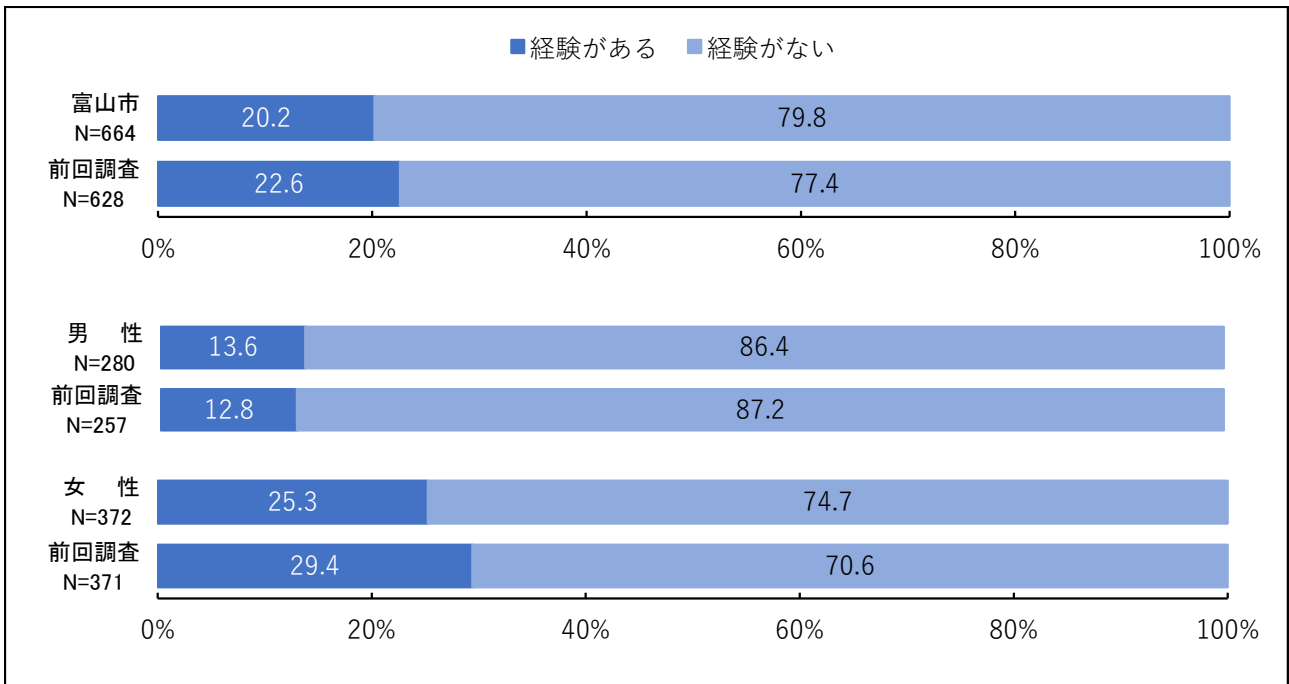


資料：令和2年度富山市男女共同参画に関する市民意識調査

④DVの経験について

- ・DVを受けた経験があると答えた人は全体で20.2%となっており、前回調査に比べ、「経験がある」とした割合は2.4ポイント減少しています。

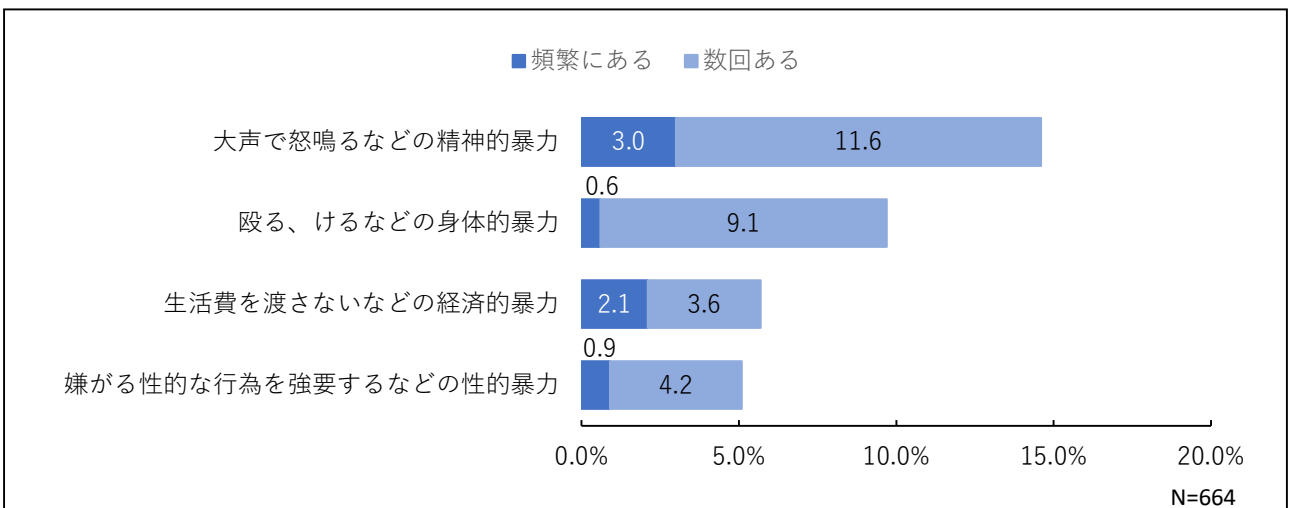
■DVの経験（前回調査(H27)との比較、男女別）



資料：令和2年度富山市男女共同参画に関する市民意識調査

- ・DVの経験内容について、最も多い行為（：「頻繁にある」＋「数回ある」）は「精神的暴力」（14.6%）となっており、次いで「身体的暴力」（9.7%）となっています。

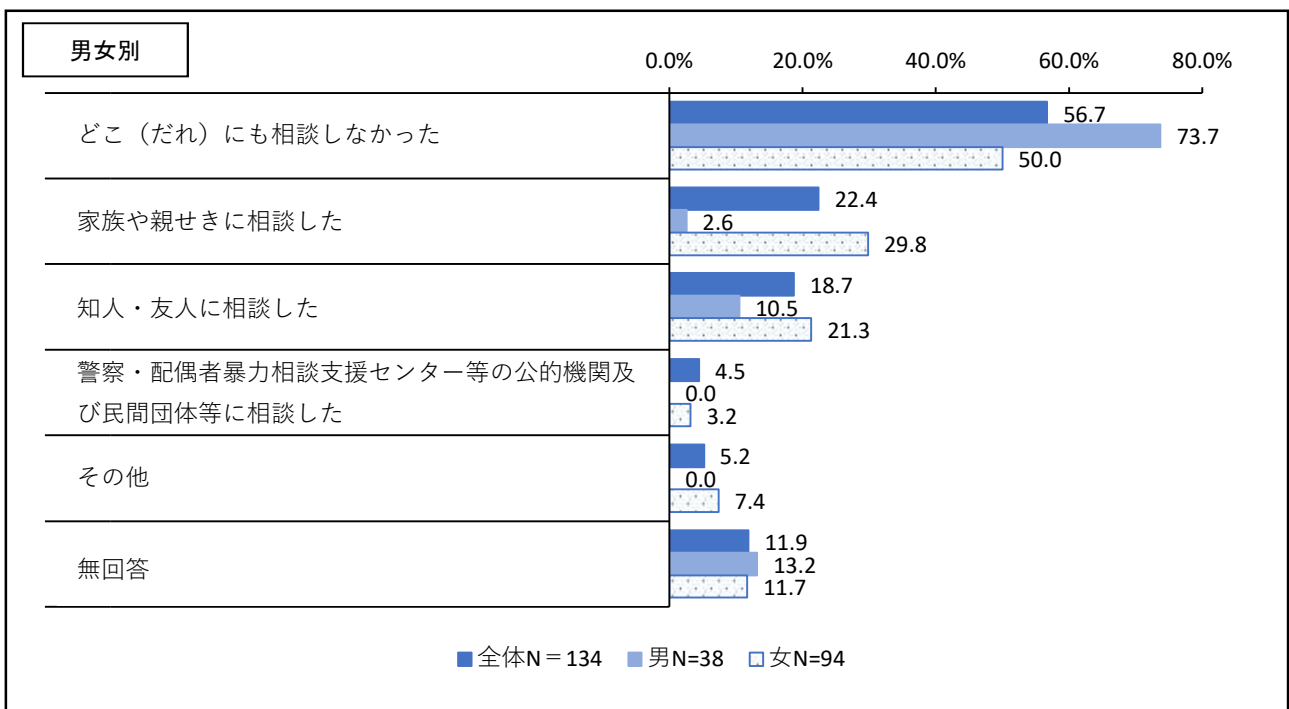
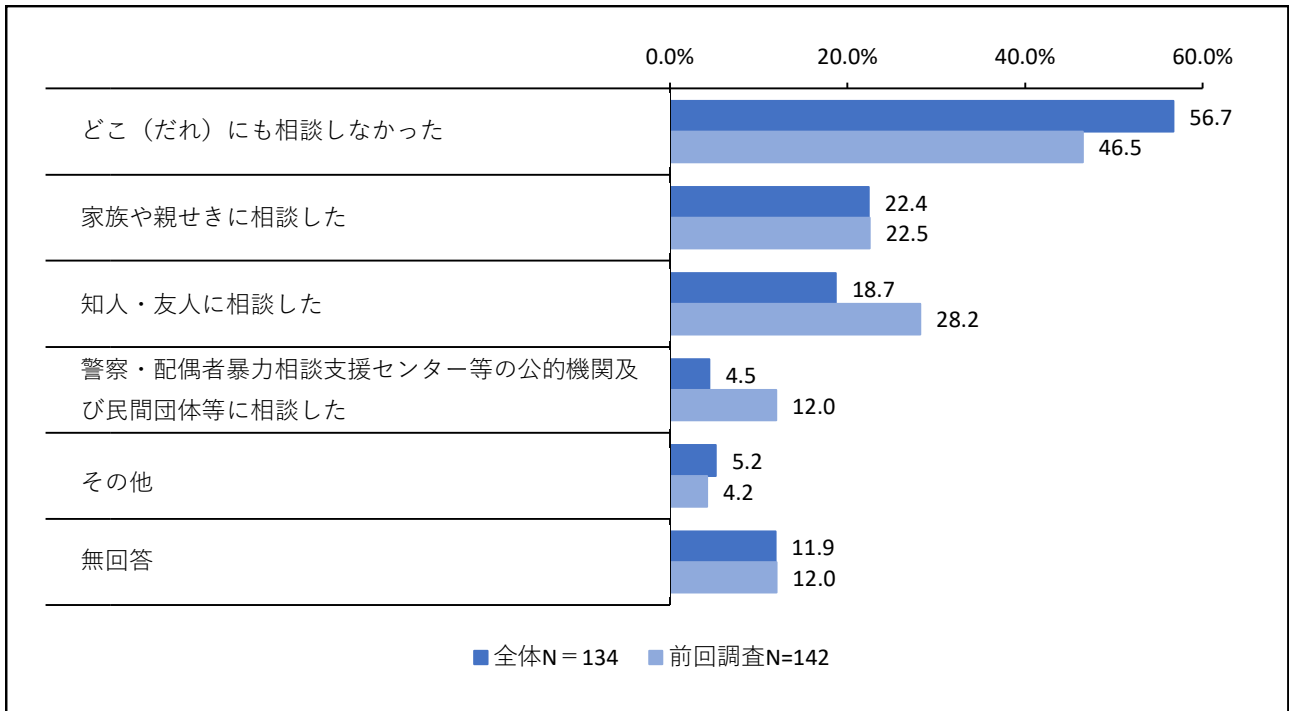
■DVの経験内容



資料：令和2年度富山市男女共同参画に関する市民意識調査

- ・一つでもDV経験がある人のうち、どこか（だれか）に相談したかをみると、「どこ（だれ）にも相談しなかった」が56.7%と5割以上を占めており、前回調査（46.5%）に比べて10.2ポイント高くなっています。
- ・相談した人の相談先は「家族や親せきに相談した」（22.4%）が最も多く、次いで「知人・友人に相談した」（18.7%）となっています。
- ・男女別にみると、「どこ（だれ）にも相談しなかった」割合は女性より男性の割合が高く、73.7%となっています。

■ DVの相談先（複数回答）

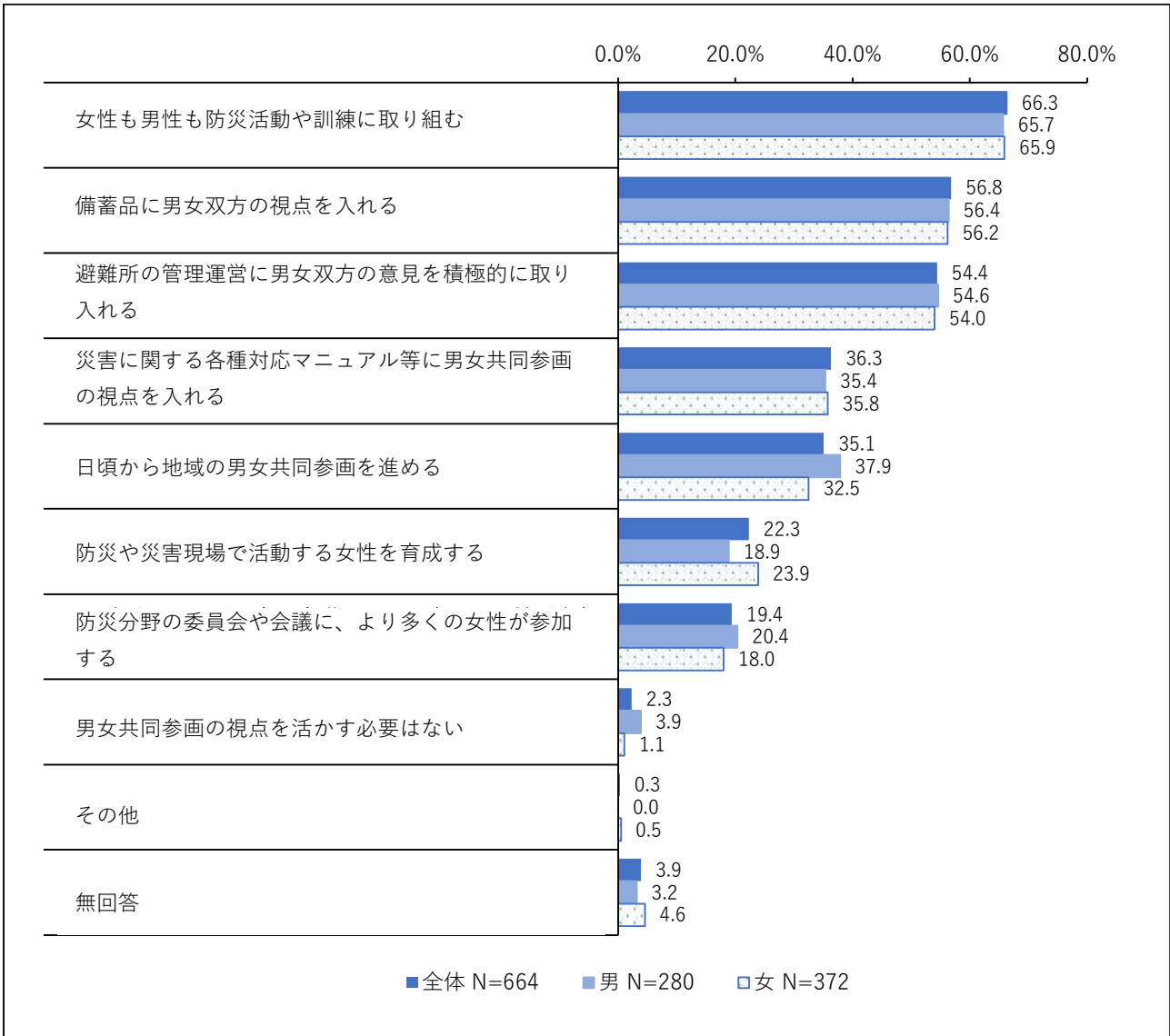


資料：令和2年度富山市男女共同参画に関する市民意識調査

⑤防災について

- ・ 防災における男女共同参画の視点は、「女性も男性も防災活動や訓練に取り組む」(66.3%)が最も多く、次いで「備蓄品に男女双方の視点を入れる」(56.8%)、「避難所の管理運営に男女双方の意見を積極的に取り入れる」(54.4%)となっています。

■防災における男女共同参画の視点

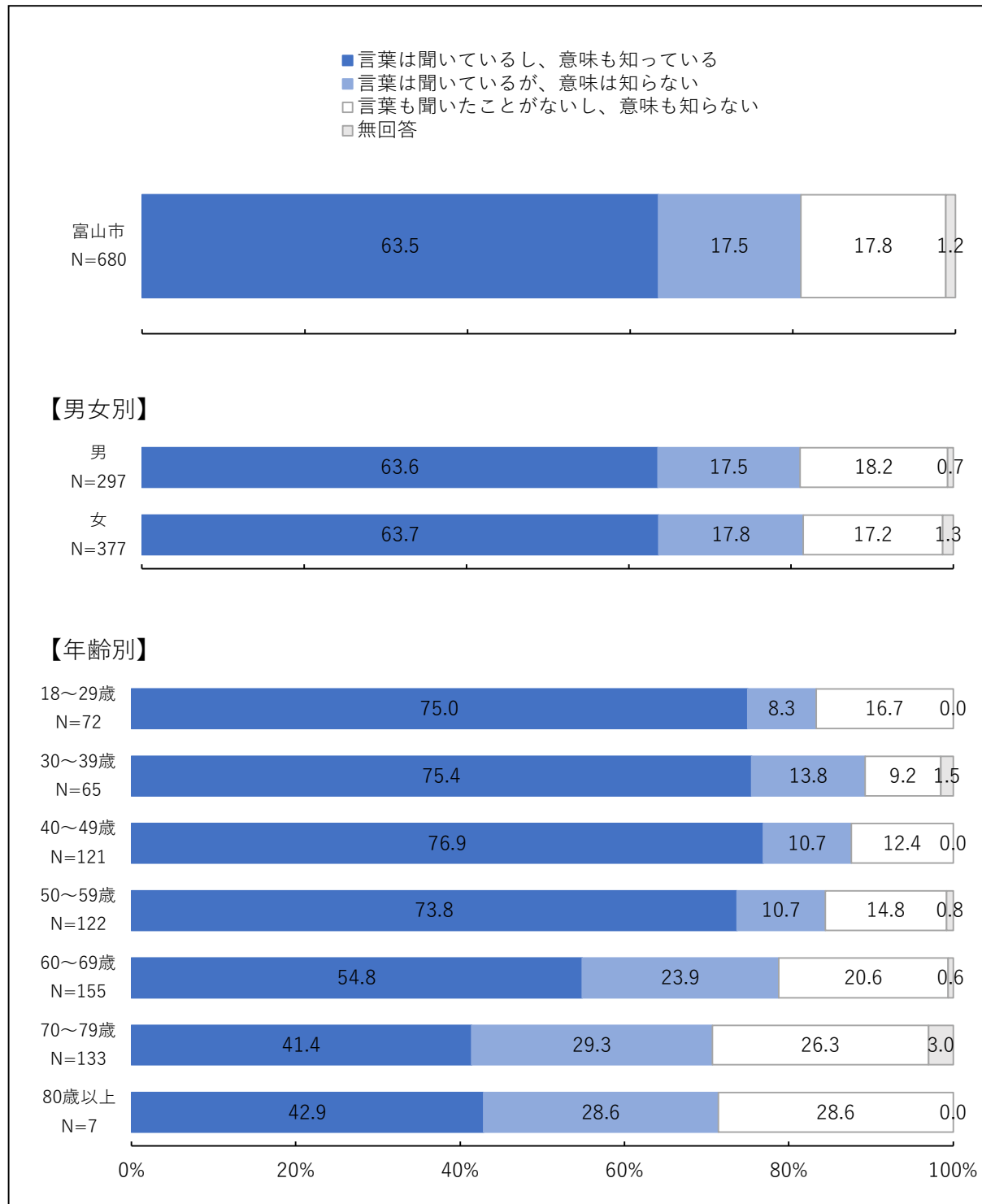


資料：令和2年度富山市男女共同参画に関する市民意識調査

⑥人権について

- ・性的マイノリティやLGBTという言葉について、「意味を知らない」(：「言葉は聞いているが、意味は知らない」+「言葉も聞いたことがないし、意味も知らない」と回答した割合は35.3%となっています。
- ・年代別にみると、「意味を知らない」と回答した割合は、60歳代で4割以上、70歳以上で5割以上となっています。

■性的マイノリティやLGBTという言葉の認知度

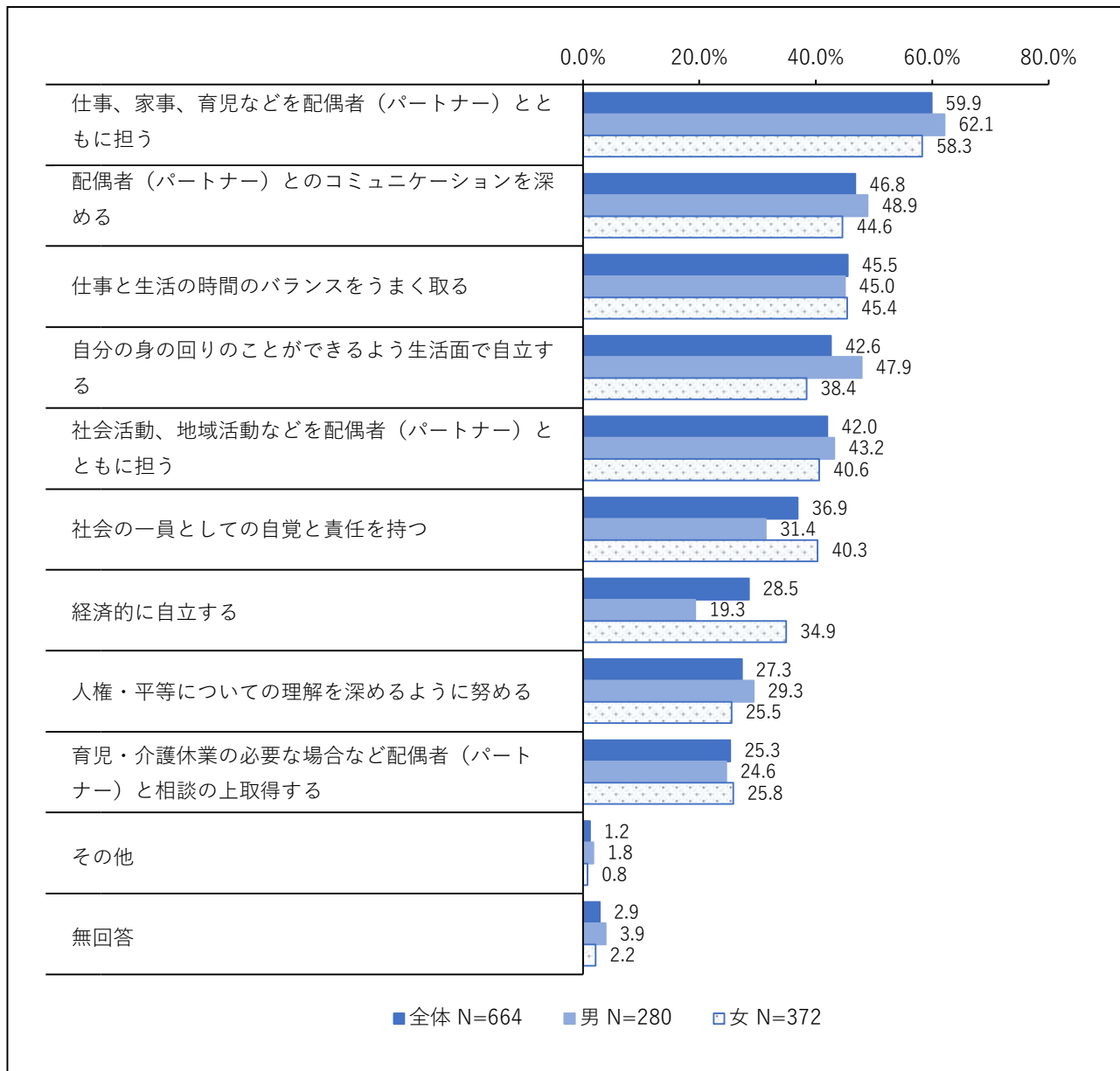


資料：令和2年度富山市「人権に関する市民意識調査」

⑦男女共同参画の取り組みについて

・男女共同参画を推進するために必要だと思うことは、「仕事、家事、育児などを配偶者（パートナー）とともに担う」（59.9%）が最も多く、次いで「配偶者（パートナー）とのコミュニケーションを深める」（46.8%）、「仕事と生活の時間のバランスをうまく取る」（45.5%）となっています。

■男女共同参画を推進するために必要なこと（複数回答）



資料：令和2年度富山市男女共同参画に関する市民意識調査

(6) 国・県の動き

「富山市男女共同参画プラン前期実施計画」策定後の国・県の主な動きは次のとおりです。

<国の動き>

①「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」の施行

衆議院、参議院及び地方議会の選挙において、各政党等は男女の候補者の数ができる限り均等となるよう目標を定めるなど、政治分野において男女共同参画を効果的かつ積極的に推進し、男女が共同して参画する民主政治の発展に寄与することを目的として、平成 30 年に「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が施行されました。

令和 3 年 6 月に行われた法改正では、政党その他の政治団体が候補者の選定方法の改善や人材育成等に自主的に取り組むこと、また、衆議院、参議院及び地方議会並びに関係行政機関が適切な役割分担の下で、政治分野における男女共同参画の推進に資する啓発活動や環境整備等に積極的に取り組むこととされました。

②「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」の改正

令和元（2019）年 6 月に「女性活躍推進法」が改正され、常時雇用する労働者が 301 人以上の事業主における女性活躍に関する情報公表の強化、特例認定制度（プラチナえるぼし）が創設され、さらに、令和 4（2022）年 4 月 1 日からは一般事業主行動計画の策定及び女性活躍に関する情報公表の義務の対象が常時雇用する労働者が 101 人以上の事業主に拡大されることとなりました。

③「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」の改正

令和元（2019）年 6 月に「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」が改正され、事業主が職場におけるパワー・ハラスメント防止のために雇用管理上必要な措置を行うことを義務付けるとともに、労働者が事業主にセクシャル・ハラスメント等を相談したことを理由とする不利益取扱いを禁止することなどとされました。

④「児童福祉法」等の改正

令和元（2019）年 6 月に「児童福祉法」等が改正され、DV防止対策と児童虐待防止対策の連携強化のため、婦人相談所及び配偶者暴力相談支援センターの職員については、児童虐待の早期発見に努め、児童相談所は、DV被害者の保護のために配偶者暴力相談支援センターと連携協力するよう努めることとされました。

⑤「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則」の改正

令和元（2019）年 12 月に「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則」が改正され、育児や介護を行う労働者が子の看護休暇や介護休暇を時間単位で取得することができることとなりました。

⑥「少子化社会対策大綱」の策定

令和2（2020）年5月に総合的かつ長期的な少子化に対処するための指針として「少子化社会対策大綱」が閣議決定され、子育て世代への対応として、令和7（2025）年までに男性の育児休業取得率を30%とすることなどの数値目標が掲げられ、配偶者の出産直後に休業を取得しやすくなる仕組みの検討を行うことなどが示されました。

⑦「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」の策定

令和2（2020）年5月に「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」が策定され、地方公共団体が災害対応に当たって取り組むべき事項が示されました。

⑧「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」の決定

令和2（2020）年6月に「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」が決定され、令和2（2020）年度から3年間を性犯罪・性暴力対策の「集中強化期間」として、刑事法の在り方の検討、被害者支援の充実、加害者対策の推進、教育・啓発の強化に取り組むこととされました。

⑨「第5次男女共同参画基本計画」の策定

令和2年、「政策・方針決定過程への女性の参画拡大」などの11項目を重点分野とする、「第5次男女共同参画基本計画」が策定されました。

<富山県の動き>

①「富山県男女共同参画計画（第4次）」の策定

平成30（2018）年、新総合計画「元気とやま創造計画」（平成30（2018）年策定）や「とやま未来創生戦略2018（改訂版）」（平成30（2018）年策定）と整合を図り、「あらゆる分野における女性の活躍」など4つの基本目標を柱とする「富山県民男女共同参画計画 第4次 ～男女がともに輝く 未来とやま～」が策定され、5年後となる令和4年度を目途に計画の見直しが行われる予定となっています。

②「とやま働き方改革行動宣言」の発表

平成31（2019）年4月、とやま県民活躍・働き方改革推進会議において、誰もが意欲と能力に応じて活躍できる富山県を目指し、「とやま働き方改革行動宣言」が発表されました。

③「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画（第4次）」の策定

平成18（2006）年3月に策定した配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画に基づき、配偶者暴力相談支援センターである女性相談センターを中心として、警察等の関係機関と連携しながら、様々な取組の推進してきましたが、DV被害は顕在化しています。この現状や国の法改正の趣旨等を踏まえ、令和3（2021）年3月に、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画 第4次」が策定されました。

2 前期実施計画の評価

(1) 評価の実施について

第2次富山市男女共同参画プランでは、「富山市男女共同参画推進条例」で掲げる7つの基本理念のもとに4つの基本目標による「男女共同参画社会の実現」を目指し、各種施策を総合的かつ計画的に推進するための目標指標を基本目標ごとに設定しています。

令和3年度は基本計画期間の中間年にあたることから、計画の進捗状況を管理するため、目標指標の達成状況について中間評価を行いました。

(2) 評価基準

目標指標の達成状況について、基準値（平成27（2015）年度）と目標値（令和3（2021）年度）、現状値を比較し、以下の判定基準で評価しました。

区分	評価	判断基準
A	改善	目標値に達した
B	改善傾向	目標値に達していないが、基準値に比べて改善傾向にある
C	悪化	基準値に比べて悪化している

(3) 評価結果

基本目標 1) 男女共同参画の意識の醸成から行動を促す

目標とする指標内容	基準値 (H27 年度)	目標値 (R3 年度)	現状値 (R3 年度)	達成 状況	備考
社会通念・慣習の分野で男性優遇と感じる人の割合	67.3%	60.0%	75.5%	C	R2 年度 男女共同参画に関する市民意識調査
「男性は仕事、女性は家庭」という考え方について反対とした人の割合	56.7%	70.0%	63.1%	B	R2 年度 男女共同参画に関する市民意識調査

基本目標 2) 男女が共にいきいきと活躍する社会を創る

富山市附属機関における女性委員の登用率	26.7% (H28 年度)	30.0%	27.5%	B	R3 年度 男女共同参画白書
実際の生活で家庭生活と仕事を同じように両立している男性の割合	21.8%	30.0%	21.4%	C	R2 年度 男女共同参画に関する市民意識調査
実際の生活で家庭生活と仕事を同じように両立している女性の割合	27.5%	30.0%	30.4%	A	R2 年度 男女共同参画に関する市民意識調査

基本目標 3) 支え合う家族・地域社会づくりの推進

1日あたりの家事従事時間が0～1時間未満の男性の割合(平日)	48.6%	25.0%	38.5%	B	R2 年度 男女共同参画に関する市民意識調査
1日あたりの家事従事時間が0～1時間未満の男性の割合(休日)	28.0%	15.0%	25.3%	B	R2 年度 男女共同参画に関する市民意識調査
男女共同参画推進地域リーダー主催の行事参加者数	1,921 人	3,000 人	547 人 (R2 年度)	C	R3 年度 男女共同参画白書

基本目標 4) 男女間のあらゆる暴力ゼロの環境づくりの推進

DVを受けた経験がある人の割合	22.6%	10.0%	20.2%	B	R2 年度 男女共同参画に関する市民意識調査
DV被害にあった際、どこ(だれ)にも相談しなかった人の割合	46.5%	25.0%	56.7%	C	R2 年度 男女共同参画に関する市民意識調査
DV被害にあった際、どこに相談したらよいかわからなかった人の割合	9.1%	5.0%	15.1%	C	R2 年度 男女共同参画に関する市民意識調査

Ⅲ 男女共同参画を取り巻く現状からみた課題

課題 1 男女参画意識

(1) 性別役割分担意識

市民意識調査をみると、「男性は仕事、女性は家庭」という考えに対して、男女ともに「反対」とする回答が多いなど、徐々に男女参画意識の浸透は図られていますが、実際の生活では女性が家事や育児、介護など、男性は地域活動を主に担当するなど、固定的な性別役割分担意識は根強く残っており、未だ意識と現状とのギャップは解消されていません。

(2) 男女の平等感

市民意識調査をみると、「男女の平等感」では、“学校教育の場”において「平等」と感じる割合は高くなっていますが、“家庭生活”や“職場”、“地域活動”のほか、特に“政治”や“社会通念・慣習・しきたりなど”においては「男性優遇」の割合が高くなるなど、様々な場や環境において男女が平等にあると感じられていません。

(3) 男女共同参画の推進に必要なこと

市民意識調査をみると、「男女共同参画の推進に必要なこと」では、「仕事、家事、育児などを配偶者（パートナー）とともに担う」「配偶者とのコミュニケーションを深める」などが挙げられており、特に男性において「配偶者との関係」に関する回答が多いなど、男女ともに家庭生活と仕事の両立への関心は高まっていますが、両立するための環境は未だ整っていません。

課題 2 社会

(1) 人口

市の人口は平成 22 年をピークに減少し、将来人口推計によると今後もさらに減少は続き、その内訳は老年人口は増加し、年少人口・生産年齢人口は減少すると予測されていることから、少子・超高齢社会の進展による社会全体におけるあらゆる活動の衰退が懸念されます。

(2) 結婚・出生

市の合計特殊出生率は、全国や県と比べて高い水準となっていますが、出生数は年々減少しており、今後の経済活動を支えるための労働力不足が懸念されます。

富山県の初婚・第 1 子出生時母の年齢では、どちらも平成 25 年まで上昇した後、30 歳前後で横ばいとなっていますが、子育ての時期が社会におけるキャリア形成の時期と重なるなど、様々な要因が家庭生活と仕事の両立を困難にしています。

(3) 雇用・就労

女性の年齢階級別労働力率では、M字カーブの底が浅くなるなど、女性の雇用状況は徐々に改善されてきましたが、職業別非正規者比率をみると女性の比率が高くなっていることから、出産・育児を理由に一旦退職した女性が、育児等を終えた後に、再び就職を希望しても、家計補助的な非正規雇用の職がほとんどで、女性の働き方の選択肢が限定されていると考えられます。

また、国の労働力調査等によると、令和2年から続く新型コロナウイルス感染症の影響から、業種間や正規雇用者と非正規雇用者など労働者間の格差も拡大する傾向にあり、特に女性に対して深刻な影響を及ぼしています。

市民意識調査をみると、「仕事と家庭の両立に必要な取り組み」では「育児・介護休業制度を取得しやすい環境をつくる」「育児・介護休業中の経済的支援の充実」などが挙げられており、社会における仕事優先の意識や固定的な性別役割分担意識の変化が求められています。

課題3 家庭

(1) 世帯数・世帯人員

市の世帯数推移及び将来人口推計をみると、市の世帯数は年々増加した後、横ばいになると予測されていますが、世帯人員は減少が続くと予測され、ひとり親世帯においても、母子・父子世帯ともに年々、世帯数は増加しています。また、高齢者人口の増加に比例して、65歳以上の世帯数や、要支援・要介護認定者数も年々増加し、今後も増えると予測されていることから、家事や育児、介護など家庭内において担う個人の負担はますます増加すると考えられます。

(2) ワーク・ライフ・バランス

市民意識調査をみると、「望ましい男性・女性のあり方」では、男女ともに「家庭と仕事を両立」することを理想としていますが、実際の生活では、男性は「仕事優先」、女性は「家庭優先」となっています。しかし、「男女共同参画の推進に必要なこと」では、特に男性において「仕事、家事、育児などを配偶者（パートナー）とともに担う」が上位に挙げられているほか、育児休業についても「男性も取るべき」とする割合が高くなるなど、市民からは仕事と子育てや介護などを両立できるような環境づくりが求められていると考えられます。

課題4 地域活動

(1) 地域活動への女性参画

市の各地域における「自治会長に就任する女性の割合」では、女性の就任割合は年々上昇していますが大きく増えてはならず、ますます地域の果たす役割が重要になる中、多様な視点の一つとして女性が意思決定の場に参画することは、地域活性化に向けた重要な要素となっています。

(2) 防災

市民意識調査をみると、「防災における男女共同参画の視点」では、「女性も男性も防災活動や訓練に取り組む」との回答が男女ともに6割を超えているほか、「備蓄品に男女双方の視点を入れる」「避難所の管理運営に男女双方の意見を積極的に取り入れる」も男女ともに5割を超えるなど、防災分野においても男女それぞれの視点やアイデアを積極的に活かす男女共同参画のさらなる推進が求められています。

課題5 配偶者等からの暴力（DV）

(1) DVの経験

県警察が対応した「DV事案等の被害件数」では、男女の被害者がともに増加するなど、近年では最も多くなっており、その被害者の年齢層は20～40歳代、70歳以上が多くなっています。また、全国的にみると、新型コロナウイルス感染症による日々の生活不安やストレス等から、DV相談件数が増加しており、女性に対する暴力の増加や深刻化が懸念されています。

DVのほか、性暴力、ストーカー行為等の犯罪となる行為は重大な人権侵害であり、社会が「どのような暴力も絶対に許さない」とする共通認識を持つためにも、市民へのDV等に対する正しい知識の普及やあらゆる暴力を未然防止するための意識啓発に取り組む必要があります。

(2) DVの相談先

市民意識調査をみると、「DVの相談先」では、経験者のうち5割以上が「相談しなかった」と回答しています。DVは、その多くが外部からの発見が困難な家庭内において行われ、また、DVを受けたことを外部に相談することに抵抗を感じる人が多く、被害が潜在化・深刻化しやすい傾向にあることから、身近な相談先の周知・啓発のほか、被害者の視点に立った相談体制の整備などに取り組む必要があります。

IV 基本計画

1 基本理念

本格的な人口減少や急速な少子・超高齢社会が進行する時代にあつて、社会の多様性と活力を高め、より豊かに発展していくため、女性も男性も全ての個人が、互いにその人権を尊重し、喜びも責任も分かち合いつつ、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画を推進していくことは、社会全体で取り組むべき最重要課題です。

「富山市男女共同参画推進条例」で掲げる基本理念のもとに、「男女共同参画社会」の実現を目指します。

富山市男女共同参画推進条例で掲げる7つの基本理念

男女の人権の尊重（条例第3条より） 男女を問わずすべての人は、個人としての尊厳を重んじられなくてはなりません。個人としての能力を十分に発揮する機会を確保される必要があります。
社会制度や慣行についての配慮（条例第4条より） 男女のどちらかが優遇と感じられる制度や慣行を見直し、男女の自由な活動の選択を妨げることのないような配慮が必要です。
政策等の立案・決定における共同参画機会の確保（条例第5条より） 男女はお互い認め合いながらよりよい社会を築いていくためのパートナーです。政策立案・方針決定に男女ともに参画する機会が確保されることが重要です。
家庭生活と社会活動の両立（条例第6条より） 家庭生活の営みとその他の社会活動を両立できるように、よりよい社会づくりに取り組む必要があります。
男女の性の尊重と生涯にわたる健康への配慮（条例第7条より） 男女を問わず、すべての人が生涯にわたって、心身の健康を確保し生活できる環境に配慮する必要があります。
世界的視野の下での男女共同参画（条例第8条より） 男女共同参画推進の様々な取組は国際的な動きとともに進められてきたことから、この動きについて理解と関心を深め、連携・協力しながら男女共同参画推進に関わることが重要です。
市、市民及び事業者の協働（条例第9条より） 男女共同参画の推進のため、市、市民や事業者はそれぞれの役割を理解し、お互いが協働して取り組むことによって、より大きな成果を目指すことが重要です。

2 基本目標

富山市男女共同参画推進条例の基本理念に鑑み、様々な課題に対応するため基本目標と施策等を定め、各種施策を総合的かつ計画的に推進します。

●基本目標1 男女共同参画の意識の醸成から行動を促す

●施策方針

- ・「男は男らしく、女は女らしく」とする固定的観念から脱却し、個性を尊重し、多様な生き方を受け入れ、認め合う社会をつくるため環境を整える。
- ・男女共同参画の意識の浸透と、実際の行動に結びつける取組を推進する。

●取り組む主要テーマ

- (1)人権尊重、平等意識の啓発
- (2)男女共同参画を推進する教育・学習の充実
- (3)心と体の健康づくり

目標とする指標内容	基準値 (R2年度)		目標値 (R8年度)
＜新規＞ 社会通念・慣習の分野で男女平等と感じる人の割合	14.2%	→	17%以上
「男性は仕事、女性は家庭」という考え方について 反対とした人の割合	63.1%	→	70%以上

●基本目標2

【富山市女性活躍推進計画】 誰もが共にいきいきと活躍する社会を創る

●施策方針

- ・多様な働き方ができ、経済的自由や自己実現につなげられる社会システム(文化風土を含む)に変革する。
- ・誰もが能力を發揮できる職場づくりを推進する。

●取り組む主要テーマ

- (1)あらゆる分野における女性参画の推進とリーダーの育成
- (2)女性の自己実現、経済的自由の支援
- (3)誰もが能力を發揮できる環境の整備

目標とする指標内容	基準値 (R2年度)		目標値 (R8年度)
富山市附属機関における女性委員の割合	27.5% (R3年度)	→	30%以上
＜新規＞ 家庭生活と仕事を両立している人の割合	26.7%	→	30%以上

●基本目標3 支え合う家族・地域社会づくりの推進

●施策方針

- ・家族ぐるみ、地域ぐるみで子育てや介護等ができる環境をつくる。
- ・自治会等地域活動における女性の参画拡大を図る。

●取り組む主要テーマ

- (1)仕事と生活の調和を目指した家族ぐるみの支え合い
- (2)地域ぐるみの支え合いによる男女共同参画の推進
- (3)防災分野における男女共同参画の推進

目標とする指標内容	基準値 (R2年度)		目標値 (R8年度)
1日あたりの家事従事時間が0～1時間未満の男性の割合(平日)	38.5%	→	30%以下
1日あたりの家事従事時間が0～1時間未満の男性の割合(休日)	25.3%	→	20%以下
<新規> 自治会長に就任する女性の割合	4.1% (R3年度)	→	7%以上

●基本目標4 【第2次富山市DV対策基本計画】
あらゆる暴力ゼロの環境づくりの推進

●施策方針

- ・パートナー間のあらゆる暴力根絶のための意識づくりを推進する。
- ・相談しやすい環境づくりを推進する。
- ・DV被害者の支援と関係機関の連携を強化する。

●取り組む主要テーマ

- (1)パートナー間のあらゆる暴力根絶のための意識づくり
- (2)相談体制の強化
- (3)安全確保と自立支援
- (4)DV対策推進体制の強化

目標とする指標内容	基準値 (R2年度)		目標値 (R8年度)
DVを受けた経験がある人の割合	20.2%	→	17%以下
DV被害にあった際、どこ(だれ)にも相談しなかった人の割合	56.7%	→	40%以下
DV被害にあった際、どこに相談したらよいかかわらなかった人の割合	15.1%	→	10%以下

V 実施計画（後期）

実施計画（後期）体系図 令和4（2022）年度～令和8（2026）年度

基本目標	取り組む主要テーマ	施策の方向
目標1 男女共同参画の意識の醸成から行動を促す	(1) 人権尊重、平等意識の啓発	① 男女共同参画のわかりやすい広報・啓発活動の推進
		② 男女共同参画の視点に配慮した表現の推進
	(2) 男女共同参画を推進する教育・学習の充実	① 家庭・学校における男女平等教育の推進
		② 地域における男女共同参画学習の推進
		③ 事業所における労働環境整備に関する意識啓発
	(3) 心と体の健康づくり	① 母性健康対策の推進
② 生涯を通じた健康支援		
目標2 誰もが共にいきいきと活躍する社会を創る <small>（富山市女性活躍推進計画）</small>	(1) あらゆる分野における女性参画の推進とリーダーの育成	① 女性の人材発掘・女性リーダーの育成
		② 審議会等への女性の参画促進
		③ 企業・団体等における女性管理職の登用促進
	(2) 女性の自己実現、経済的自由の支援	① 女性の再就職・キャリアアップ拡大支援
		② 女性の起業支援
	(3) 誰もが能力を発揮できる環境の整備	① 多様な働き方に対応した子育てや介護の支援
② 様々な困難を抱えた人々への支援		
③ ワーク・ライフ・バランスの推進		
④ 様々なハラスメントの防止		

基本目標	取り組む主要テーマ	施策の方向	
目標3 支え合う家族・地域社会づくりの推進	(1) 仕事と生活の調和を目指した家族ぐるみの支え合い	①家庭生活における男女共同参画の推進 ②男性の家事・育児等への積極的な参画に向けた支援	
	(2) 地域ぐるみの支え合いによる男女共同参画の推進	①地域で活躍するリーダーの育成 ②地域活動に参画しやすい環境づくり ③誰もが安心して暮らせる地域づくり	
	(3) 防災分野における男女共同参画の推進	①地域における防災分野への女性の参画促進 ②男女共同参画の視点に立った防災対策の推進	
	目標4 あらゆる暴力ゼロへ第2次富山市DV対策基本計画	(1) パートナー間のあらゆる暴力根絶のための意識づくり	①パートナー間のあらゆる暴力防止についての意識啓発 ②若年層を対象とする予防啓発の拡充、教育・学習の充実
		(2) 相談体制の強化	①相談窓口の周知 ②安心して相談できる体制の充実
		(3) 安全確保と自立支援	①被害者の安全確保のための体制づくり ②被害者の心身の回復支援 ③被害者の生活再建に向けた支援 ④DV被害者の子どもへの支援
		(4) DV対策推進体制の強化	①関係各課、関係機関、民間支援団体などとの連携強化

●基本目標 1

男女共同参画の意識の醸成から行動を促す

取り組む主要テーマ1 (1) 人権尊重、平等意識の啓発

現状と課題

男女共同参画社会を実現するためには、誰もが性別等により差別されることなく個性と能力を十分発揮することができるよう、一人ひとりが誰に対しても平等の意識を持って、人権を尊重し合うことが重要です。

令和2年度の市民意識調査をみると、男女の平等感で「平等」と答えた割合は、平成27年度調査に比べ概ね高くなったものの、多くの分野において「男性優遇」と答える割合は依然として高く、特に、“政治の場”や“社会通念・慣習・しきたり”の分野では7割以上が「男性優遇」と答えています。

また、「男性は仕事、女性は家庭」という考え方についても、「反対」とする割合は平成27年度調査より高くなるなど、徐々に男女参画意識の浸透は図られてきたところですが、実際の生活では、女性が家事や育児、介護など、男性は地域活動を主に担当するなど、固定的な性別役割分担意識は根強く残っています。

こうした意識と現状のギャップを解消し、性別や年齢、障害の有無、国籍、性的指向、性自認などに関わらず、誰もがそれぞれの能力や適性に応じた生き方を自由に選択することができ、それが尊重されるよう、あらゆる機会、様々な情報媒体を通じて男女共同参画に向けた幅広い啓発・情報提供活動を継続的に行っていく必要があります。

施策の方向1 (1) ① 男女共同参画のわかりやすい広報・啓発活動の推進

No.	事業	内容	担当課	方向性
1	男女共同参画に関する情報交流誌「あいのかぜ」の発行 再掲 146	男女共同参画に関する情報交流誌「あいのかぜ」を発行し、男女共同参画に関する正しい理解と認識を深めるための情報を発信します。	男女参画・市民協働課	継続
2	男女共同参画に関する調査及び情報の開示	「男女共同参画に関する市民意識調査」を定期的実施し、市民の意識変化の調査を行い、市民のニーズに合った施策展開を図ります。	男女参画・市民協働課	継続
3	男女共同参画とやま市民フェスティバルの開催 再掲 187	「男女共同参画とやま市民フェスティバル」を開催し、男女共同参画に関する情報発信と意識啓発を図ります。	男女参画・市民協働課	継続
4	男女平等意識を育む啓発冊子の発行 再掲 16	固定的な性別役割分担意識にとられない男女平等意識を初等教育期に育むため、小学生を対象とした啓発冊子を作成します。	男女参画・市民協働課	継続
5	コンクール形式による啓発 再掲 17	中学生を対象に男女共同参画に関する作文を募集してコンクールを開催することにより、男女共同参画について考える機会を設け意識啓発を図ります。	男女参画・市民協働課	継続
6	男女共同参画講座の開催	男女共同参画に関する正しい理解と認識を深めるための啓発講座を開催します。	男女共同参画推進センター	継続

No.	事業	内容	担当課	方向性
7	男女共同参画推進センター事業の案内	男女共同参画推進センターの男女共同参画に関する講座の案内などを「広報とやま」や推進センターのホームページに掲載し、意識啓発のための情報提供を図ります。	男女共同参画推進センター	継続
8	男女共同参画に関する資料などの配置	男女共同参画に関する資料をC i C内等に配置し情報提供します。また、男女共同参画週間等にあわせ、パネルやリーフレットなどを展示します。	男女共同参画推進センター	継続
9	大学等と連携した「働き方改革」や「ワーク・ライフ・バランス」に関する講座の開催	大学等と連携し、学生等を対象に、「働き方改革」や「ワーク・ライフ・バランス」等に関する講座を開催し、若者の意識啓発を促します。	男女共同参画推進センター	継続
10	地域における「働き方改革」や「ワーク・ライフ・バランス」に関する講座の開催 再掲 152	「女性活躍推進」や「働き方改革」、「ワーク・ライフ・バランス」等に関する講座や啓発活動など、市民を対象に地域で開催することで、「固定的な性別役割分担意識」を見直すための意識啓発と男性の家事・育児・介護等への理解や前向きな参画を促進します。	男女共同参画推進センター	継続
11	人権啓発活動の推進	女性、インターネット、性的少数者にまつわる問題など、法務局が掲げる啓発活動強調事項を中心に多様なテーマを広く取り上げ市民に広く啓発し、人権問題は誰かの問題ではなく自分たちに直接に関わる問題として捉え、市民がお互いの個性を理解・尊重し、相手を思いやる意識が醸成されるように努めます。	市民生活相談課	新規

施策の方向1 (1) ② 男女共同参画の視点に配慮した表現の推進

No.	事業	内容	担当課	方向性
12	市の刊行物に関するガイドラインの市職員への普及啓発	市が発行する刊行物に関するガイドラインを必要に応じて見直すとともに全庁的に周知し、男女共同参画の視点で市の刊行物などの見直しを図り職員への普及、啓発に努めます。	男女参画・市民協働課	継続

取り組む主要テーマ1（2） 男女共同参画を推進する教育・学習の充実

現状と課題

市民意識調査によると、男女共同参画社会を形成するためには、「学校教育や社会教育・生涯教育の場で男女の平等と相互の理解や協力についての学習を充実する」ことが望まれています。

とりわけ、次世代を担う子どもたち一人ひとりが、将来にわたり十分に個性と能力を発揮し、自らの考えで多様な選択ができるよう、感受性が豊かな学童期から男女共同参画の意識を育むことが大切です。

また、家庭や学校などの身近な生活の場では、保護者や教職員の考え方が子どもたちに及ぼす影響が大きいことから、保護者への男女共同参画や人権に関する学習機会の提供、教職員を対象とした研修会の開催及び指導事例集の発行等、子どもの関心が幅広い分野に向けられるよう、発達段階に応じた教育の充実に努めるほか、地域における学習講座の開催や、事業所等に就業環境の改善に取り組むよう働きかけるなど、男女共同参画についての理解が深まるよう、意識啓発や情報提供の充実に努める必要があります。

施策の方向1（2）① 家庭・学校における男女平等教育の推進

No.	事業	内容	担当課	方向性
13	人権啓発フェスティバルの開催 再掲 182	「人権啓発フェスティバル」を開催し、広く一般に、人権教育、人権啓発の推進を図ります。	市民生活相談課	継続
14	「広報とやま」を通じた人権啓発活動の実施 再掲 183	人権週間、人権擁護委員の日に併せて、人権啓発に関する記事を掲載します。	市民生活相談課	継続
15	各種研修会での人権啓発活動の実施 再掲 184	出前講座メニュー「人権ってなに？」を活用し、人権啓発活動を展開します。	市民生活相談課	継続
16	男女平等意識を育む啓発冊子の発行 再掲 4	固定的な性別役割分担意識にとらわれない男女平等意識を初等教育期に育むため、小学生を対象とした啓発冊子を作成します。	男女参画・市民協働課	継続
17	コンクール形式による啓発 再掲 5	中学生を対象に男女共同参画に関する作文を募集してコンクールを開催することにより、男女共同参画について考える機会を設け意識啓発を図ります。	男女参画・市民協働課	継続
18	社会に学ぶ「14歳の挑戦」事業の実施 再掲 23	中学2年生が、規範意識や社会性を高めるとともに、将来の自分の生き方を考えるなど、生涯にわたってたくましく生きる力を身につけるために、学校外での職場体験や福祉・ボランティア活動に参加します。	学校教育課	継続
19	人権尊重教育の推進のための教職員研修会の開催	教職員を対象に、様々な差別や偏見を排し、人権感覚を高めるための研修を推進します。	学校教育課	継続
20	人権教育の指導事例集の発行	すべての人権教育の場面で、児童・生徒が互いを尊重し合えるよう、教職員用の指導事例集を作成し、人権に関する意識を高めます。	学校教育課	継続
21	人権教育推進事業の実施 再掲 190	「人権フォーラム」を開催し、人権問題に関する普及・啓発を図ります。	生涯学習課	継続

施策の方向1 (2) ② 地域における男女共同参画学習の推進

No.	事業	内容	担当課	方向性
22	ボランティア活動の促進 再掲 156	ボランティア活動に意欲を持つ市民にボランティア情報を積極的に提供するとともに、活動例を広く周知し、誰もが気軽にボランティアに取り組める環境の整備に努めます。	男女参画・市民協働課	継続
23	社会に学ぶ「14歳の挑戦」事業の実施 再掲 18	中学2年生が、規範意識や社会性を高めるとともに、将来の自分の生き方を考えるなど、生涯にわたってたくましく生きる力を身につけるために、学校外での職場体験や福祉・ボランティア活動に参加します。	学校教育課	継続
24	女性の学習活動の支援 (公民館ふるさと講座) 再掲 66	市立公民館を拠点に、地域が主体となって公民館ふるさと講座などを開設し、日常生活に役立つ知識や技能を習得する学習や女性の資質向上を図る学習機会を提供します。	生涯学習課	継続
25	官民連携によるSDGs推進 再掲 164	SDGs (持続可能な開発目標) に掲げる17のゴールの達成を目指すため、市と包括連携協定を締結する地元企業等と連携し、地域の発展や課題解決に向けて協働プロジェクトを実施するなど、官民の緊密な連携と協力により、SDGsの普及啓発や取組の支援をすすめます。	環境政策課	新規

施策の方向1 (2) ③ 事業所における労働環境整備に関する意識啓発

No.	事業	内容	担当課	方向性
26	企業に対する育児・介護休業制度の周知・啓発 再掲 135	企業訪問や市ホームページにより、育児・介護休業制度の周知を図り、男女がともに育児や介護休業を取得しやすい職場環境となるよう啓発に努めます。	商業労政課	継続
27	企業に対する女性活躍推進に向けた制度の周知・啓発 再掲 75、90、140	企業訪問や市ホームページにより、「女性活躍推進法」に基づく取組について事業主への周知・啓発に努めます。	商業労政課	継続

取り組む主要テーマ1（3） 心と体の健康づくり

現状と課題

異性が互いの身体的特質を十分に理解し合い、人権を尊重しつつ、相手に対する思いやりをもって生きていくことは、男女共同参画社会の形成にあたっての大前提といえます。特に女性は、妊娠・出産の可能性があるなど、男性とは異なる健康上の問題に直面することに留意する必要がある、ライフステージに応じた健康の管理・保持増進に努めていくことが重要です。

このような健康上の性差に対する理解を深め、誰もが心身ともに健康に過ごせるよう、正確な知識と充実した健康増進の機会を提供し、生涯にわたる総合的な健康支援の取組みを推進する必要があります。

施策の方向1（3）① 母性健康対策の推進

No.	事業	内容	担当課	方向性
28	妊産婦への医療費助成	妊産婦に対し医療費を助成することによりその疾病の早期発見と適切な医療の確保を図ります。対象は、6つの対象疾病の診断を受けた妊産婦で、保険診療自己負担分を助成します。	こども福祉課	継続
29	ひとり親家庭等への医療費助成	ひとり親家庭等に対し医療費を助成することにより、生活の安定と福祉の増進を図ります。対象は、ひとり親家庭等の父若しくは母又は養育者及びその児童で、保険診療自己負担分を助成します。	こども福祉課	継続
30	遺伝相談の実施	母性保護の立場から、子どもを健やかに生み育てるための医学的・遺伝学的な相談を行うとともに、命の尊さ・生命倫理についての啓発を図ります。	保健所 保健予防課	継続
31	家族計画相談の実施	相談窓口や訪問時に家族計画指導を行い、健康で幸福な家庭を築き、計画的に子供を生み育てるための支援を行います。	保健所 保健予防課	継続
32	母子健康手帳交付及び啓発資料の配布	女性が母性を育み、子どもを健やかに生み育てることのできる環境づくりの一環として、母子健康手帳を交付するとともに、副読本を配布します。	こども健康課	継続
33	乳幼児発達支援事業の実施	妊娠・出産・育児に伴う不安を解消し、専門家による心理精神面に対応した相談を実施し、育児支援を行うとともに、乳幼児の発達支援及び健康の保持増進を図ります。	こども健康課	継続
34	妊産婦への健康診査・訪問指導及び妊婦健康相談の実施	健やかな子どもを生み育てるために、妊産婦に各種健診受診票を交付し、有所見の妊産婦には訪問指導を行うなど、妊産婦の健康管理を支援します。また、母子健康手帳交付時には妊婦への適切な保健指導を行い、健康の保持増進を図ります。	こども健康課	継続

No.	事業	内容	担当課	方向性
35	不妊対策事業の実施	不妊に関する相談や情報提供を行うとともに、特定不妊治療費・不育症治療費・不妊検査費の助成を行い、少子化対策の充実を図ります。	こども健康課	継続
36	妊婦歯科健診	妊娠届を出した妊婦に対して妊婦歯科健診受診票を交付し、口腔の健康管理を支援します。	こども健康課	継続
37	乳幼児健康相談の実施	子どもの身体発育や育児について保護者の相談に応じ、育児不安の解消や精神的支援体制の充実を図ります。	こども健康課	継続
38	乳幼児健康診査の実施	4か月児、6か月児、9か月児、1歳6か月児、3歳児に、健康診査を行い、疾病や虐待の早期発見と適切な保健指導を行い、育児支援環境の整備及び育児不安の軽減に努めます。	こども健康課	継続
39	妊娠・出産に関する知識の普及啓発	若い世代が妊娠・出産・子育てに関心を持ち、自分のライフサイクルを考えることができるように啓発に努めます。また、企業に対してシンポジウムを開催し、仕事を続けながら、希望する時期に妊娠・出産ができる職場環境の実現に向け、応援企業を育成し、事業者の理解が深まるよう啓発に努めます。	こども健康課	継続
40	企業に対する労働者の健康管理・保持のための意識啓発 再掲 60、134	企業訪問や市ホームページにより、健康で安心して働ける職場をつくる「産業保健」の促進や、妊娠・出産期の母性健康管理の措置や母性保護規定に基づく措置が適正に講じられる環境となるよう働きかけます。	商業労政課	継続
41	職場における様々なハラスメント防止のための啓発 再掲 145	企業訪問や市ホームページにより、職場における様々なハラスメント防止のための方策などについて啓発に努めます。	商業労政課	継続
42	女性専用外来の開設	性差に基づく医療の観点から、女性専用外来を設け、女性が安心して受診できる医療体制の整備を図ります。	市民病院 経営管理課	継続
43	子育て世代包括支援センター事業の実施	妊娠期から子育て期にわたるまでのさまざまな相談支援を行っている子育て世代包括支援センターにおいて、妊娠早期からよりきめ細かな支援を行えるような体制を整備します。	こども健康課	継続
44	ベビーボックスプレゼント事業の実施	赤ちゃん一人ひとりの誕生を祝福するとともに、育児の相談や支援を行うきっかけとするため、出生届時にベビーボックスの引換券を配付し、保健福祉センター（子育て支援包括支援センター）でベビーボックスをプレゼントします。	こども健康課	継続

No.	事業	内容	担当課	方向性
45	産前産後ママサポートダイヤル事業の実施	妊産婦が、妊娠や出産に関する不安や悩みについて助産師に気軽に相談することで、不安や悩みを解消し、安心して育児に取り組むことができるよう、産後ケア応援室において24時間の電話相談を行います。	まちなか総合ケアセンター	継続
46	産後のママ・レスパイト事業の実施	産後2か月未満の期間において、家族等から産後の支援が十分に得られない、或いは、一時的に育児から離れ、心身の休養または受診が必要な場合、乳児を産後ケア応援室で日帰りで一時的預かりし、母親の心身の休養を図るとともに、母親の育児相談に応じます。	こども健康課	新規

施策の方向1 (3) ② 生涯を通じた健康支援

No.	事業	内容	担当課	方向性
47	生涯スポーツの推進	こどもの運動指導講習会や大人の部活、スマイル元気セミナーなどの開催により、子どもや中年期、高齢期などライフステージごとの具体的な施策とともに、市内各地域でのウォーキングイベントの開催・支援により、誰もが参加できるスポーツの推進に取り組みます。	スポーツ健康課	継続
48	スポーツ・レクリエーション拠点の充実	男女のスポーツ・レクリエーション活動への参加を促進し、スポーツ施設や学校体育施設を利用することで健康増進を図ります。	スポーツ健康課	継続
49	対面相談事業の実施（こころの悩みや不安についての相談） 再掲 197、208	アルコール問題、ひきこもり問題などのさまざまな不安や悩みについての相談、こころの健康相談、自殺予防に関する相談について、保健師や精神保健福祉士、公認心理師等が対応します。	保健所 保健予防課	継続
50	メンタルヘルスサポーターの育成 再掲 167	心の健康についての正しい理解の普及啓発や心の健康づくりを図るとともに、精神障害者及びその家族を支援するメンタルヘルスサポーターを育成し、精神障害者が生活しやすい環境づくりを推進します。	保健所 保健予防課	継続
51	精神保健福祉に関する正しい知識の啓発普及 再掲 168	精神保健福祉に関する知識の啓発普及に努めるとともに、精神的健康の保持及び増進を図ります。	保健所 保健予防課	継続
52	精神保健福祉相談・若年層の心の相談事業の実施 再掲 198	ライフサイクルの各段階に生じる精神的なストレスによる心身の不調及び不適応について、本人・家族・関係者を対象に、専門医等による相談を実施し、不安の軽減や医療機関受診など、適切な対応に努めます。	保健所 保健予防課	継続

No.	事業	内容	担当課	方向性
53	正しいエイズ知識の普及啓発	エイズのまん延防止と、この疾患に対する誤解・偏見をなくすため、エイズ相談・検査や健康教育を行い、正しい知識の普及啓発を行います。	保健所 保健予防課	継続
54	ゲートキーパー養成事業の実施 再掲 166	自殺予防対策として、保健・医療・福祉・労働・教育などの関係機関と連携し、地域・職場・学校等のメンタルヘルスを推進するとともに、身近にいる人の心の変化に気づき、相談につなげるゲートキーパーを養成します。	保健所 保健予防課	継続
55	思春期保健対策事業の実施	思春期の子どもやその保護者を対象に、思春期に特有の医学的問題や、不安や悩みの相談に応じるとともに、思春期の子どもの性の尊重と健康の保持増進を図ります。	こども健康課	継続
56	健康診査の実施	国民健康保険の被保険者や健康保険加入者の家族などを対象に、生活習慣病の予防、早期発見を行い、心身の健康保持増進を図ります。 死因第1位であるがんの早期発見のために、市民を対象に、年齢に応じて各種がん検診を実施、死亡率の低下を図ります。	保健所 地域健康課	継続
57	健康づくり推進事業の実施	市民が日常生活において栄養・運動・休養のバランスを見直し、生涯を通じて健康づくりの普及啓発を図るため、「富山市健康プラン21」を推進するとともに、地域の関係機関と連携して健康意識の啓発に努めます。 地域全体の健康づくり環境のため、健康づくり交流会や健康づくり展を開催したり、まちぐるみ禁煙支援事業や健康まちづくり推進事業等を実施し、また、「歩こう！富山市民運動」を通して、身体活動増加の意識付けを推進します。 食生活の改善から健康管理に取り組むため、地域で活動する食生活改善推進員の育成・支援に努めます。	保健所 地域健康課	継続
58	健康まちづくりマイスターの育成・支援	赤ちゃんから高齢者、障害者やその家族が、いつまでも地域で安心して暮らせる健康まちづくりを推進する「健康まちづくりマイスター」の育成・支援に努めます。	まちなか総合ケアセンター	継続
59	保健・医療・福祉ネットワーク事業の実施（その1）	地域で保健・医療・福祉の様々な相談や生活習慣病の予防に関する相談に応じ、生活習慣の重要性を普及啓発し、健康の保持増進に努めます。	保健所 地域健康課	継続

No.	事業	内容	担当課	方向性
60	企業に対する労働者の健康管理・保持のための意識啓発 再掲 40、134	企業訪問や市ホームページにより、健康で安心して働ける職場をつくる「産業保健」の促進や、妊娠・出産期の母性健康管理の措置や母性保護規定に基づく措置が適正に講じられる環境となるよう働きかけます。	商業労政課	継続
61	専門医制度運営事業の実施	児童生徒の精神衛生上の問題や性に関する問題、成長期におけるスポーツ障害など多様な問題に対応するため、小学校の保護者・教職員に対し、産婦人科医・精神科医の面接・電話による個別指導・相談を実施します。 また、中学校の生徒・保護者・教職員に対し、産婦人科医・精神科医・整形外科医の講話による集団指導及び面接・電話による個別指導・相談を実施します。	学校保健課	継続
62	歩くライフスタイル推進事業の実施	市民が気軽に楽しみながらまちなかを歩けるよう歩行空間にベンチを設置することや各種メディアによる啓発活動などを通して、歩くライフスタイルへの転換を促し、歩きたくなるまちづくりを推進します。 また、更なる外出機会の創出や歩きたくなるまちづくりの実現に向け、幅広い世代が利用する「とほ活」アプリを活用するとともに、全世代の市民を対象に、交通行動やまちなかでの滞在時間、移動距離、歩数、外出先等を調査し、交通行動がもたらす健康への効果を分析します。	活力都市推進課	新規

取り組む主要テーマ2（1） あらゆる分野における女性参画の推進とリーダーの育成

現状と課題

富山市の令和3年度における附属機関の女性委員の割合は27.5%となり、平成29年3月の本プラン前期実施計画策定時（26.7%）より高くなったものの、全国や県の平均と比べると未だ低く、前期実施計画の目標値（30.0%）にも達していません。

また、本市の様々な分野における指導的立場に占める女性の割合についても、全国平均の水準には達していない項目が見受けられます。

このような中、平成28年4月に施行された「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」が令和元（2019）年に改正されたことから、社会全体で女性活躍がより一層進むことが期待されます。

今後も、働く場や地域など多様な分野において、女性が誇りと尊厳をもって能力を十分に発揮し活躍できるような環境づくりや、企業・団体等における意思決定過程への女性の参画を促進するための周知啓発を図るなど、女性人材の育成や参画促進に向けた取り組みを充実することで、誰もが夢や希望を持ち、潤いのある豊かな生活を営むことのできる社会を目指します。

施策の方向2（1）① 女性の人材発掘・女性リーダーの育成

No.	事業	内容	担当課	方向性
63	職域拡大のためのセミナーの開催支援 再掲 85	商工会議所が主催する講座などに支援を行い、女性の能力開発や職域拡大への支援に努めます。	商業労政課	継続
64	とやま経営実践塾開催事業の実施	市内の中小企業経営者及び中堅幹部社員を対象に、シニア経営者の経営・実務ノウハウを参考として自社の問題解決策と、さらなる経営強化策を熟考するワークショップ形式の経営塾を開催することで、女性リーダー等の育成に努めます。	商業労政課	新規
65	地場もん屋運営事業の実施	地産地消を通じて地域農業を活性化するため、市域の特色ある地場農林水産物の販売促進等を中心市街地で行っている地場もん屋の運営を支援します。特色ある農林水産物の直売を通じて地域農業の活性化を図るとともに、男性のみならず、女性の人材発掘・女性リーダーの育成を推進します。	農政企画課	継続
66	女性の学習活動の支援 （公民館ふるさと講座） 再掲 24	市立公民館を拠点に、地域が主体となって公民館ふるさと講座などを開設し、日常生活に役立つ知識や技能を習得する学習や女性の資質向上を図る学習機会を提供します。	生涯学習課	継続
67	自主グループ活動への支援・援助	自主的学習サークルに、学習の場の提供や講師紹介など、学習情報の提供などの支援を行います。	市民学習センター	継続

No.	事業	内容	担当課	方向性
68	生涯学習相談および団体の育成	学習活動を行う団体などを対象に学習内容・方法・プログラムの企画立案、運営及び講師紹介などの相談に応じ団体の育成に努めます。	市民学習センター	継続
69	女性消防団員の活動支援 再掲 176	女性消防団員に研修会や各種訓練への参加など、活動機会を設けて地域の防災リーダーとして育成します。	消防局 総務課	継続
70	会議規則等の欠席事由の規定の改正 再掲 74	富山市議会会議規則及び富山市議会委員会条例に規定されている会議の欠席事由に「育児、看護、介護、配偶者の出産補助」と具体的な例示の明文化により、女性をはじめ多様な人材の市議会への参画を促進する環境を整備します。	議会事務局 議事調査課	新規

施策の方向2 (1) ② 審議会等への女性の参画促進

No.	事業	内容	担当課	方向性
71	附属機関への女性委員の参画促進	附属機関における女性委員の割合について、令和8年度までに30%を達成することを目標年、女性の政策・方針職定の場合への参画を促進します。また、男女ともに構成比が30%を下らないことについても留意します。	男女参画・市民協働課	継続
72	女性人材リストの整備・活用の推進	市が設置する附属機関へ広く女性の参画を促進するため、多様な人材の発掘と人材情報の充実を図り、附属機関の委員選出の際の積極的活用を努めます。	男女参画・市民協働課	継続
73	女性農業委員の参画促進	農業委員の女性割合をより一層高めるために、関係団体等に対して積極的な働きかけを行い、また、女性の自主的な参加を促すよう、広報、啓発活動に努めます。	農業委員会事務局	継続
74	会議規則等の欠席事由の規定の改正 再掲 70	富山市議会会議規則及び富山市議会委員会条例に規定されている会議の欠席事由に「育児、看護、介護、配偶者の出産補助」と具体的な例示の明文化により、女性をはじめ多様な人材の市議会への参画を促進する環境を整備します。	議会事務局 議事調査課	新規

施策の方向2 (1) ③ 企業・団体等における女性管理職の登用促進

No.	事業	内容	担当課	方向性
75	企業に対する女性活躍推進に向けた制度の周知・啓発 再掲 27、90、140	企業訪問や市ホームページにより、「女性活躍推進法」に基づく取組について事業主への周知・啓発に努めます。	商業労政課	継続

取り組む主要テーマ2（2） 女性の自己実現、経済的自由の支援

現状と課題

平成 22 年をピークに減少に転じた市の人口は今後さらに減少し、老年人口の増加に対して、年少人口・生産年齢人口は大きく減少すると予測されるなど、少子・超高齢社会の進展による深刻な労働力不足が懸念されています。

本市における女性の労働力率はあらゆる年代で上昇し、特に出産・子育て期と言われる 30 歳代の労働力率は大きく上昇したところですが、職業別非正規者比率における女性比率は高い水準となっていることから、結婚や出産・育児、介護など様々な理由で退職した女性が再び就職を希望しても、家計補助的な非正規雇用の職が多くなるなど、女性の働き方の選択肢が限定されている状況にあると考えられます。

就業は、生活の経済的な基盤であるとともに、個人の自己実現にもつながるものであり、働きたい人が性別等に関わりなく、その能力を常に発揮できることは男女共同参画社会の根幹をなすものと言えます。

女性の働き方の選択肢が限定されずに活躍の場が広がることは、社会における担い手を増やし、また、多様な視点や創意工夫をもたらすなど、社会全体の活力向上にもつながるものです。

そのため、再就職や起業を目指す女性が、それぞれのライフスタイルに合わせた働き方や、価値観などに応じた就労分野にチャレンジしていくためのキャリア支援を積極的に行い、必要な技術・知識の習得や技能訓練を通じた就業の支援等、各々の自己実現が叶えられる社会を創造していく必要があります。

施策の方向2（2）① 女性の再就職・キャリアアップ拡大支援

No.	事業	内容	担当課	方向性
76	児童扶養手当支給事業の実施 再掲 120、212	離婚等により父又は母と同一生計にない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、児童扶養手当を支給します。	こども福祉課	継続
77	母子家庭等自立支援給付金事業の実施 再掲 121、213	母子家庭等の能力開発の支援、経済的自立に効果的な資格取得期間中の安定した修業環境の提供、就業機会創出を支援します。	こども福祉課	継続
78	母子家庭等就業・自立支援センター事業の実施 再掲 122、214	母子家庭等における個々の状況、職業適性、就業経験に応じた就業相談、就業支援講習、就業情報の提供などの就業支援サービスを総合的に提供します。	こども福祉課	継続
79	母子父子寡婦福祉資金貸付事業の実施 再掲 123、215	母子家庭等の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせてその児童の福祉を増進するため、資金を貸付します。	こども福祉課	継続
80	母子・父子自立支援員の設置 再掲 124、216	母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の福祉向上を図るための相談指導等により、経済的自立の助成と生活意欲の助長を図ります。	こども福祉課	継続

No.	事業	内容	担当課	方向性
81	ひとり親家庭ファミリー・サポート・センター利用料助成事業の実施 再掲 125、218	富山市ファミリー・サポート・センターを利用するひとり親家庭に対し、自己負担額の一部を助成します。	こども福祉課	継続
82	ひとり親家庭病児保育利用料助成事業の実施 再掲 126、219	病児保育を利用するひとり親家庭に対し、自己負担額の一部を助成します。	こども福祉課	継続
83	ひとり親お助け隊事業の実施 再掲 131、221	ひとり親アテンダントが様々な支援の情報提供や、要望に応じた手続きの付き添いを行い、一人ひとりに寄り添ったサポートをします。	こども福祉課	継続
84	放課後児童健全育成事業に係るひとり親家庭への支援 再掲 129、220	労働等により保護者が昼間家庭にいない、ひとり親家庭を支援するため、利用料が通常月より高くなる8月に放課後児童健全育成事業を利用するひとり親家庭に対して助成します。	こども支援課	継続
85	職域拡大のためのセミナーの開催支援 再掲 63	商工会議所が主催する講座などに支援を行い、女性の能力開発や職域拡大への支援に努めます。	商業労政課	継続
86	企業に対する多様な勤務形態の普及・促進 再掲 137	企業訪問や市ホームページにより、短時間勤務制度やフレックスタイム制、在宅勤務制度、テレワークなど、子育てを行う勤労者が柔軟に働ける制度の普及に努めます。	商業労政課	継続
87	企業の採用情報の提供	富山市企業情報ホームページにより、企業の採用情報などを提供します。	商業労政課	継続
88	ひとり親家庭の父母の雇用促進	ひとり親家庭の父母を雇用する事業主に奨励金を交付することで、母子家庭の母などの雇用促進と雇用安定を図ります。	商業労政課	継続
89	無料職業紹介所の設置	庁内に JOB 活とやま（無料職業紹介所）を設置し、求職者や就労支援を必要とする者に対し職業紹介や就労相談を実施することで、求職者の就労機会の増加と円滑な就労支援を図ります。	商業労政課	継続
90	企業に対する女性活躍推進に向けた制度の周知・啓発 再掲 27、75、140	企業訪問や市ホームページにより、「女性活躍推進法」に基づく取組について事業主への周知・啓発に努めます。	商業労政課	継続
91	事業所内保育施設の設置促進 再掲 139	従業員の福利厚生の実現を目的として、事業所内保育施設を新たに設置する事業主への支援を行い、仕事と子育ての両立ができる環境の整備に努めます。	商業労政課	継続
92	再就職・キャリアアップに向けた職業訓練の実施	富山市職業訓練センターにおいて、職業実務講座や資格取得・受験講座等を実施することで、求職者及び勤労者の職業能力の向上を図り、再就職やキャリアアップを支援します。	職業訓練センター	継続

No.	事業	内容	担当課	方向性
93	富山市中小企業女性活躍環境づくり推進のための助成	市内の中小企業の女性が活躍できる環境づくりを目的とし、既存の施設に新たに女性専用トイレや更衣室を整備する際の費用の一部を助成します。	商業労政課	継続
94	自走式レストカー（水洗トイレ付き）の導入 再掲 143	市が発注する土木工事の建設現場に、「快適トイレ※1」の自走式レストカー（水洗トイレ付き）を貸出し、働きやすい職場づくりを推進することで、女性の社会進出を促すなど、担い手不足の改善に努めます。 ※1 快適トイレ: 洋式便座、水洗機能、臭い逆流防止機能など、国土交通省が規定する標準仕様を満たす仮設トイレの総称	建設政策課	継続

施策の方向2（2）② 女性の起業支援

No.	事業	内容	担当課	方向性
95	創業者支援資金融資制度の実施	自ら事業を始めようとする人や開業後1年未満の人に対して、事業資金の貸付けの斡旋と利子の一部助成を行います。	商業労政課	継続
96	インキュベータ施設の運営	「富山市新産業支援センター」「とやまインキュベータ・オフィス」「富山市四方チャレンジ・ミニ企業団地」の効果的な運用を行います。さらに、施設入居者及び卒業生の販路開拓等の支援や、創業者同士の交流の場を提供します。	工業政策課	継続

取り組む主要テーマ2（3） 誰もが能力を發揮できる環境の整備

現状と課題

市民意識調査の結果から、多くの人が「家庭生活等と仕事を同じように両立」することを望む中、実際の生活では、男性は「仕事」、女性は「家庭」を優先とするなど、希望する生活と現実に大きなギャップが生じていることや、仕事と家庭の両立に必要な取り組みとして、育児・介護休業が取得しやすい環境づくりや周囲の意識を変える取り組みが上位に挙げられることから、人々の働き方に関する意識の変化に、社会環境の整備が適応しきれていないことが伺えます。

誰もがやりがいや充実感を感じながら働きつつ、家庭生活等においても生きがいを見つけ、人生を豊かにしていくことは、労働意欲の向上にもつながり、経済の活性化や持続可能な社会の発展のためには不可欠です。

そのため、一人ひとりが仕事と家庭生活等に対して、自らが希望するバランスで取り組むことができる「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」の実現に向けて、多様で柔軟な働き方を支える子育てや介護への支援のほか、職場におけるダイバーシティ（多様性）尊重の観点から、さまざまな困難を抱えた人々への支援を行っていくことも必要です。

また、ワーク・ライフ・バランスの実現には職場の理解が不可欠であることから、事業所等に仕事優先の意識や固定的な性別役割分担意識といった組織風土を見直すための意識啓発や、育児・介護休業制度の普及・定着を働きかけ、「働き方の見直し」を促進することが重要です。

一方、セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント、モラル・ハラスメントに加え、SNSの普及によるソーシャル・ハラスメント等、様々なハラスメントの存在が社会問題となっています。ハラスメントは個人の尊厳を傷つける社会的に許されない行為であり、重大な人権侵害です。ハラスメントの根絶に向けて、情報提供や啓発により、市民の意識を高めていく必要があります。

施策の方向2（3）① 多様な働き方に対応した子育てや介護の支援

No.	事業	内容	担当課	方向性
97	保育サービスの充実	多様化する保育ニーズに対応するため、保育所等における延長保育や休日保育、一時預かり（一時保育）等の保育サービスの確保に努めます。	こども保育課	継続
98	病児保育事業の推進	保育中に体調不良となった子どもを保育所等の病児保育室で預かる体調不良児対応型病児保育事業や、病院等における病児・病後児保育事業を関係機関と連携しながら実施し、保護者が安心して子どもを保育所等に預けることができる体制の確保に努めます。	こども保育課	継続
99	こども医療費助成事業の実施	中学生までの保護者に対し、入院・通院に係る医療費を助成することにより、こどもの健やかな成長を図り、こどもの福祉の増進に努め、子育て世帯を社会全体で支援します。	こども福祉課	継続

No.	事業	内容	担当課	方向性
100	地域児童健全育成事業の実施	保護者が仕事等により、昼間家庭にいない家庭の小学生に対し、小学校の余裕教室などを利用して、健全な遊びや生活の場を提供します。	こども支援課	継続
101	放課後児童健全育成事業の実施	保護者が仕事等により、昼間家庭にいない家庭の小学生に対し、家庭に代わって放課後等に健全な遊びの場及び生活の場を提供することによって、児童の健全な育成を図ると同時に、保護者の子育てと仕事の両立を支援します。	こども支援課	継続
102	児童館の充実	地域における児童健全育成活動の拠点として、児童に健全な遊びを与えてその健康を増進し、情操を豊かにするために各種事業を実施します。	こども支援課	継続
103	短期入所生活援助（ショートステイ）の実施	保護者の仕事や疾病等の理由により、一時的に養育が困難になった児童を児童養護施設等で預かり、児童及びその家庭の福祉の向上を図ります。	こども健康課	継続
104	夜間養護等（トワイライツステイ）の実施	保護者の仕事や疾病等の理由により、平日の夜間又は休日に一時的に養育が困難になった児童を児童養護施設等で預かり、児童及びその家庭の福祉の向上を図ります。	こども健康課	継続
105	地域密着型サービス等拠点整備事業の実施	将来の要支援・要介護認定者数の推計を基に、高齢者の多くが希望する在宅での生活を支えるため、地域密着型サービス拠点の整備により利用割合の増加を目指します。	介護保険課	継続
106	仲間づくりの赤ちゃん教室の実施	地域の健康づくりボランティアである保健推進員による、仲間づくりの赤ちゃん教室を開催し、保護者同士のふれあいを通じて、地域ぐるみの子育てを推進します。	こども健康課	継続
107	親子サークルの充実	子育て中の保護者の子育てに対する孤立感や不安の解消を図るため、保育所等において、未入所児とその保護者を対象にした親子サークルの実施を推進します。	こども保育課	新規
108	乳幼児健康診査の充実	少子化や核家族化が進行する一方、女性の就業率は上昇しており、平日に乳幼児の健康診査を受診することが困難な保護者のために、休日健診を実施し、仕事と子育ての両立を支援します。	こども健康課	継続
109	子育てに関する相談事業の実施	乳幼児子育て相談、小中学生家庭教育相談、幼児ことばの相談指導、健康相談、離乳食相談など、子育てに関する相談に応じることにより、子育て不安の軽減を図り、子育て家庭の支援に努めます。	子育て支援センター	継続

No.	事業	内容	担当課	方向性
110	子育て支援センターの設置	地域における子育て家庭への支援を推進するため、子育て親子の交流の場の提供と子育てに関する相談、地域の子育て情報の提供、子育て及び子育て支援に関するセミナーや講座の実施を行う子育て支援センターの整備を推進します。	子育て支援センター	継続
111	子育て支援センター機能の充実	子育て親子の交流の場の提供と交流の促進、地域の子育て関連情報の提供、子育て及び子育て支援に関するセミナーや講座などの実施に努め、子育て支援の充実を図ります。	子育て支援センター	継続
112	ファミリー・サポート・センター事業の拡充	子育てを手伝ってほしい方と子育ての手伝いができる方が会員となり、子育ての相互援助活動を行うファミリー・サポート・センターの会員数の増加を図り、地域ぐるみでの子育て環境の整備に努めます。	子育て支援センター	継続
113	預かり保育事業の実施	すべての公立幼稚園において、通常開園中の終了後時間外や夏期休業中などにおいて預かり保育を行い、子育て支援の充実に努めます。	学校教育課	継続
114	のびのび子育て支援事業の実施	公立幼稚園4園で未就園児と保護者を対象に親子サークルを開催し、子どもの遊びの指導や保護者同士の交流、子育て相談や家庭教育の大切さを深めることにより、子育て支援体制の充実に努めます。	学校教育課	継続
115	子どもかがやき教室事業の実施 再掲 161	放課後や学校休業日に、学校や社会教育施設を活用し、スポーツや文化活動等の様々な体験・交流活動を実施します。	生涯学習課	継続

施策の方向2 (3) ② 様々な困難を抱えた人々への支援

No.	事業	内容	担当課	方向性
116	市民や事業者に向けた障害を理由とする差別解消のための啓発	障害を理由とする差別の解消を推進するため、市民や事業主等への周知・啓発に努めます。	障害福祉課	継続
117	障害者就労等相談支援事業の実施	就労コーディネータを配置して就労相談等を行うことにより障害者の就労を支援します。	障害福祉課	継続
118	障害者グループホームの整備 再掲 169	社会福祉法人等が行うグループホームの整備に対して補助を行い障害者の地域での生活を促進します。	障害福祉課	新規
119	母子生活支援施設の設置・運営 再掲 217、225	母子家庭やDV被害者の母と子が心身ともに健やかに良い環境の中で生活ができるように、母子生活支援施設（和光寮）を設置、運営し、日常の中で育児・教育についての相談や各種行事への参加を通して、自立への足がかりとなるよう援助し、指導を行います。	こども健康課	継続

No.	事業	内容	担当課	方向性
120	児童扶養手当支給事業の実施 再掲 76、212	離婚等により父又は母と同一生計にない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、児童扶養手当を支給します。	こども福祉課	継続
121	母子家庭等自立支援給付金事業の実施 再掲 77、213	母子家庭等の能力開発の支援、経済的自立に効果的な資格取得期間中の安定した修業環境の提供、就業機会創出を支援します。	こども福祉課	継続
122	母子家庭等就業・自立支援センター事業の実施 再掲 78、214	母子家庭等における個々の状況、職業適性、就業経験に応じた就業相談、就業支援講習、就業情報の提供などの就業支援サービスを総合的に提供します。	こども福祉課	継続
123	母子父子寡婦福祉資金貸付事業の実施 再掲 79、215	母子家庭等の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせてその児童の福祉を増進するため、資金を貸付します。	こども福祉課	継続
124	母子・父子自立支援員の設置 再掲 80、216	母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の福祉向上を図るための相談指導等により、経済的自立の助成と生活意欲の助長を図ります。	こども福祉課	継続
125	ひとり親家庭ファミリー・サポート・センター利用料助成事業の実施 再掲 81、218	富山市ファミリー・サポート・センターを利用するひとり親家庭に対し、自己負担額の一部を助成します。	こども福祉課	継続
126	ひとり親家庭病児保育利用料助成事業の実施 再掲 82、219	病児保育を利用するひとり親家庭に対し、自己負担額の一部を助成します。	こども福祉課	継続
127	ひとり親家庭奨学資金給付事業の実施	ひとり親家庭の子どもに対し、国家資格等の取得による就業を促し、子どもの貧困の連鎖を防ぐこと及び人材を育成することを目的として奨学資金を給付します。	こども福祉課	新規
128	ひとり親家庭奨学資金貸付事業の実施	ひとり親家庭の子どもに対し、大学等への就学を奨励し、経済的自立の助成を図ることを目的として奨学資金を貸付します。また、卒業後5年間、市内企業で正社員として勤務した場合は、返還を全額免除することとし、市内企業での働き手の確保を目指します。	こども福祉課	新規
129	放課後児童健全育成事業に係るひとり親家庭への支援 再掲 84、220	労働等により保護者が昼間家庭にいない、ひとり親家庭を支援するため、利用料が通常月より高くなる8月に放課後児童健全育成事業を利用するひとり親家庭に対して助成します。	こども支援課	継続
130	ひとり親家庭等家賃助成事業の実施	ひとり親家庭等が公共交通沿線居住推進補助対象地区において民間の賃貸住宅に居住する場合、その家賃に対し支援します。	居住対策課	継続

No.	事業	内容	担当課	方向性
131	ひとり親お助け隊事業の実施 再掲 83、221	ひとり親アテンダントが様々な支援の情報提供や、要望に応じた手続きの付き添いを行い、一人ひとりに寄り添ったサポートをします。	こども福祉課	継続

施策の方向2 (3) ③ ワーク・ライフ・バランスの推進

No.	事業	内容	担当課	方向性
132	市民に対する意識啓発（ワーク・ライフ・バランス）	男女が共に能力を発揮できる職場環境づくりを推進するため、男女共同参画に関する情報交流誌「あいのかぜ」等を通してワーク・ライフ・バランスに関する情報発信と意識啓発を図ります。	男女参画・市民協働課	継続
133	「家事ダン」マイスター認定事業の実施 再掲 150	男性を対象とした家事に関する講座を実施することにより、男性の家事参画を促し、女性の負担を減らすことで、女性が活躍できる環境づくりを推進します。	男女共同参画推進センター	継続
134	企業に対する労働者の健康管理・保持のための意識啓発 再掲 40、60	企業訪問や市ホームページにより、健康で安心して働ける職場をつくる「産業保健」の促進や、妊娠・出産期の母性健康管理の措置や母性保護規定に基づく措置が適正に講じられる環境となるよう働きかけます。	商業労政課	継続
135	企業に対する育児・介護休業制度の周知・啓発 再掲 26	企業訪問や市ホームページにより、育児・介護休業制度の周知を図り、男女がともに育児や介護休業を取得しやすい職場環境となるよう啓発に努めます。	商業労政課	継続
136	企業に対するパートタイム・有期雇用労働法の周知・啓発	企業訪問や市ホームページにより、パートタイム・有期雇用労働者の待遇について、就業実態に応じて通常の労働者との間で賃金や教育訓練、福利厚生等について均等・均衡待遇を確保するために必要な措置を講ずるよう、パートタイム・有期雇用労働法の周知及び啓発に努めます。	商業労政課	継続
137	企業に対する多様な勤務形態の普及・促進 再掲 86	企業訪問や市ホームページにより、短時間勤務制度やフレックスタイム制、在宅勤務制度、テレワークなど、子育てを行う勤労者が柔軟に働ける制度の普及に努めます。	商業労政課	継続
138	労働環境整備対策事業の推進	商工会議所で実施する女性の人材確保・労働環境整備に関するセミナーや相談会などの開催について支援を行います。	商業労政課	継続
139	事業所内保育施設の設置促進 再掲 91	従業員の福利厚生の充実に目的として、事業所内保育施設を新たに設置する事業主への支援を行い、仕事と子育ての両立ができる環境の整備に努めます。	商業労政課	継続

No.	事業	内容	担当課	方向性
140	企業に対する女性活躍推進に向けた制度の周知・啓発 再掲 27、75、90	企業訪問や市ホームページにより、「女性活躍推進法」に基づく取組について事業主への周知・啓発に努めます。	商業労政課	継続
141	若年者就職支援事業の実施	「U I J ターン就職座談会」や「合同企業説明会」を実施し、就職を希望する学生等と市内企業とのマッチングの機会を設けることで、誰もが経済的に自立して生きられる社会を目指します。	商業労政課	新規
142	家族経営協定の推進	一戸一経営体の農業経営の方針等について、家族内で取り決めを設定する「家族経営協定」の締結を推進し、女性農業労働者の経済的地位の向上と就業条件・環境の改善に努めます。	農政企画課	継続
143	自走式レストカー（水洗トイレ付き）の導入 再掲 94	市が発注する土木工事の建設現場に、「快適トイレ※1」の自走式レストカー（水洗トイレ付き）を貸出し、働きやすい職場づくりを推進することで、女性の社会進出を促すなど、担い手不足の改善に努めます。 ※1 快適トイレ：洋式便座、水洗機能、臭い逆流防止機能など、国土交通省が規定する標準仕様を満たす仮設トイレの総称	建設政策課	継続

施策の方向2（3）④ 様々なハラスメントの防止

No.	事業	内容	担当課	方向性
144	セクシュアル・ハラスメント防止のための市民への意識啓発	「広報とやま」、テレビ、ラジオなどの広報媒体を使い、セクシュアル・ハラスメント防止のため、市民の意識啓発を図り、相談窓口を周知します。	男女参画・市民協働課	継続
145	職場における様々なハラスメント防止のための啓発 再掲 41	企業訪問や市ホームページにより、職場における様々なハラスメント防止のための方策などについて啓発に努めます。	商業労政課	継続

取り組む主要テーマ3（1） 仕事と生活の調和を目指した家族ぐるみの支え合い

現状と課題

都市化や核家族化、価値観の多様化など、様々な要因により結婚や家族に関する意識は変化しても、家庭が社会の基礎単位であることに変わりはありません。家族を構成する各々が互いに支え合い、喜びと責任を分かち合うことは、円満な家庭生活のためだけでなく、豊かで活力に満ちた社会の形成にとっても不可欠なことです。

しかし、市民意識調査をみると、1日の時間のうち男性が家事や育児などの家庭生活に使う時間は、女性に比べて非常に短く、また、男性の育児休業についても、全体の5割以上が「男性も育児休業を取った方がよい」と回答した一方で、子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査の「父親の育児休業の利用状況」では、「取得した」父親は5年前の調査と比べて微増となるなど、未だ低い水準のままとなっています。

家族皆が望む形でのワーク・ライフ・バランスを実現するためには、「取り組む主要テーマ2（3）誰もが能力を発揮できる環境の整備」で述べた仕事面での課題の解消に加え、家庭生活においても、家族一人ひとりが家事や育児、介護などに対して責任を持ち、家族ぐるみで参画していくことが大切であることから、男性が積極的に家事や育児等を担うことができる環境づくりや意識変革を行うことが必要です。

施策の方向3（1）① 家庭生活における男女共同参画の推進

No.	事業	内容	担当課	方向性
146	男女共同参画に関する情報交流誌「あいのかぜ」の発行 再掲 ¹	男女共同参画に関する情報交流誌「あいのかぜ」を発行し、男女共同参画に関する正しい理解と認識を深めるための情報を発信します。	男女参画・市民協働課	継続
147	パパママセミナーの実施	働く女性や男性が参加しやすい休日にパパママセミナーを開催し、安心して子育てができるよう、妊娠・出産・育児に関する正しい情報を提供し、子育て意識の啓発を図ります。	こども健康課	継続
148	家庭教育講座の開催（公民館ふるさと講座）	家庭教育講座を開催し、家族のふれあいや心の結びつきを深めるとともに、子育てを社会全体で支えていく観点から、地域が主体となって取り組む体制づくりを支援します。	生涯学習課	継続
149	親学び事業の実施	県教育委員会や小中学校、関係諸団体と連携・協力し、学年学級懇談会や就学時検診等の学校行事の機会に「親学び講座」を実施します。	生涯学習課	継続

施策の方向3 (1) ② 男性の家事・育児等への積極的な参画に向けた支援

No.	事業	内容	担当課	方向性
150	「家事ダン」マイスター認定事業の実施 再掲 133	男性を対象とした家事に関する講座を実施することにより、男性の家事参画を促し、女性の負担を減らすことで、女性が活躍できる環境づくりを推進します。	男女共同参画推進センター	継続
151	父親の育児参加についての啓発資料の配布	パパママセミナー、乳幼児健診、ベビーフエスティバルなどで啓発資料を配布し、父親の積極的育児参加を促します。	こども健康課	継続
152	地域における「働き方改革」や「ワーク・ライフ・バランス」に関する講座の開催 再掲 10	「女性活躍推進」や「働き方改革」、「ワーク・ライフ・バランス」等に関する講座や啓発活動など、市民を対象に地域で開催することで、「固定的な性別役割分担意識」を見直すための意識啓発と男性の家事・育児・介護等への理解や前向きな参画を促進します。	男女共同参画推進センター	継続

取り組む主要テーマ3（2） 地域ぐるみの支え合いによる男女共同参画の推進

現状と課題

人口減少や少子・高齢化の進行、また、単身世帯やひとり親世帯の増加、世帯の核家族化が進んだことで、血縁、地縁といった人と人のつながりが希薄化するなど、地域コミュニティの衰退が懸念されています。

住み慣れた地域で、子どもや高齢者、障害者など全ての人が安心して、生きがいを持って暮らしていくためには、地域の住民やボランティアなど、多様な主体が「我が事」として地域の活動に参画し、地域の住民が抱える課題を世代や分野を超えて「丸ごと」受け止めて、共に支え合いながら、地域力を高めていくことが重要です。

本市では、自治会などの住民組織や社会教育団体等が活動しており、こうした地域活動やボランティア活動への支援や市民への学習機会の提供などを行うとともに、地域活動等に積極的に参画する新たな担い手の育成に取り組んでいく必要があります。

施策の方向3（2）① 地域で活躍するリーダーの育成

No.	事業	内容	担当課	方向性
153	男女共同参画推進地域リーダーの活動支援	地域の中で男女共同参画意識の醸成を図り、地域活動への男女の対等な立場での参画を推進するため、富山市男女共同参画推進リーダーによる啓発活動を支援します。	男女参画・市民協働課	継続
154	社会教育団体などの育成（社会教育団体補助金交付）	地域で活動する社会教育関係団体などへの支援を通じて、性別にとらわれることなく活躍する男女リーダーの育成に努め、地域活動の活性化を推進します。	生涯学習課	継続
155	地域等におけるSDGs推進 再掲 165	市内における市民参加型のSDGs推進イベントの開催や民間企業や教育機関が実施するSDGsに関する取組を支援するなど、SDGsの普及に努めます。このほか、SDGsの推進にともなう取り組む「サポーター」の募集・登録を行うとともに、SDGsを「知り、理解し、実践する」人材の育成を図るための養成講座を開催し、地域や職場内でSDGsを推進する「推進コミュニケーター」を認定します。	環境政策課	新規

施策の方向3（2）② 地域活動に参画しやすい環境づくり

No.	事業	内容	担当課	方向性
156	ボランティア活動の促進 再掲 22	ボランティア活動に意欲を持つ市民にボランティア情報を積極的に提供するとともに、活動例を広く周知し、誰もが気軽にボランティアに取り組める環境の整備に努めます。	男女参画・市民協働課	継続
157	ボランティア講座の開催	ボランティア活動の推進を図るため、啓発用講座を開催している富山市ボランティアセンターを支援します。	男女参画・市民協働課	継続

No.	事業	内容	担当課	方向性
158	NPO等との協働の推進	市民や市民団体等と行政が共に手を携えて、さまざまな地域課題に取り組む市民主体のまちづくりを推進します。	男女参画・市民協働課	継続
159	消費生活に関する研究の団体への委託	消費生活について関心のある団体・グループが行う消費生活に関する様々な問題の研究や学習によって、ライフスタイルを見直し、賢い消費者となるための活動を支援します。	消費生活センター	継続
160	消費生活教室の実施	市内に居住する人を対象に、開催。月1回程度の定例学習会を開催し、賢い消費者の育成を図ります。	消費生活センター	継続
161	子どもかがやき教室事業の実施 再掲 115	放課後や学校休業日に、学校や社会教育施設を活用し、スポーツや文化活動等の様々な体験・交流活動を実施します。	生涯学習課	継続
162	救命講習会の実施 再掲 175	救急事故現場に居合わせた人たちの適切な応急手当による救命効果の向上を目指して救命講習会の受講者を維持し、男女を問わず市民による積極的な応急手当の推進を図ります。	消防局 警防課	継続
163	女性防火クラブの活動支援事業の実施	女性防火クラブ員を対象に、家庭からの出火防止を図るため、火災予防に関する研修会の開催やクラブ情報誌の配布により、防火意識の高揚と防火に関する高度な知識の習得に努めます。	消防局 予防課	継続
164	官民連携によるSDGs推進 再掲 25	SDGs（持続可能な開発目標）に掲げる17のゴールの達成を目指すため、市と包括連携協定を締結する地元企業等と連携し、地域の発展や課題解決に向けて協働プロジェクトを実施するなど、官民の緊密な連携と協力により、SDGsの普及啓発や取組の支援をすすめます。	環境政策課	新規
165	地域等におけるSDGs推進 再掲 155	市内における市民参加型のSDGs推進イベントの開催や民間企業や教育機関が実施するSDGsに関する取組を支援するなど、SDGsの普及に努めます。このほか、SDGsの推進にともなに取り組む「サポーター」の募集・登録を行うとともに、SDGsを「知り、理解し、実践する」人材の育成を図るための養成講座を開催し、地域や職場内でSDGsを推進する「推進コミュニケーター」を認定します。	環境政策課	新規

施策の方向3 (2) ③ 誰もが安心して暮らせる地域づくり

No.	事業	内容	担当課	方向性
166	ゲートキーパー養成事業の実施 再掲 54	自殺予防対策として、保健・医療・福祉・労働・教育などの関係機関と連携し、地域・職場・学校等のメンタルヘルスを推進するとともに、身近にいる人の心の変化に気づき、相談につなげるゲートキーパーを養成します。	保健所 保健予防課	継続
167	メンタルヘルスサポーターの育成 再掲 50	心の健康についての正しい理解の普及啓発や心の健康づくりを図るとともに、精神障害者及びその家族を支援するメンタルヘルスサポーターを育成し、精神障害者が生活しやすい環境づくりを推進します。	保健所 保健予防課	継続
168	精神保健福祉に関する正しい知識の啓発普及 再掲 51	精神保健福祉に関する知識の啓発普及に努めるとともに、精神的健康の保持及び増進を図ります。	保健所 保健予防課	継続
169	障害者グループホームの整備 再掲 118	社会福祉法人等が行うグループホームの整備に対して補助を行い障害者の地域での生活を促進します。	障害福祉課	新規
170	防犯カメラ設置補助事業の実施 再掲 205	地域住民が主体となった防犯活動を支援するため、防犯カメラを新たに設置する町内会等に対し補助金を交付し、犯罪のない安全で安心なまちづくりを推進します。	生活安全交通課	新規
171	保健・医療・福祉ネットワーク事業の実施（その2）	市社会福祉協議会において、地域ぐるみ福祉活動推進事業及び心配ごと相談事業を行います。	福祉政策課	継続
172	地域共生社会の推進	子ども・高齢者・障害者など、すべての人々が、地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる、地域共生社会の推進に努めます。	福祉政策課	新規

取り組む主要テーマ3（3） 防災分野における男女共同参画の推進

現状と課題

近年大規模な災害が頻発する中、男女共同参画の視点を防災分野に取り入れることの重要性が一層認識されてきたことから、国では、令和2（2020）年5月に行われた「防災基本計画」の修正に合わせて、「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」が策定され、「女性は防災・復興の「主体的な担い手」である」、「災害から受ける影響やニーズの男女の違いに配慮する」などの方針が示されました。

災害などの非常時には、平常時における社会的課題が一層顕著に現れることで、女性や子ども、脆弱な状況にある人々がより多くの影響を受けることが指摘されています。

そのため、平常時から防災分野における男女共同参画を推進し、防災備蓄の準備や、有事の際の避難所運営などに男女共同参画の視点を取り入れることを住民全体で考え、地域の災害対応力の強化を図っていく必要があります。

施策の方向3（3）① 地域における防災分野への女性の参画促進

No.	事業	内容	担当課	方向性
173	避難所運営マニュアルへの女性の視点導入 再掲 178	総合防災訓練等への女性参加を今後とも積極的に働きかけ、参加者からの意見等について必要に応じマニュアルに反映します。	防災対策課	継続
174	地域防災活動への女性の参画	避難所運営などの地域防災活動において、女性の視点を入れることや、女性の参画の重要性について、避難所運営マニュアルや、出前講座などを通じて、情報提供や啓発に努めます。	防災対策課	新規
175	救命講習会の実施 再掲 162	救急事故現場に居合わせた人たちの適切な応急手当による救命効果の向上を目指して救命講習会の受講者を維持し、男女を問わず市民による積極的な応急手当の推進を図ります。	消防局 警防課	継続
176	女性消防団員の活動支援 再掲 69	女性消防団員に研修会や各種訓練への参加など、活動機会を設けて地域の防災リーダーとして育成します。	消防局 総務課	継続

施策の方向3 (3) ② 男女共同参画の視点に立った防災対策の推進

No.	事業	内容	担当課	方向性
177	防災対策への女性の視点導入	災害時の備えや避難情報について周知する出前講座や、防災訓練等の機会を通じて、意見や要望を伺いながら、女性の視点からの防災対策の推進に努めます。	防災対策課	継続
178	避難所運営マニュアルへの女性の視点導入 再掲 173	総合防災訓練等への女性参加を今後とも積極的に働きかけ、参加者からの意見等について必要に応じマニュアルに反映します。	防災対策課	継続
179	男女の視点に配慮した防災備蓄	要配慮者や男女のニーズの違いなど、多様な視点に配慮した防災備蓄に努めます。	防災対策課	新規
180	災害ボランティアネットワーク事業の推進	災害ボランティアネットワーク会議による災害ボランティア本部設置・運営訓練や研修会への参加を通して、災害時における意思決定の場への女性の参画を促進します。	男女参画・市民協働課	継続
181	男女共同参画の視点に立った避難所運営等に関する啓発講座の開催 再掲 207	避難所等における性暴力・DVの防止や意思決定の場への女性の参画等、男女共同参画の視点に立った避難所運営等の意識啓発を図ります。	男女共同参画推進センター	継続

取り組む主要テーマ4 (1) パートナー間のあらゆる暴力根絶のための意識づくり

現状と課題

市民意識調査によると、「DVを受けた経験がある」と答えた人の割合は全体では20.2%で、男女別内訳でみると男性は13.6%、女性は25.3%と、依然として女性の割合が多くなっています。経験したDVの内容は、大声で怒鳴るなどの「精神的な暴力」が14.6%と最も多く、次いで、殴る、けるなどの「身体的な暴力」が9.7%となっています。

また、県警察が対応した「DV事案等の件数」は近年では最も多く、その被害者は男女ともに増加しているほか、若年層においても交際相手から暴力を受ける「デートDV」の被害や、ストーカー、強制わいせつ、児童買春、リベンジポルノ、盗撮などの性犯罪による痛ましい事件が増えています。

DVは犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であります。社会的な理解はまだ十分とはいえません。社会全体で「どのような暴力も絶対に許さない」とする共通認識を持ち、すべての人が安心して安全に暮らせるよう、市民へのDVや性犯罪等についての正しい知識の普及や被害を未然に防止するための周知・啓発に取り組み、あらゆる暴力の防止と、暴力を生み出さない社会を目指していく必要があります。

施策の方向4 (1) ① パートナー間のあらゆる暴力防止についての意識啓発

No.	事業	内容	担当課	方向性
182	人権啓発フェスティバルの開催 再掲 13	「人権啓発フェスティバル」を開催し、広く一般に、人権教育、人権啓発の推進を図ります。	市民生活相談課	継続
183	「広報とやま」を通じた人権啓発活動の実施 再掲 14	人権週間、人権擁護委員の日に併せて、人権啓発に関する記事を掲載します。	市民生活相談課	継続
184	各種研修会での人権啓発活動の実施 再掲 15	出前講座メニュー「人権ってなに？」を活用し、人権啓発活動を展開します。	市民生活相談課	継続
185	DV防止などに関する意識啓発	「広報とやま」、情報交流誌「あいのかぜ」やホームページなどを用いて、DV防止の意識の醸成を図ります。	男女参画・市民協働課	継続
186	一般向けDV防止啓発冊子の作成	公共施設などに啓発冊子を配備し、DVに関する啓発を図ります。	男女参画・市民協働課	継続
187	男女共同参画とやま市民フェスティバルの開催 再掲 3	「男女共同参画とやま市民フェスティバル」を開催し、男女共同参画に関する情報発信と意識啓発を図ります。	男女参画・市民協働課	継続
188	DV防止啓発講座の開催	パートナー間等におけるあらゆる暴力の予防と根絶を図るため、学生や教職員及び保護者を対象にしたDV防止啓発講座を開催します。	男女共同参画推進センター	継続
189	男性に対する啓発活動の推進	女性に対する暴力をなくす運動期間に合わせ、男性に向けた広報やチラシによる啓発活動を推進します。	男女共同参画推進センター	継続
190	人権教育推進事業の実施 再掲 21	「人権フォーラム」を開催し、人権問題に関する普及・啓発を図ります。	生涯学習課	継続

施策の方向4 (1) ② 若年層を対象とする予防啓発の拡充、教育・学習の充実

No.	事業	内容	担当課	方向性
191	デートDVの予防・啓発	若い世代のデートDVに対する注意力を高めるために、デートDVについての啓発冊子やDV相談窓口案内カードを配付し、予防と啓発に努めます。	男女参画・市民協働課	継続
192	デートDVに関する研修への参加促進	デートDVに関する研修に教員の参加を促し、デートDVに対する注意力を高めるとともに、生徒への指導につなげます。	学校教育課	継続

取り組む主要テーマ4（2） 相談体制の強化

現状と課題

DVは、その多くが外部からの発見が困難な家庭内で行われており、また、市民意識調査において、DVの経験がある人の約半数が、「どこ（だれ）にも相談しなかった」と回答するなど、外部に相談することに抵抗を感じる人が多いことから、被害が潜在化・深刻化しやすい傾向にあると考えられます。

そのため、被害者がDVから抜け出し、安心して安全に生活していくためには、独りで悩むことなく、早期に相談窓口を利用してもらうことで、様々な支援等を受けることができるよう、被害者に必要な情報を広く発信していくことが必要です。

また、相談者の状況に応じた適切な支援やサービスに繋げていくために、本市で組織する「配偶者等からの暴力被害に係る相談窓口連絡会議（DV相談窓口連絡会議）」に属する関係部署において、各々の相談窓口における専門性の向上や、関係課相互の連携強化を図っていくとともに、市民がいつでも気軽に利用できるような体制の充実に取り組むことが必要です。

施策の方向4（2）① 相談窓口の周知

No.	事業	内容	担当課	方向性
193	広報誌やホームページ等を活用した相談窓口の周知	「広報とやま」や市ホームページに各種のDV相談窓口を掲載し、周知を図ります。	男女参画・市民協働課	継続
194	DV相談窓口の周知	「広報とやま」や市のホームページに相談窓口の情報を掲載するとともに、各種啓発講座を開催する際に、相談窓口についてのリーフレットを配布します。また、女性に対する暴力をなくす運動期間等に合わせ、C i C内でのパネル及びリーフレットの展示や、相談窓口案内カードを配置するなど周知に努めます。	男女共同参画推進センター	継続
195	普及啓発事業の実施 (相談窓口紹介ガイド)	配偶者などからの暴力、女性の人権に関すること、からだやこころの健康に関することなどの相談窓口を紹介した「相談窓口紹介ガイド」を作成、配布し、相談窓口を周知します。	保健所 保健予防課	継続

施策の方向4（2）② 安心して相談できる体制の充実

No.	事業	内容	担当課	方向性
196	女性相談員設置事業の実施	女性相談員1人を設置し、女性からの各種相談に対応し、女性の精神的な負担の軽減を図ります。	こども福祉課	継続
197	対面相談事業の実施（こころの悩みや不安についての相談） 再掲 49、208	アルコール問題、ひきこもり問題などのさまざまな不安や悩みについての相談、こころの健康相談、自殺予防に関する相談について、保健師や精神保健福祉士、公認心理師等が対応します。	保健所 保健予防課	継続

No.	事業	内容	担当課	方向性
198	精神保健福祉相談・若年層の心の相談事業の実施 再掲 52	ライフサイクルの各段階に生じる精神的なストレスによる心身の不調及び不適応について、本人・家族・関係者を対象に、専門医等による相談を実施し、不安の軽減や医療機関受診など、適切な対応に努めます。	保健所 保健予防課	継続
199	D V相談の実施	D V相談員による「D V相談」を実施し、関係機関と連携しながら、相談者の問題解決に向けた助言を行います。	男女共同参画推進センター	継続
200	夫婦・男女に関する悩み相談の実施 再掲 209	臨床心理士による、「夫婦・男女に関する悩み相談」を実施し、相談者を支援します。	男女共同参画推進センター	継続
201	夫婦・男女に関する法律相談の実施	弁護士による、「夫婦・男女に関する法律相談」を実施し、相談者の法的な問題解決を支援します。	男女共同参画推進センター	継続
202	D V相談窓口連絡会議の開催 再掲 206、227	必要に応じてD V相談窓口連絡会議を開催し、情報交換や協議などを通して市各担当課及び外部関係機関などの連携強化を図ります。	男女参画・市民協働課	継続
203	D V相談担当者などの研修の充実 再掲 228	D V被害者に寄り添った支援を図るため、外部講師による講義や事例検討などの研修会を開催し、相談担当者のD Vについての理解と相談のスキルの向上を図ります。	男女参画・市民協働課	継続

取り組む主要テーマ4（3） 安全確保と自立支援

現状と課題

緊急時のDV被害者の安全確保は最も優先すべき事項であり、関係機関は連携・協力しながら、それぞれに求められる役割を的確に果たす必要があることから、本市では、緊急で保護を求めてきた被害者などには、警察や富山県女性相談センターと連携し、一時保護につなぐ支援を行っています。

DV被害者が新たな居場所で自立した生活を送るためには、DVにより心身に受けたダメージからの回復が不可欠であり、同時に住宅・生活費の確保、就業、子供の就学の問題や、離婚や子どもの親権の確保などの法的な問題など、様々な支援が必要となります。そのため、関係機関との速やかな連携を図り、被害者の気持ちに寄り添いながら、自立支援にいたるまでの一貫した支援体制が必要です。

また、被害者に子どもがいる場合、その子どもがDVを目撃したり、あるいは直接的な暴力を受けていたりするケース（DVと児童虐待の併存）もあることから、専門機関などと連携して子どもの安全確保と心のケアを充実させるとともに、学校、保育所等の関係機関と連携し、養育環境に配慮した支援を行っていくことが重要です。

施策の方向4（3）① 被害者の安全確保のための体制づくり

No.	事業	内容	担当課	方向性
204	住民基本台帳の閲覧制限などの支援措置の実施	DV被害者の保護のための措置の手順を定めた支援対応マニュアルに基づき、住民基本台帳の閲覧制限処理を迅速に行います。また、住民基本台帳からの情報をもとに事務処理を行う関係課と連携し、DV被害者の住所の漏洩防止に努めます。	市民課	継続
205	防犯カメラ設置補助事業の実施 再掲 170	地域住民が主体となった防犯活動を支援するため、防犯カメラを新たに設置する町内会等に対し補助金を交付し、犯罪のない安全で安心なまちづくりを推進します。	生活安全交通課	新規
206	DV相談窓口連絡会議の開催 再掲 202、227	必要に応じてDV相談窓口連絡会議を開催し、情報交換や協議などを通して市各担当課及び外部関係機関などの連携強化を図ります。	男女参画・市民協働課	継続
207	男女共同参画の視点に立った避難所運営等に関する啓発講座の開催 再掲 181	避難所等における性暴力・DVの防止や意思決定の場への女性の参画等、男女共同参画の視点に立った避難所運営等の意識啓発を図ります。	男女共同参画推進センター	継続

施策の方向4 (3) ② 被害者の心身の回復支援

No.	事業	内容	担当課	方向性
208	対面相談事業の実施（こころの悩みや不安についての相談） 再掲 49、197	アルコール問題、ひきこもり問題などのさまざまな不安や悩みについての相談、こころの健康相談、自殺予防に関する相談について、保健師や精神保健福祉士、公認心理師等が対応します。	保健所 保健予防課	継続
209	夫婦・男女に関する悩み相談の実施 再掲 200	臨床心理士による、「夫婦・男女に関する悩み相談」を実施し、相談者を支援します。	男女共同参画推進センター	継続

施策の方向4 (3) ③ 被害者の生活再建に向けた支援

No.	事業	内容	担当課	方向性
210	生活保護事業の実施	生活困窮者に、生活保護法に基づく経済的支援や自立に向けての指導やアドバイスを行います。	生活支援課	継続
211	犯罪被害者等支援金支給事業の実施	犯罪被害者等を対象に、国の制度に先立ち、迅速に当座の資金を、申請に基づき支援金として支給する制度を実施します。	生活安全交通課	新規
212	児童扶養手当支給事業の実施 再掲 76、120	離婚等により父又は母と同一生計にない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、児童扶養手当を支給します。	こども福祉課	継続
213	母子家庭等自立支援給付金事業の実施 再掲 77、121	母子家庭等の能力開発の支援、経済的自立に効果的な資格取得期間中の安定した修業環境の提供、就業機会創出を支援します。	こども福祉課	継続
214	母子家庭等就業・自立支援センター事業の実施 再掲 78、122	母子家庭等における個々の状況、職業適性、就業経験に応じた就業相談、就業支援講習、就業情報の提供などの就業支援サービスを総合的に提供します。	こども福祉課	継続
215	母子父子寡婦福祉資金貸付事業の実施 再掲 79、123	母子家庭等の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせてその児童の福祉を増進するため、資金を貸付します。	こども福祉課	継続
216	母子・父子自立支援員の設置 再掲 80、124	母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の福祉向上を図るための相談指導等により、経済的自立の助成と生活意欲の助長を図ります。	こども福祉課	継続
217	母子生活支援施設の設置・運営 再掲 119、225	母子家庭やDV被害者の母と子が心身ともに健やかに良い環境の中で生活ができるように、母子生活支援施設（和光寮）を設置、運営し、日常の中で育児・教育についての相談や各種行事への参加を通して、自立への足がかりとなるよう援助し、指導を行います。	こども健康課	継続

No.	事業	内容	担当課	方向性
218	ひとり親家庭ファミリー・サポート・センター利用料助成事業の実施 再掲 81、125	富山市ファミリー・サポート・センターを利用するひとり親家庭に対し、自己負担額の一部を助成します。	こども福祉課	継続
219	ひとり親家庭病児保育利用料助成事業の実施 再掲 82、126	病児保育を利用するひとり親家庭に対し、自己負担額の一部を助成します。	こども福祉課	継続
220	放課後児童健全育成事業に係るひとり親家庭への支援 再掲 84、129	労働等により保護者が昼間家庭にいない、ひとり親家庭を支援するため、利用料が通常月より高くなる8月に放課後児童健全育成事業を利用するひとり親家庭に対して助成します。	こども支援課	継続
221	ひとり親お助け隊事業の実施 再掲 83、131	ひとり親アテンダントが様々な支援の情報提供や、要望に応じた手続きの付き添いを行い、一人ひとりに寄り添ったサポートをします。	こども福祉課	継続
222	市営住宅管理事業の実施	健康で安全かつ快適な生活が営めるよう住宅に困窮している市民等への市営住宅の提供と管理を行います。	市営住宅課	継続

施策の方向4（3）④ DV被害者の子どもへの支援

No.	事業	内容	担当課	方向性
223	臨床心理士派遣事業（保育所）の実施	相談があった保育所に心理相談員とこども健康課の職員が訪問を行います。	こども健康課	継続
224	臨床心理士派遣事業（子ども会）の実施	相談があった子ども会に心理相談員とこども健康課の職員が訪問を行います。	こども健康課	継続
225	母子生活支援施設の設置・運営 再掲 119、217	母子家庭やDV被害者の母と子が心身ともに健やかに良い環境の中で生活ができるように、母子生活支援施設（和光寮）を設置、運営し、日常の中で育児・教育についての相談や各種行事への参加を通して、自立への足がかりとなるよう援助し、指導を行います。	こども健康課	継続
226	スクールカウンセラーなどによる相談の実施	市内小・中学校にスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを配置し、子どもの悩み相談を充実させます。対応事例に関する情報共有やカウンセラーなどの効果的な活用の推進に努めます。	学校教育課	継続

取り組む主要テーマ4（4） DV対策推進体制の強化

現状と課題

DVをめぐる問題は多様化・複雑化しており、相談の内容から被害者一人ひとりの状況に応じて適切に対応し、支援するためには、相談担当者の技術向上や関係する部署及び外部機関との連携が重要です。

そのため、本市では、DV相談を受ける関係課などで組織する「DV相談窓口連絡会議」を設置し、市内のDV対策推進体制の強化を図るとともに、DV相談担当者向けに研修を行っています。

今後も、警察や法務局、富山県女性相談センターなどの公的機関や、DV被害者を支援するNPO法人等の民間団体などの外部講師による講義や、DV相談担当職員間の相互連携を図るための情報交換会等を開催し、引き続き職員のDV対策についての理解を深めるとともに、市内の関係部署や外部機関との協力体制を更に強化していく必要があります。

施策の方向4（4）① 関係各課、関係機関、民間支援団体などとの連携強化

No.	事業	内容	担当課	方向性
227	DV相談窓口連絡会議の開催 再掲 202、206	必要に応じてDV相談窓口連絡会議を開催し、情報交換や協議などを通して市各担当課及び外部関係機関などの連携強化を図ります。	男女参画・市民協働課	継続
228	DV相談担当者などの研修の 充実 再掲 203	DV被害者に寄り添った支援を図るため、外部講師による講義や事例検討などの研修会を開催し、相談担当者のDVについての理解と相談のスキルの向上を図ります。	男女参画・市民協働課	継続